
人口減少時代の地域コミュニティに関する調査研究 報告書

－ 持続可能な地域協議会の確立に向けた3つのカ－

平成28年3月

公益財団法人 東北活性化研究センター
特定非営利活動法人 いわてNPO-NETサポート

はじめに

今後、急速に高齢化・人口減少が進展する東北地域（東北6県及び新潟県）では、様々な地域課題（高齢者の生活支援、子育て支援、地域交通の確保、防災等）が顕在化しています。そのため、地域住民による課題解決が期待され、新たな地域づくり組織（以下、地域協議会という）の形成が進展しています。

しかし、地域コミュニティの衰退を背景に、住民が持続的に地域協議会を運営し、自立的、主体的に地域づくりに取り組むことは難しい状況にあります。いかに地域協議会の力を高め、持続可能な仕組みをつくっていくかが大きな課題となっています。

地域協議会は、住民が地域の実情や特性に合わせて創りあげ、成長させていくものです。そこには、住民自らの努力と行政や中間支援組織による支援が必要不可欠であるという認識が必要です。

本調査では先進的な取り組みを行う地域づくり組織や行政などへのインタビュー調査をもとに、持続可能な地域協議会の確立に向けた力づけの方向性を探り、その実現方策をとりまとめました。なお、地域協議会に求められる「力」として、「代表力」「調整力」

「革新力」を示し、それらの推進と支援の方策を提言いたしました。

調査研究にあたり、アドバイザーの先生方には、ご専門の見地から大変貴重なご指導・助言を頂きました。また、ヒアリング調査では川西町、北上市、一関市の住民、職員の皆さまにご協力を頂き、心から感謝申し上げます。

本報告書が東北から地域協議会の新たなあり方を発信する契機となり、地域の変革に向けて第一歩を踏み出そうとする地域の方々や自治体関係者の方々の一助となれば幸いです。

平成28年3月

公益財団法人 東北活性化研究センター

目次

調査研究の概要	3	IV. 持続可能な地域協議会の確立に向けて	53
要旨	5	1 地域協議会と3つの力の推進	54
I. 地域協議会の現状	6	2 基礎自治体による支援	55
1 地域協議会の組織化の背景	7	3 中間支援組織による支援	56
2 地域協議会の組織化の状況	10	4 持続可能な地域協議会と支援体制	57
3 地域協議会を取り巻く問題	15	V. 持続可能な地域協議会への ステップチェックシート	58
II. 地域協議会の実践と課題 ～ヒアリング調査の結果～	20	事例	61
1 事例の概要	21		
2 基礎自治体のコミュニティ政策	24		
3 地域協議会の実践	32		
4 地域協議会が抱える課題	36		
III. 求められる地域協議会の役割と機能	40		
1 地域協議会に求められる役割	41		
2 持続可能性を高める3つの力	49		

調査研究の概要

■ 研究の背景

現在、少子高齢化、人口減少が進む中で基礎的コミュニティである「自治会」や「町内会」などと地域内の組織（社会福祉、生涯学習、PTA、防犯・防災、環境、衛生等）が連携・補完しあうことで、さまざまな地域課題を解決することを目的とした「地域協議会」※1が設立されている。

この地域協議会には、単に「住民による自主的な地域づくり活動の推進」という面だけではなく、行政と対話を重ねながら、「協働のパートナー」として対等な立場で地域づくりに参画することが期待されている。

しかし、実際には、地域内での合意形成の難しさ、さらに地域協議会自体の持続可能な運営をどのように担保するかなどの組織的な問題のほか、行政と地域協議会が地域づくりにおいてどのような役割分担を行うかといった制度的な問題も散見している。

今後いっそう地域課題が山積する中、地域協議会が主体的、自立的に地域づくり活動に取り組むために、それぞれの地域特性や目指す方向に即した地域協議会自身のエンパワメント（力づけ）を行っていくことが急務となっている。

■ 研究の目的

本研究は、上記の背景のもと、①地域協議会が現在抱える課題を整理し、②地域特性やビジョンに応じた地域づくりを推進するための役割と機能のあり方を定義する。さらに、③その役割を果たすために必要な「力」の方向性を定め、④行政および中間支援組織等による支援のあり方について検討する。

※1 「地域協議会」定義

本報告書では、概ね小学校区を範域として、基礎的コミュニティ（自治会など）や地域内組織で構成され、住民の話し合いによる合意形成や意思決定のプロセスを通じ、主体的に地域課題の解決にあたる組織を「地域協議会」と称する。

各地域で組織化されている地域協議会は「地域自治組織」（地方自治法及び合併特例法）や「地域運営組織」（総務省）、各自治体で条例等により制度化されるものなどその名称は様々である。また、その組織構造や活動内容も組織によって異なる。

■ 調査内容と対象

平成27年9月から11月の間に以下の自治体および地域協議会、中間支援組織をヒアリングし、それぞれの地域コミュニティ政策、地域協議会の組織化の経緯、地域づくりの活動内容、課題、地域内連携の状況、行政等による支援内容を整理する。

ヒアリング対象

自治体	地域協議会等	中間支援組織
山形県 川西町	東沢地区協働のまちづくり推進会議 特定非営利活動法人 きらりよしじまネットワーク	
岩手県 北上市	黒岩自治振興会 岩崎地区自治振興協議会 口内町自治協議会 特定非営利活動法人 あすの黒岩を築く会 特定非営利活動法人 くちない	特定非営利活動法人 いわてNPO-NETサポート
岩手県 一関市	川崎まちづくり協議会 室根まちづくり協議会 猿沢地区振興会 千厩町小梨第10区自治会 室根町第12区自治会	いちのせき市民活動センター

■ 調査研究の体制

地域コミュニティに関わる有識者の指導・助言を受けながら調査を実施した。

<アドバイザー（50音順、敬称略）>

石井山 竜平

東北大学大学院教育学研究科 准教授

櫻井 常矢

高崎経済大学地域政策学部 教授

広田 純一

岩手大学農学部共生環境課程 教授

<事務局>

宮曾根 隆

公益財団法人 東北活性化研究センター 特命部長

小杉 雅之

公益財団法人 東北活性化研究センター 調査研究部長

大泉 太由子

公益財団法人 東北活性化研究センター 調査研究部主席研究員

伊藤 孝子

公益財団法人 東北活性化研究センター 調査研究部研究員

菊池 広人

特定非営利活動法人 いわてNPO-NETサポート 事務局長

※「特定非営利活動法人」を以下、「NPO法人」という。

要旨

地域協議会をめぐる現状

地域コミュニティの現状

- 地域コミュニティの機能低下
 - 人口減少や住民ニーズの多様化・複雑化により新たな地域課題の顕在化
 - 地域のつながりの希薄化
- 行政の対応能力の低下
 - 行財政改革に伴う行政サービスの削減・縮小
 - 合併による住民と行政の関係の希薄化

広域的な範囲で地域課題を解決し、基礎自治体の「協働」のパートナーとなる「地域協議会」への期待が高まる

地域協議会の課題 <ヒアリング・事例から>

- 参加と話し合いの促進
 - 一部の住民に偏った地域協議会への参加や地域づくり活動の増加による負担増。
- 役割と位置づけの明確化
 - 地域協議会と基礎的コミュニティ、基礎自治体との役割分担が不明瞭。地域のビジョン・計画の実現性が不明確。
- 組織運営の安定化
 - 地域協議会の事務局業務の増加、専門的スキルやノウハウの不足など組織運営が不安定。
- 課題解決力の向上
 - 地域協議会活動のマンネリ化や人口減少による担い手不足など課題解決に向けたパワーの低下。

地域協議会の役割と実現にむけた「力」の定義

持続可能な地域コミュニティを形成するために地域協議会自らが果たすべき役割を意識して地域運営に取り組み、地域にその存在意義を示していくことが必要。

地域協議会に求められる役割

- ① 地域の資源とニーズを活かしたビジョン・プランの設定と共有
- ② 地域内組織の調整と連携促進及び機能補完
- ③ 持続的活動のための運営体制の構築
- ④ 基礎自治体とのパートナーシップ
- ⑤ 新しい課題の解決

地域協議会の持続可能性を高める3つの力

3つの力は求められる役割を果たし、持続可能な地域協議会を確立することが可能。

- 代表力
 - 多様な主体の参加による合意形成でビジョンを設定し、地域内外の組織や行政との対等なパートナーシップを形成する力
- 調整力
 - 地域内協働（連携）を推進し、共通のビジョンのもとに地域資源を効果的、戦略的に分配する力
- 革新力
 - 社会的な変化に対応し、新しい地域課題を解決するために、担い手を育成し、活躍できる環境を構築する力

持続可能な地域協議会の確立に向けた3つの力の推進と支援の方策

人口減少時代を乗り切るためには特に「革新力」が重要。それぞれの力を高めるためには地域協議会の自助努力に加えて、基礎自治体、中間支援組織による支援体制の確立が鍵となる。

地域協議会

3つの力は地域づくり活動の実践を通じて、徐々に身に付き、向上していくことが出来る。地域協議会は自らが活動の場を作り出し、実践を積み重ねていくことが必要。

基礎自治体による支援

各地域協議会を画一的に支援するのではなく、地域の多様性を受容し、それぞれに寄り添う支援を提供。「協働」の実質化には、意識的に協働の場を提供し、協働を積み重ねることにより実現。

中間支援組織による支援

経験と実践に裏付けられた専門性に基づき、基礎自治体と役割を分担し、地域協議会を支援。地域協議会の変遷を見守り、ニーズに応じた適切な支援を提供し、向上的な変容を促していく。

I . 地域協議会の現状

～データと先行研究から見る地域協議会を取り巻く環境～

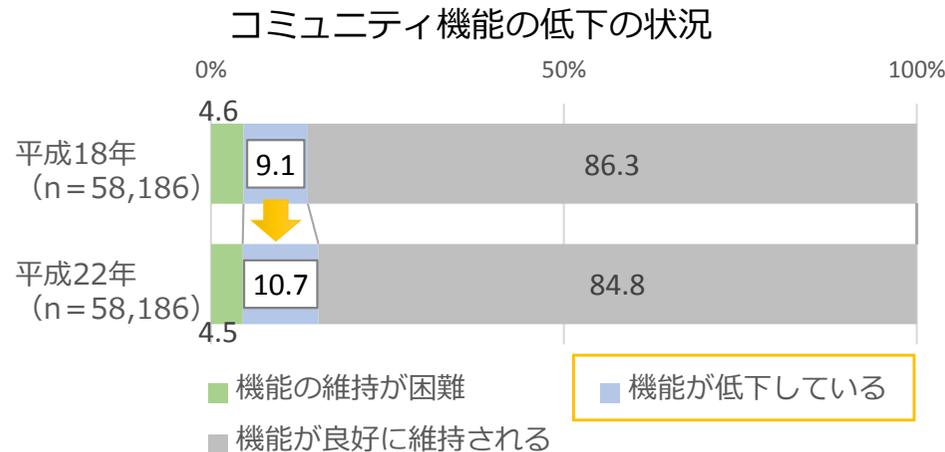
1 地域協議会の組織化の背景

1.1 地域課題の顕在化

人口の減少と過疎化の進行に伴い、様々な地域課題が顕在化するとともに、新たな地域課題が発生。一方、地域コミュニティの機能も低下傾向にあり、課題解決への対応は困難。

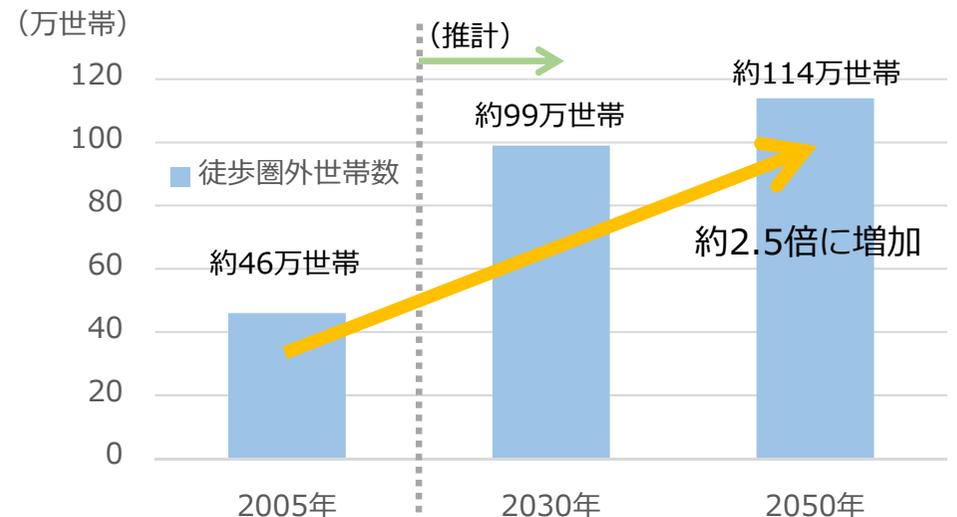
■ 地域課題の顕在化と地域コミュニティの機能低下

- 人口減少に伴い、地域内消費が縮小し、小売や飲食、生活関連サービスを提供する民間事業者が撤退。高齢者の医療・介護サービスの不足だけでなく、買い物支援や移動確保などの様々な生活支援の確保が課題となる。
- 地域のつながりが希薄化し、地域で子どもを育てる機能が低下。さらに核家族化や共働き世帯の増加により、子育て世代の孤立化を招き、子育て支援のニーズが拡大。
- その他、地域資源の維持管理や防災、防犯などが困難となるなど、様々な地域課題が山積。



出所：総務省・国土交通省「過疎地域における集落の状況に関する現況把握調査」（平成23年3月）

徒歩圏内に生鮮食品店が存在しない高齢者単独世帯数の推移



(注)

- 「生鮮食品店」は、NTTタウン情報誌より、スーパーストアと食品店を抽出
- 「生鮮食品店アクセス圏の適正距離」を参考に、例えば「徒歩圏」を、徒歩20分（1km）と設定。同適正距離の外に居住していることを「アクセスが不便」と定義
- 「徒歩速度」は、海道正信「コンパクトシティ」等で利用されている4km/時を利用。ただし、アクセス圏を直線距離で定義していることから、腰塚武志・小林純一「道路距離と直線距離」における道路距離と直線距離の関係性から移動速度を25%割り引き、徒歩50m/分（3km/時）と設定

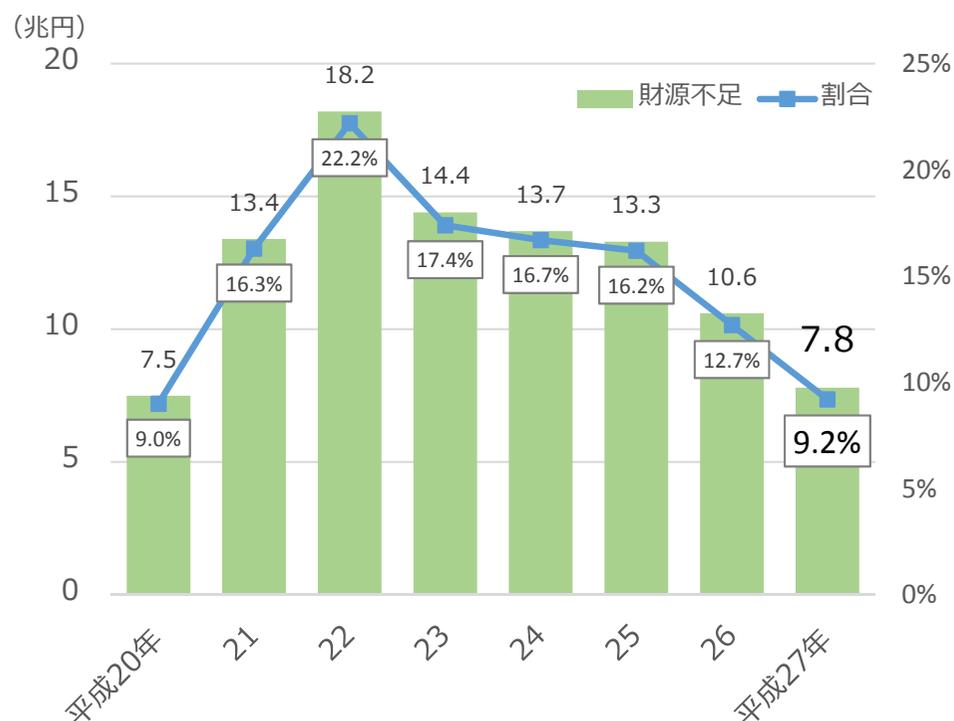
出所：国土交通省「国土の長期展望」中間とりまとめ（平成23年2月21日）

1.2 行政の対応能力の限界

経済・産業活動の縮小による税収入の減少と高齢者関連の社会保障給付費の増加により地方財政は逼迫。行政改革と合併により、経費・人員の削減や事務事業の見直しが図られ、きめ細かな行政サービスの提供にも限界が生まれる。

■ 地方財政の財源不足の状況

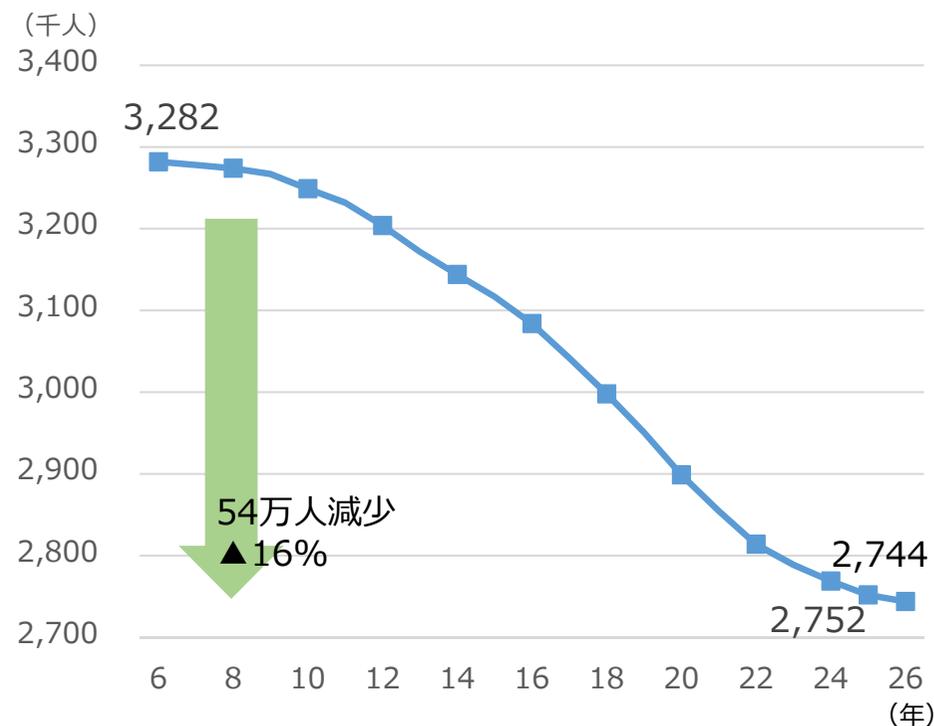
社会保障費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、7.8兆円の財源不足となり、地方財政計画の約9.2%に達する見込みとされる。



出所：地方財政関係資料「地方財政の財源不足の状況」PDF
<http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html>

■ 地方公共団体の総職員数の推移

対前年比で約9千人が減少し、約274万人。平成6年から毎年減少し、約54万人が減少した。



出所：総務省自治行政局公務員部給与能率推進室「平成26年地方公共団体定員管理調査結果」（平成27年3月）

1.3 合併による基礎自治体と地域住民との関係性の希薄化

地方分権改革に伴う市町村合併は行政サービスの低下や地域間格差を招き、行政と住民相互の関係の希薄化が進んだ。

■ 平成の大合併による市町村数の変化

市町村数は、平成10年から平成21年度までに3,232から1,727となり、約1/2に減少した。

■ 合併市町村における合併の効果

合併により一定の効果は得られたが、財政支出の削減によって周辺部の行政サービスが低下するなど、行政と住民の物理的・心理的距離が拡大した。

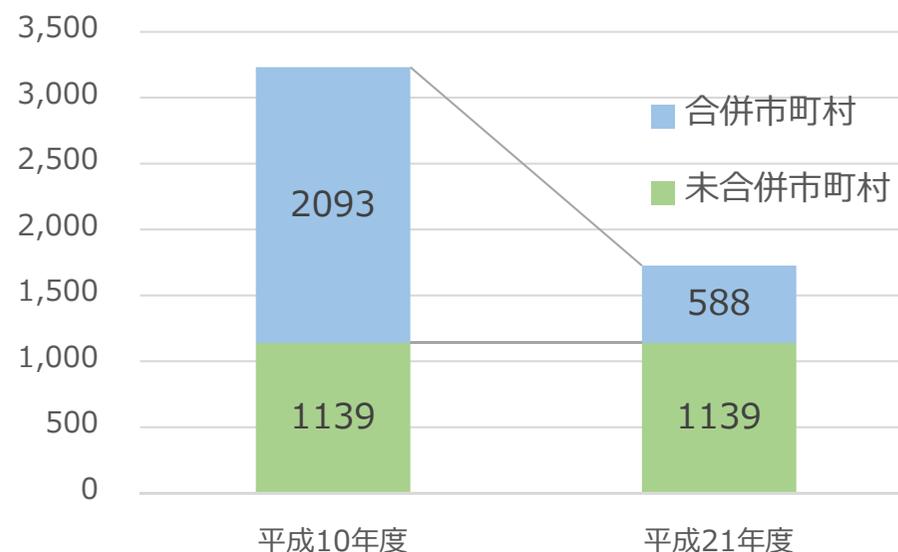
<プラスの効果>

- 財政支出の削減効果
- 職員の能力向上

<マイナス効果>

- 行政と住民相互の連帯の弱まり
- 財政計画との乖離（合併により改善が見込まれた財政状況が改善しない）
- 周辺部の衰退

合併市町村数



出所：総務省「市町村合併資料集－市町村合併の状況（合併団体数と平成11年以降で合併していない団体数の対比）」

出所：全国町村会・道州制と町村に関する研究会「『平成の合併』をめぐる実態と評価」（平成20年10月）

2 地域協議会の組織化の状況

2.1 地域協議会の必要性

地域コミュニティおよび基礎自治体の問題を背景に、既存の基礎的コミュニティや地域内組織を広域的な範囲（小学区程度）で再編・統合することで力を集成し、基礎的コミュニティを補完し、課題解決やまちづくりを実践する「地域協議会」の設立が必要。

■ 課題解決に向けた「地域協議会」の組織形成

課題解決の担い手として地域コミュニティへの期待が高まり、その要請に応えるべく、住民、基礎自治体それぞれが地域コミュニティの再編・統合に着手し、「地域協議会」の形成が進む。

多様なニーズ・地域課題への対応が困難

概ね小学校区程度の再編・統合

地域一体となった総合力での課題解決

基礎的コミュニティが抱える問題

- 基礎的コミュニティの担い手不足
- 役員の高齢化・固定化と負担増
- 青年会・婦人会・老人クラブ等の廃止
- 若者、女性の参加の場がない
- 活動のマンネリ化・衰退
- 地域内組織との連携不足 など

行政が抱える問題

- 財政の逼迫
- 職員数の減少
- 行政サービスの地域格差
- 行政と住民の関係の希薄化 など

課題解決、自立的運営、基礎的コミュニティの補完、協働の主体となりうる範囲への再編・統合

行政主導、行政依存からの脱却
地域コミュニティと行政との対等な関係構築

地域協議会の組織形成

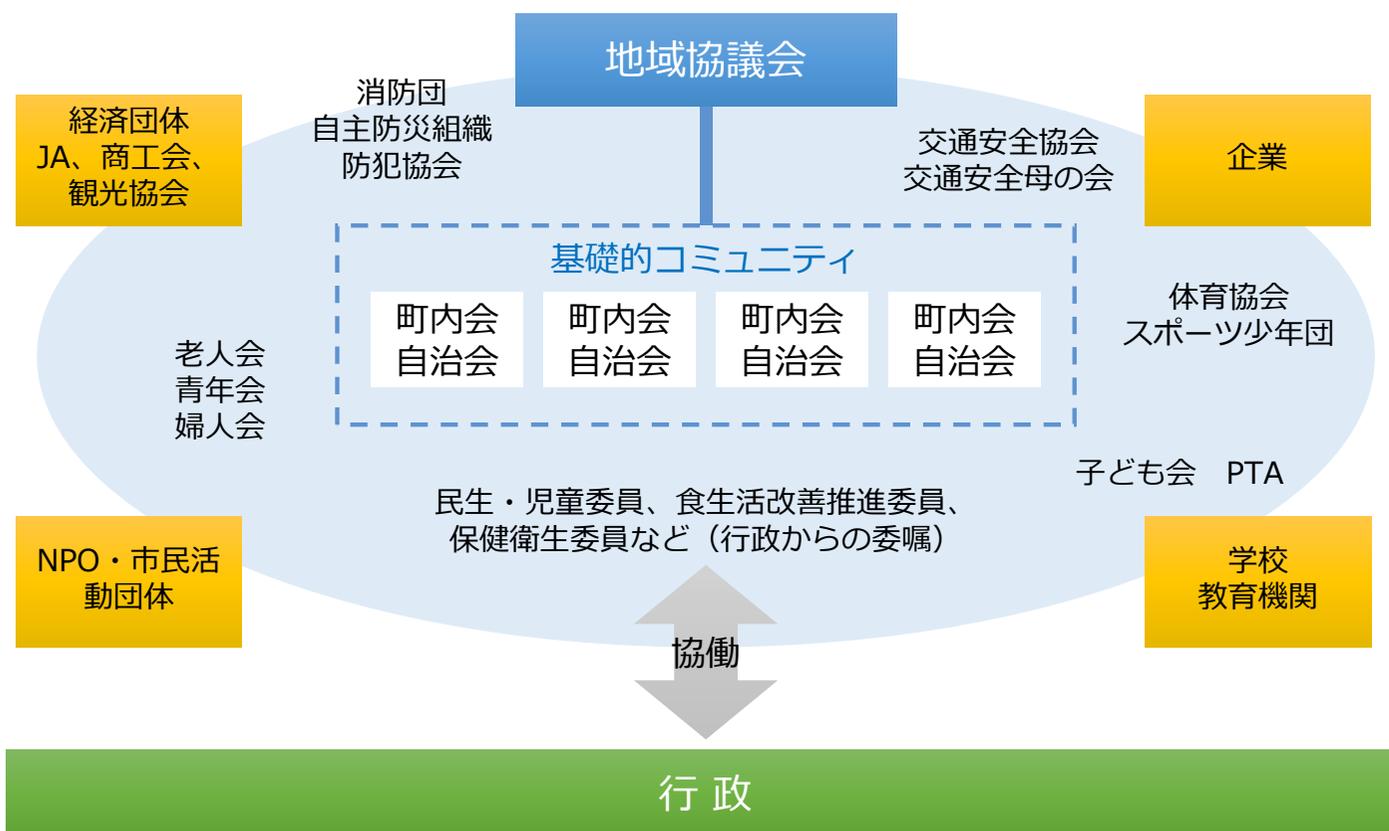
- 自立的・持続的地域コミュニティへ
 - 多様な資源・担い手を確保できる範囲の組織形成
 - 「協働」の主体としての組織形成

急速な人口減少・高齢化

2.2 地域協議会を構成する組織とその機能

地域協議会は区域内の基礎的コミュニティと地域内組織で構成される。基礎的コミュニティは日常的な暮らしを維持する基本的活動を行う。地域協議会は、行政の協働のパートナーとして、地域住民・地域内組織の協議の場をつくり、地域ビジョン・地域計画の策定、地域課題解決に向けた話し合いと意思決定を行う。

■ 地域協議会の構成（イメージ）



- 地域協議会の役割
- 地域ビジョンと地域計画の策定
 - 課題解決活動の企画・実践
 - 地域内外とのネットワークづくり
 - 拠点施設の管理・運営
 - 人材の発掘・育成
 - 行政との連携・提案・交渉の窓口 など

- 基礎的コミュニティの役割
- 見守り等の暮らしを支える活動
 - 交通安全活動
 - 防犯・防災活動
 - 道路・公園等の清掃、美化活動
 - 衛生、ゴミ分別・回収活動
 - 集会所の管理
 - 運動会・祭り・伝統行事
 - 回覧・連絡 など

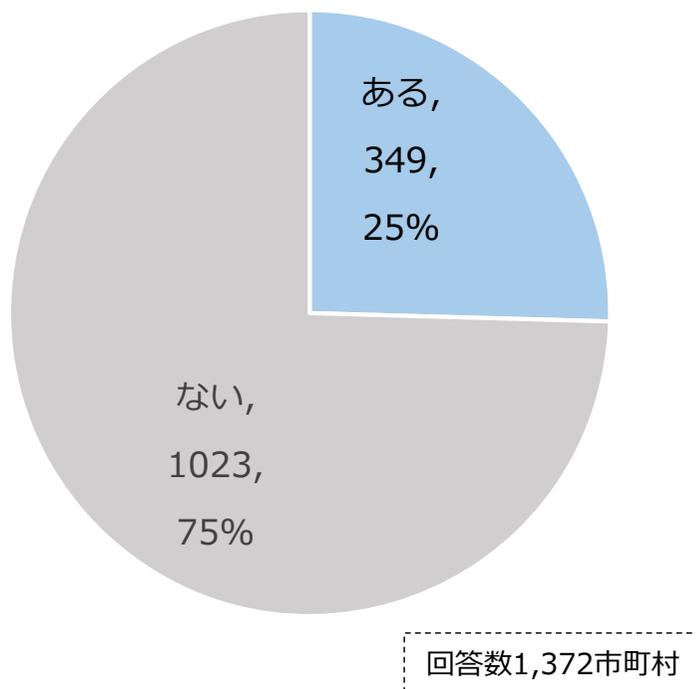
出所：多賀城市住民自治基盤形成検討会「住民主体の「協働のまちづくり」に向けた住民自治基盤形成について検討報告書」（平成22年9月）から抜粋して加工

2.3 地域協議会の設立

現行、地域協議会を設立している基礎自治体は3割程度であるが、今後の必要性を認識する自治体が多いことから地域協議会の設立数は増加すると予想される。

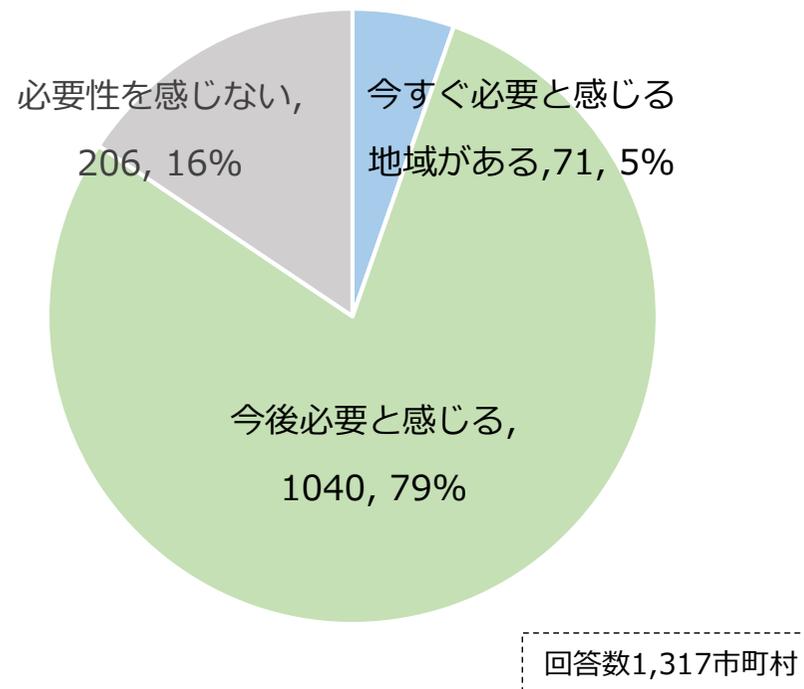
■ 地域協議会の設立

現在の地域協議会設置している市町村は約3割であり、組織数は1,656団体である。



■ 地域協議会の必要性

現在、地域協議会が未設置の自治体でも8割超が今後の組織化の必要性を認識。



出所：総務省・農林水産省「暮らしを支える活動」に取り組む組織に関する実態把握アンケート調査について」（平成26年3月）

注：総務省・農林水産省報告書では、地域住民が中心となって生活支援サービス等を提供する組織を「暮らしを支える活動に取り組む組織」として、その有無を設問している。ここでは、この「暮らしを支える活動に取り組む組織」を地域協議会と同様の組織と解釈し、そのデータを引用した。

2.4 地域協議会の設立時期と範囲

平成の大合併を契機に「地域協議会」の設立が進み、その設置範囲については小学校区とする組織が多い。

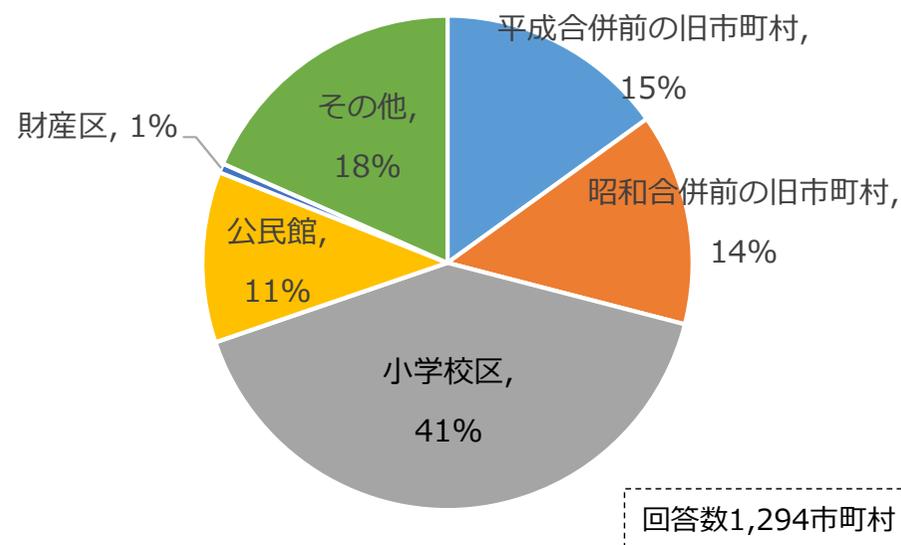
■ 地域協議会の設立時期

地域協議会の設置数は平成17～21年に急激に増加しており、平成の大合併を契機とし組織化が進んだと考えられる。



■ 地域協議会の設置範囲

地域協議会の設置範囲は、小学校区単位が4割と最も多い。基礎的コミュニティよりも広域で、かつ旧町村や社会教育の活動など住民の生活に近く、従来から深いつながりのある区域と考えられる。



出所：坂本誠「全市区町村アンケートによる広域的地域マネジメント組織（地域運営組織）の設置・運営状況に関する全国的傾向の把握」（平成24年11月～平成25年3月実施）

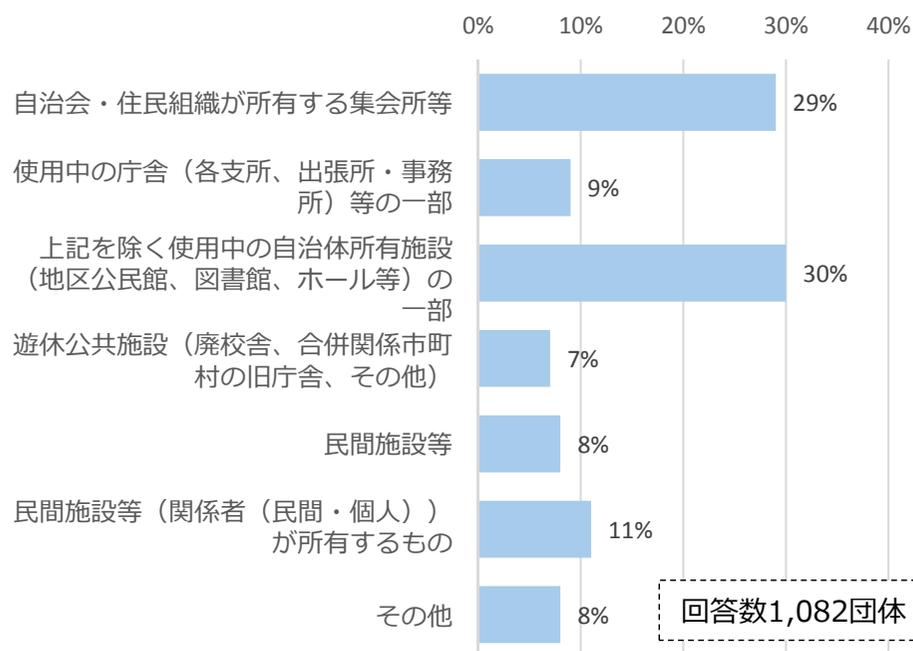
注：上記レポートでは「地方自治法もしくは合併特例法に基づいて設置された地域自治区・合併特例区、ならびに校区あるいは旧町村などの一定の区域に設置された、地域課題の解決やまちづくりなどを行っているほぼ全世帯を構成員とする組織」を「地域運営組織」としている。ここでは、この「地域運営組織」を地域協議会と同様の組織としてデータを引用した。

2.5 地域協議会の活動

地域協議会は、地区公民館等を活動拠点にしなが、領域の課題解決に向けた幅広い活動に取り組んでいる。

■ 地域協議会の活動拠点

活動拠点としては、地区公民館等の自治体所有施設や、自治会・住民組織の集会所が多い。

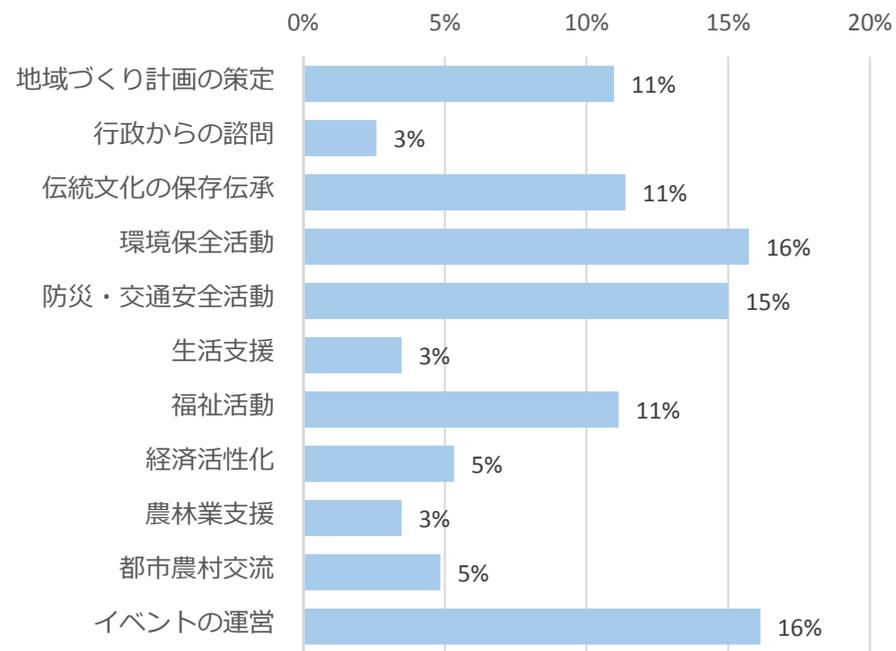


出所：総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（平成27年3月）

注：地域運営組織を「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織」と定義している。「地域運営組織」を地域協議会と同様の組織としてデータを引用した。

■ 地域協議会の活動内容

環境保全、防災・交通安全、イベントの運営に関する活動に取り組んでいる。



出所：坂本誠「全市区町村アンケートによる広域的地域マネジメント組織（地域運営組織）の設置・運営状況に関する全国的傾向の把握」（平成24年11月～平成25年3月実施）

3 地域協議会を取り巻く問題

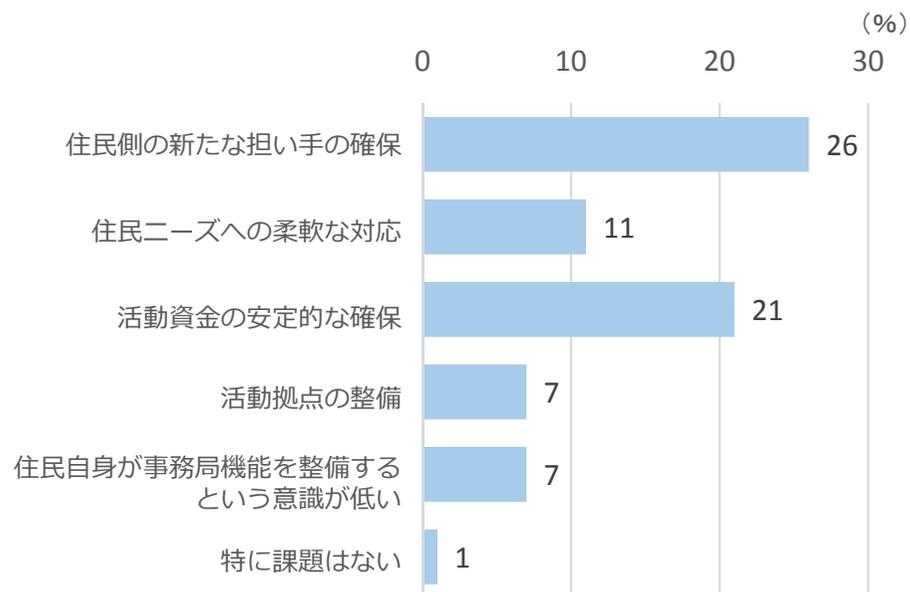
3.1 地域協議会の運営

地域協議会では、新たな担い手や活動資金の安定的確保が問題。活動資金となる収入源が限られ、事務局スタッフがいない組織も多く、組織運営体制は脆弱。

■ 継続的活動に向けた課題

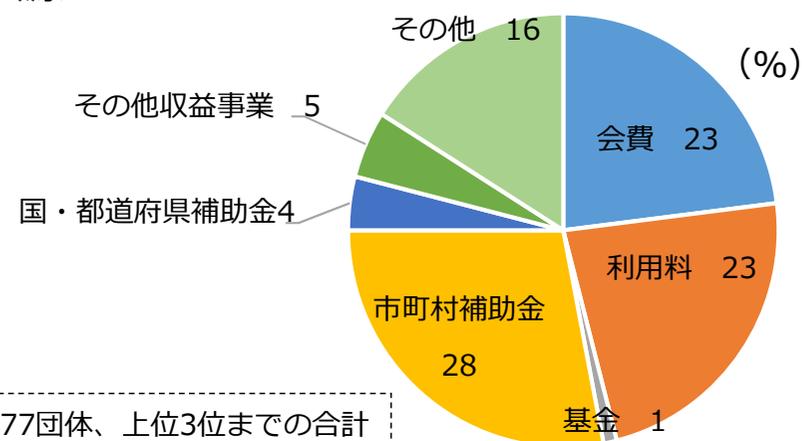
新たな担い手の確保と、活動資金の安定的な確保に問題。

基礎自治体からみた継続的活動のための課題



回答数1,501市町村、複数回答

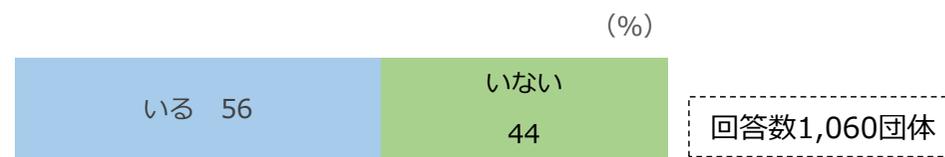
■ 主な収入源



回答数1,477団体、上位3位までの合計

出所：総務省・農林水産省「暮らしを支える活動」に取り組む組織に関する実態把握アンケート調査（平成26年3月）

■ 事務局スタッフの有無



回答数1,060団体

出所：総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（平成27年3月）

出所：総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（平成27年3月）

3.2 基礎自治体の地域協議会への期待と支援

基礎自治体は、地域協議会を「地域の代表」としての役割を担っていると認識し、活動資金、活動拠点等の支援に取り組んでいる。

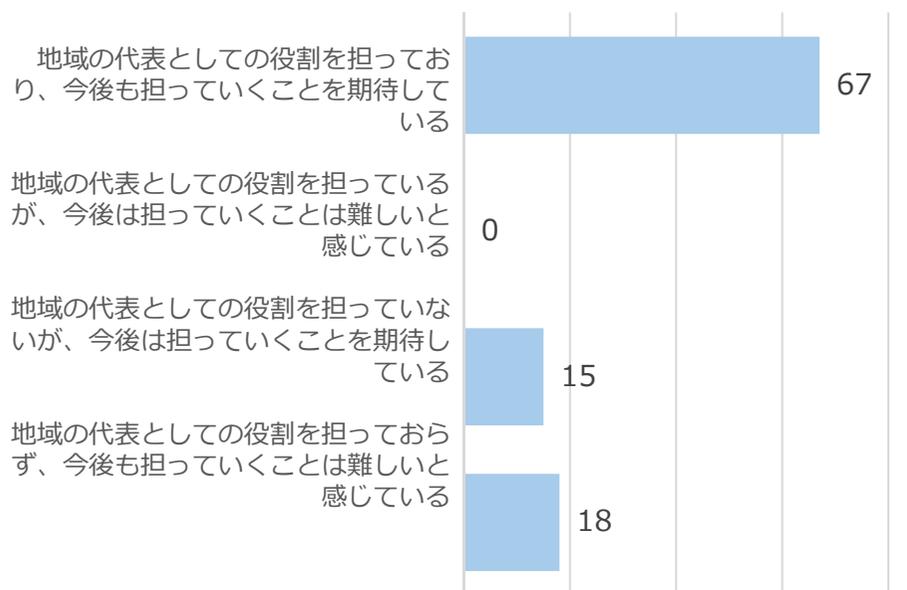
■ 地域の代表としての地域協議会への期待

「地域の代表としての役割」を担っている（担っていく）地域協議会に期待している市町村は6割強。

■ 地域協議会に対する支援

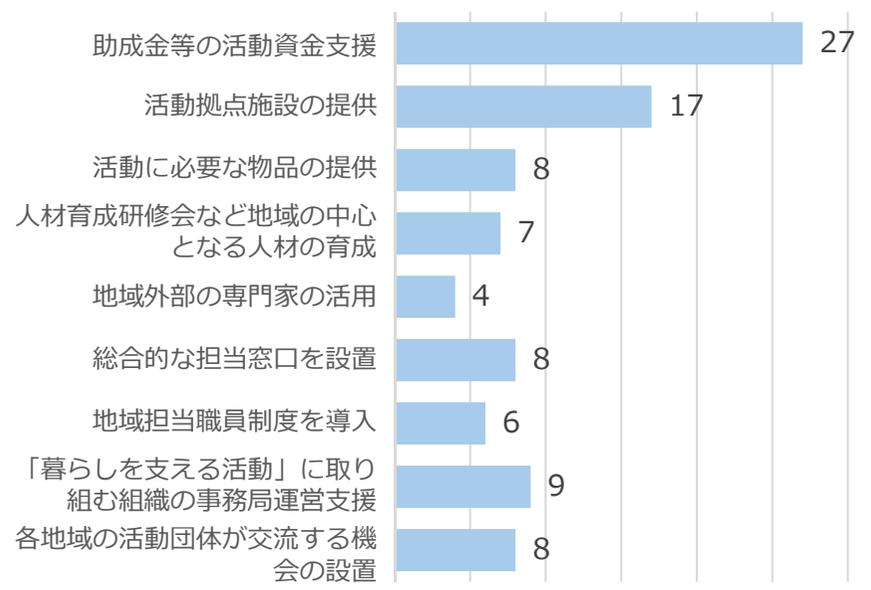
「助成金等の活動資金」や「活動拠点施設」の支援をはじめ、何らかの支援メニューが提供されている。

地域協議会と地域代表 (%)



回答数1,501市町村

地域協議会への支援策 (%)



回答数1,501市町村、複数回答

出所：総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（平成27年3月）

3.3 基礎自治体のコミュニティ政策と協働の関係

基礎自治体の地域協議会への期待の一方、基礎自治体の地域コミュニティ政策は住民自治に向けた意識と力を醸成するために、地域協議会の主体性を育む方向で実施することが必要。

■ 画一的な政策から地域特性を活かした政策へ

行政主導で画一的な組織形成および支援政策を行っているケースも見られる。地域コミュニティ自らが地域特性に合った組織形成、地域運営のあり方を考えるプロセスが必要。行政はそれに寄り添いながら支援するスタンスが重要。

■ 行政の縦割り構造から脱却して、主体的地域運営へ

従来は、行政組織の「縦割り」に即して、基礎的コミュニティの仕事・役割がつけられてきた。そのため、地域のつながりが分断され、地域一体となって横断的な地域運営をすることが難しい構造になっている。自治組織が自ら事業の優先順位を意思決定したり、重複する役職の見直し（再編・統合）を行うことができる、主体的な地域運営ができる仕組みに転換することが重要。

■ 保護的支援から自治を促進する支援へ

「助成金等の活動資金」や「活動拠点施設」のほか、人的支援として「地域担当職員制度」などを実施し、地域協議会の運営をサポートしているケースが多い。しかし、担当の行政職員が地域住民と直接向き合うことで「要望・陳情の受け取り役」になってしまったり、手厚いサポートがかえって自治の意識を妨げたりするケースも散見される。自治の力量を育む支援のあり方が必要。

■ 実質的な協働の関係づくりへ

「協働」が地域課題の解決ではなく、行政改革の推進に伴う行政課題解決の手段として捉えられる場合が多く見られる。基礎自治体と地域協議会が「協働」への本質的な理解を進め、協働の関係を構築するために、それぞれの役割、位置づけ、協働推進の方法・体制について条例化することも必要。ただし、制度のみが先行することなく、住民の自治意識や、基礎自治体と地域協議会双方が対等のパートナーとしての協働意識を持つことが前提。

■ 協働に向けた「中間支援機能」（中間支援組織）の強化へ

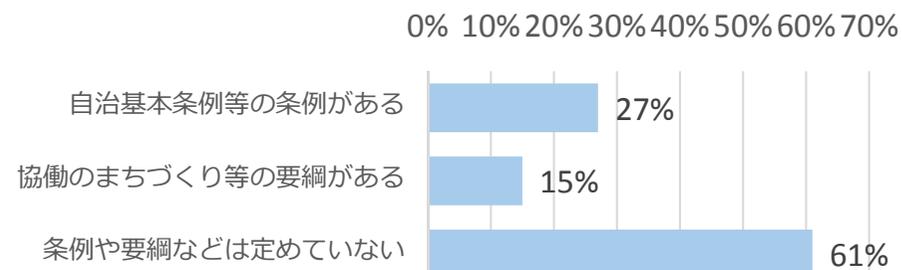
地域協議会と基礎的コミュニティ、地域内組織との連携、地域協議会と基礎自治体との協働において、当事者だけではその関係形成が困難な場合があり、それら双方をつなぐ中間支援機能が必要。

また、中間支援機能は地域協議会と基礎自治体の自治・協働の推進に向けたエンパワメントのほか、双方の利害が対立した場合に、間に入って調整、解決する役割を担うことが重要。

この中間支援機能については、専門的な「中間支援組織」が担う場合と、地域協議会自体がその役割を果たす場合がある。

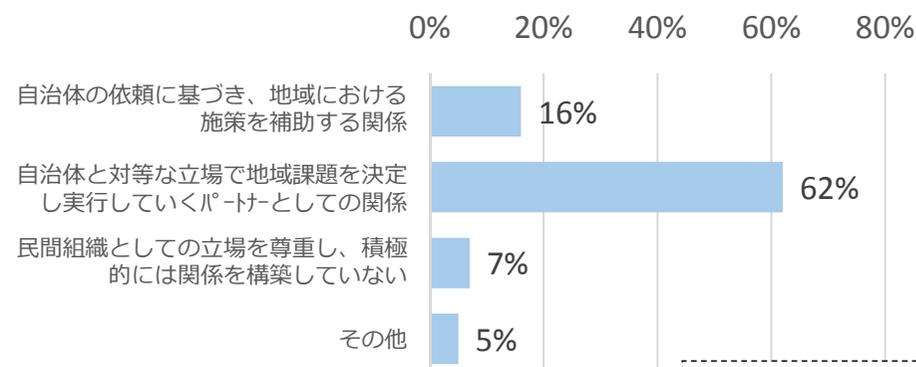
出所：財団法人東北活性化研究センター監修、山田晴義・コミュニティ自立研究会編著「地域コミュニティの再生と協働のまちづくり」（平成23年1月）の内容から抜粋して要約

住民との協働に関する条例や要綱の有無



回答数1,501市町村

地域協議会の位置づけ



回答数1,501市町村

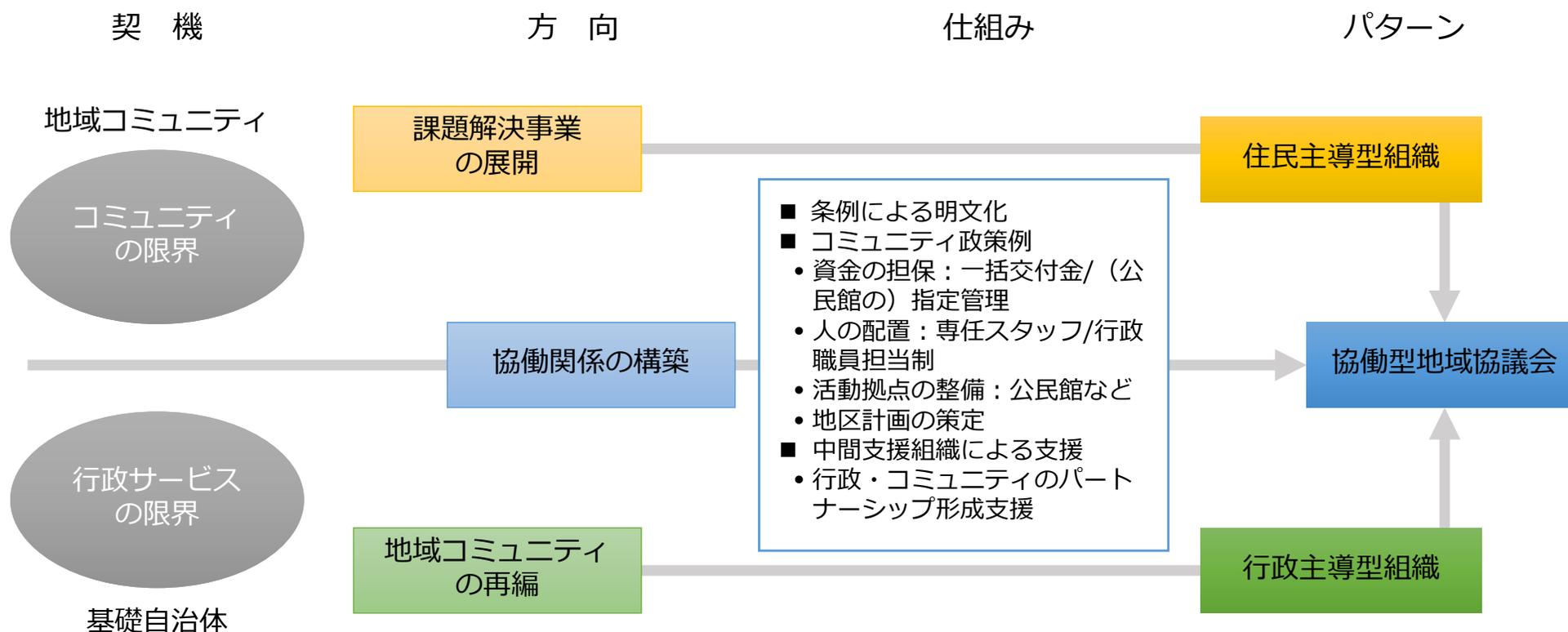
出所：総務省地域力創造グループ地域振興室「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（平成27年3月）

3.3 地域協議会の展開の方向

人口減少時代を乗り越え、持続可能な地域コミュニティを形成するためには、地域コミュニティと基礎自治体が地域一体となり総合力を発揮する「協働型地域協議会」への展開が望まれる。

■ 地域協議会の組織化のパターン

現行の地域協議会の成り立ちから、住民が主体的に課題解決を行うために組織化した「住民主導型組織」と基礎自治体が主導的にコミュニティを再編し組織化した「行政主導型組織」のパターンがある。持続可能な地域コミュニティを形成するためには、住民主体の地域運営と基礎自治体による自立的・持続的な地域運営を可能にするコミュニティ支援の両方が必要であり、さらに基礎自治体・地域コミュニティ双方を協働のパートナーとして組織化した「協働型組織」への深化が求められる。



Ⅱ． 地域協議会の実践と課題 ～ヒアリング調査の結果から～

1. 事例の概要

1.1 ヒアリング調査の実施概要

東北地域において協働のまちづくりを進め、特徴的な取り組みを行う地域協議会と基礎自治体へのヒアリング調査を実施。また、それらに関係する基礎的コミュニティや地域内組織及び中間支援組織の関わりも調査し、事例を整理する。

■ 事例選定の理由

地域協議会の形成から発展までの経過と特徴ある取り組みを整理するため以下の項目を事例選定の条件とした。

- 基礎自治体のコミュニティ政策が10年以上経過していること
- 地域協議会の活動が自立的・持続的であること
- 基礎自治体および中間支援組織による支援体制が確立していること

なお、上記に該当する組織との比較整理のため、現在、形成期にある地域協議会も対象とした。

■ 調査項目

<各地域協議会及び関連する地域内組織>

- 地域づくりの背景
- 取り組み
- 基礎的コミュニティとの関係
- 基礎自治体との関係
- 地域内組織等との連携状況
- 課題

<基礎自治体及び中間支援組織>

- コミュニティ政策
- 地域づくりの経過
- 支援内容
- 課題

1.2 調査対象の概要

■ 山形県川西町



総面積：166.60km²
人口：16,324人
(5,183世帯)
高齢化率：32.2%

■ 地区概要



<ヒアリング先>

東沢地区協働のまちづくり推進会議
NPO法人 きらりよしじまネットワーク

■ 岩手県北上市



総面積：437.55km²
人口：93,524人
(36,130世帯)
高齢化率：24.9%

■ 地区概要



<ヒアリング先>

黒岩自治振興会
岩崎地区自治振興協議会
臼内町自治協議会
NPO法人 あすの黒岩を築く会
NPO法人 くちない
NPO法人 いわてNPO-NETサポート

■ 岩手県一関市



総面積：1,256.42km²
人口：123,445人
(46,081世帯)
高齢化率：32.6%

■ 地区概要



<ヒアリング先>

川崎まちづくり協議会
室根まちづくり協議会
猿沢地区振興会
千厩町小梨第10区自治会
室根町第12区自治会
いちのせき市民活動センター

■ 山形県川西町の地域づくり

町内7地区に地区経営を行う「地区経営母体」（地域協議会）を組織し、活動拠点である地区交流センター（指定管理）を中心に地域主導で地域に根ざした活動に取り組む。

行財政の逼迫により、公民館運営の指定管理制度導入に踏み切り、その受け皿として地域協議会を組織化した。行政による各種支援と各地区の主体的な地域づくりが相乗効果を生み、各組織の課題解決力の向上とコミュニティビジネスへの発展に繋がっている。

行政による地域協議会の組織化以前から独自の活動を続けてきた東沢地区協働のまちづくり推進会議や、自立的経営に取り組むNPO法人きらりよしじまネットワークなどの先進的な活動がみられる。

■ 岩手県北上市の地域づくり

ほぼ小学校区である16地区の単位で「地域づくり組織」（地域協議会）が組織化され、活動拠点を交流センター（指定管理）とし地域づくりが行われている。

平成3年の1市1町1村の合併を契機に、行財政改革の一環として地域協議会の組織化に取り組んだ。地区公民館の活動拠点化、指定管理による拠点運営と活動経費の担保、地域協議会が主体になった地域計画の策定などを一体的に進め、「北上モデル」として評価されてきた。

また、岩崎地区自治振興協議会、黒岩自治振興会など、従来から住民主体の活動を続けてきた組織が地域協議会に転換してから約10年が経過している。協議会の外部にNPOを組織し、産直や高齢者支援等の課題解決型事業を行っているケースがみられる。

■ 岩手県一関市の地域づくり

概ね地区公民館区を単位とした33地区に組織化される地域協働体（地域協議会）がそれぞれの地域特性を活かした地域づくりを開始。

平成17年から23年にかけて実施された平成の大合併を契機に、旧市町村単位でのコミュニティ活動を残すために、地域協議会を段階的に組織している。同組織は、活動の実施主体ではなく、基礎的コミュニティを含む地域内組織による協議体（「継続的な話し合いの場」）として機能している。他の自治体よりも後発の取組みであるため、人、資金等にわたってコミュニティ支援体制が充実している。

平成27年10月末時点で29地区が地域協議体を設立。千厩町小梨第10区自治会や室根町第12区自治会などでは住民主体の活発な地域づくりを展開しており、地域協議会においてはそうした基礎的コミュニティの特徴を活かした運営が期待される。

2 基礎自治体のコミュニティ政策

2.1 3市町の政策と取り組み

3市町のコミュニティ政策は以下の通りである。

地域協議会の活動基盤や取り組み、人づくりなどを総合的に支援。地域協議会の自治力が高まり、さらに、基礎自治体とともに「協働」に取り組むパートナーとして成長できるように力づけを行う。

「地域計画」と「総合計画」の一体的推進	地域協議会の地域運営の指針として「地域計画」を位置づけ、「地域計画」と基礎自治体の行政運営の指針である「総合計画」を連動させるなど、一体的かつ効果的な地域づくりを推進する。そのために条例等に基づき、地域協議会の位置づけや定義、基礎自治体との役割分担などを明文化。
活動拠点の整備	社会教育の拠点である公民館をコミュニティセンター（交流センターなど）とし、地域協議会の活動拠点とする。指定管理者制度により、地域協議会は交流センターの管理運営を担い、指定管理費をもとに事務局体制を整備し、社会教育と地域づくり活動を推進する。
地域づくり活動の財源確保	地域協議会が地域計画に基づき地域づくり活動を行うための財源を提供する。財源は地域協議会の裁量で柔軟に活用できるように、地域向けの様々な補助金を統合し、総合的な交付金として一括支給する。
地域担当職員もしくは担当部局の設置	担当部局を設置し、地域協議会の地域づくり活動を支援する。地域計画の策定、地域づくり活動の推進、事務局の運営をサポート。さらに、地域協議会と基礎自治体の調整役として、協働によるまちづくりを推進する。
地域コミュニティ人材の育成	住民が主体的に地域協議会の運営や地域課題の解決などに取り組めるように必要な知識やスキルを提供する。住民の能力を向上させるだけでなく、意欲や可能性を引き出す。そして、女性や若者など新たな担い手を発掘し、持続的な地域づくりを担う人材を育成する。
中間支援組織による支援	コミュニティ政策を推進するため、専門性やノウハウを有する中間支援組織に業務を委託し、地域協議会の運営や地域づくり活動を支援。また、中間支援組織は政策や条例などに制度構築の支援や職員の人材育成、地域協議会と基礎自治体の中立的な立場で協働の取り組みを推進。

	政策	地域計画の特徴	地域づくりの仕組み	支援内容	中間支援組織
山形県川西町	<ul style="list-style-type: none"> □ 「川西町まちづくり基本条例」(平成16年)においてまちづくりの基本原則を明確化 □ 第4次総合計画に「協働」を明確に位置づけ、施策を展開(平成18年～) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 策定体制、組織内の専門部体制、計画年次は地区によって異なる □ マネジメントサイクル(PDCA)を構築 	<ul style="list-style-type: none"> □ 町内7地区の地域協議会が地区経営を実践 □ 地域協議会の活動拠点として、交流センターの運営を委託(指定管理者制度) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 財政支援 一括交付金：平均160万円 □ 人的支援 地区担当職員の配置 □ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の連携支援(「地域づくり連絡協議会」) ・若者向けの地域づくり人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> □ おきたまネットワークサポートセンターに地域づくり人材育成「川西町まちづくりマイスター養成講座」を委託 □ 吉島地区等での社会実験的な取り組みを横展開している。
岩手県北上市	<ul style="list-style-type: none"> □ 「自治基本条例」(平成25年)において市及び市民活動団体、地域づくり組織の役割を定義 □ 「地域づくり組織条例」(平成25年)により、具体的な地域づくり組織の役割や活動支援体制、パートナーシップを明文化 	<ul style="list-style-type: none"> □ 総合計画基本計画に地域計画を位置づけ □ 地域計画の策定、実施、評価、改善によるマネジメントサイクル構築 	<ul style="list-style-type: none"> □ 市内16地区の地域協議会が地域づくり活動を展開 □ 地域協議会の活動拠点として、交流センターの運営を委託(指定管理者制度) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 財政支援 一括交付金：平均150万円 □ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の連携支援(「自治組織連絡協議会」) 	<ul style="list-style-type: none"> □ NPO法人いわてNPO-NETサポートに「北上市市民活動情報センター事業」を委託
岩手県一関市	<ul style="list-style-type: none"> □ 「地域協働推進計画」(平成26年)において市と地域協働体のパートナーシップを明確化 	<ul style="list-style-type: none"> □ (策定中) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 市内33地区の地域協議会が協議体として段階的に活動を開始(平成27年10月末時点、29地区設立) □ 公民館の地区交流センター化及び指定管理者制度導入準備 	<ul style="list-style-type: none"> □ 財政支援 補助金：平均160万円/地区(予定) □ 人的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域担当職員の配置 ・地域協働推進員の配置(初年度のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> □ NPO法人レスパイトハウス・ハンズに「いちのせき市民活動センター事業」(市内2ヶ所)を委託

		団体	受託事業	自治体との関係	地域協議会との関係	地域協議会への支援
中間支援組織	岩手県北上市	NPO法人 いわてNPO-NETサポート	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動情報センター事業（約240万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な課と協働事業を実施し、政策の一体的推進を促進 自治体職員向け研修事業を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会のニーズに応じて、情報提供やワークショップの運営支援など柔軟に関与 	<ul style="list-style-type: none"> 地域計画策定 ワークショップの企画・運営 情報提供 各種相談 人材育成 補助金情報の提供
	岩手県一関市	いちのせき市民活動センター （運営主体：NPO法人 レスパイトハウス・ハンズ）	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援事業（約3,000万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりの条例化や制度構築を推進 自治体と役割を分担し、地域づくりを支援 	<ul style="list-style-type: none"> 客観的な立場から全ての地域に関わり、住民自らが組織化や計画策定、活動に取り組み、順調な進捗を図れるよう安心感を醸成 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の設立 地域計画策定 ワークショップの企画・運営 情報提供 各種相談 人材育成 補助金情報の提供

2.2 山形県川西町

暮らし続けられるまちを創造するため、地区経営母体と町がそれぞれの責任と役割を明確化。自主自立の地区経営と地区経営への適切な支援によって、パートナーとして協働する地域づくりを展開。

■ 自治体概要

山形県南部の置賜地方のほぼ中心に位置する。地勢は広大な水田と丘陵地とに大きく二分される農村地帯であり、県下を代表する水田地帯。産業は稲作を中心とし、畜産や野菜、花卉などを組み合わせた複合的農業。特別豪雪地帯の指定地域。

■ 地域づくりの経緯

「新たな担い手として地域やNPOなどへの期待」

平成14年からの行財政改革の推進に伴い、町が担い得る『公共』の領域が縮小。一方で人口減少などに伴うニーズ拡大により『公共』の領域は拡大。

「町民自らによる自主自立の地域づくり」

将来的に合併した場合、町と住民相互による連帯の弱体化や周辺部の衰退など、町民生活に大きな影響を与える可能性を懸念。

■ 地域づくりの仕組み

- 町内7地区に地区経営を行う組織（地区経営母体）があり、各地区交流センター（指定管理者制度）を活動拠点とし、地域主導で地域に根ざした豊かな活動に取り組む。
- 地区経営母体の役割は、①地区課題の集約と地区計画の策定、②地区経営母体の運営・強化、③交付金等の用途決定、④センターを核とした地域自治活動の実施。

■ コミュニティ政策

平成16年	「川西町まちづくり基本条例」施行
平成18年	地区経営母体設置及び地区計画策定
平成21年	公民館の地区交流センター化及び指定管理者制度導入

＜支援＞

- 「協働のまちづくり地域支援事業交付金」（支給平均160万円/地区）
- 地区担当職員の配置
- 「地域づくり連絡協議会」：地区経営母体と町が効果的な連携を図り、共通する地域課題解決を図る
- 地域づくり人材育成

＜地域計画＞

平成18年より各地区が策定。策定年度や計画期間が異なり、それぞれの地域特性や旧来の体制などを活かした事業を展開。PDCAを活用したマネジメント体制を構築する。

■ 中間支援組織との連携

地区経営母体からの提案などを取り入れ、地域づくりを推進。おきたまネットワークサポートセンターに地域づくり人材育成「川西町まちづくりマイスター養成講座」を委託。

2.2 岩手県北上市

自治協議会による住民自治の仕組みを自治体運営の仕組みに組み込み、一体的な地域経営を展開。地域と市が目指すべきビジョンを共有し、協働のパートナーとして地域づくりを展開。

■ 自治体概要

岩手県のほぼ中央に位置する県下第2の都市であり、中央部に平野と東部に丘陵地、西部には山々が連なる。産業は稲作を中心とした農業とともに東北有数の産業集積地として工業が盛んな地域。平成3年に1市1町1村が新設合併。

■ 地域づくりの経緯

「住民自治が促進される地域経営の仕組みづくり」

平成3年の市町村合併から行財政改革を推進。改革の姿勢の一つである「新しい地域経営の確立」のため、市民や地域との新たな関係の構築に取り組む。また「住民自治」を実現するために『協働』に注目し、平成12年に市民参加による総合計画検討を開始。

■ 地域づくりの仕組み

市内に16ある旧地区公民館区を単位とした自治協議会が交流センター（指定管理者制度）を活動拠点とし、地域計画のもと事業の企画運営と予算化を行い、主体的な地域づくり活動を推進。

■ コミュニティ政策

平成12年	自治協議会設立及び地域計画策定
平成13年	総合計画基本計画における地域計画の位置づけを明確化
平成18年	「まちづくり協働推進条例」施行（平成24年改正） 公民館の交流センター化及び指定管理者制度導入
平成25年	「自治基本条例」、「地域づくり組織条例」施行

<支援内容>

- 「地域づくり総合交付金」（平均230万円/地区※地域づくり推進分150万円）
- 人材育成（外部開催の養成講座派遣支援）
- 自治組織連絡協議会：自治協議会間の連携を促進

<地域計画>

総合計画に連動し、地域ビジョンと個別計画で構成。個別計画は地域主体分と市等主体分に分け、市が関わる事業については総合計画の実施計画に反映。

■ 中間支援組織との連携

NPO法人いわてNPO-NETサポートに「市民活動支援情報センター事業」を委託。

中間支援組織「特定非営利活動法人 いわてNPO-NETサポート」

市と中間支援組織が協働し、互いの力を高めることで、地域を巻き込んだ政策の一体的推進を実現。

地域づくり推進のため、ネットワーク構築や資金獲得など常に運営基盤の強化に努める。

■ 概要

委託事業：北上市市民活動情報センターの運営

運営費：約240万円（市からの受託金）

支援対象：北上市全域の地域コミュニティおよびNPO団体

■ 経緯

平成12年	総合計画に地域計画を導入 いわてNPO-NETサポート設立
平成13年	総合計画や地域計画、条例、都市計画等の策定 支援
平成16年	市民との協働によるまちづくりの推進方針策定
平成17年	北上市協働によるまちづくり推進指針完成
平成18年	北上市まちづくり協働推進条例施行 市民活動情報センター指定管理者制度受託。地 区交流センター人材育成支援、地域づくり事業 企画支援等を実施。
現況	総合計画、景観計画策定支援事業受託。 市地域づくり課と協働し、地域コミュニティを 継続的に支援。

■ 体制

- 市民活動情報センターは相談窓口の設置と情報提供を行う「情報のハブ」としての機能を果たす。
- 団体として8名（非常勤）のスタッフが所属。それぞれに専門分野があり、各地区のニーズに応じて各々が支援を提供。

■ 支援内容

<情報サポート事業>

情報収集、情報発信など

<相談・コーディネート事業>

活動相談、調整及び交渉など

<マネジメント支援事業>

協働推進事業、事務局受託など

<ネットワーク支援事業>

NPOと行政、企業との連携促進など

様々な部署と協働事業を実施

<調査研究・政策提言事業>

各種受託事業による市民参画と持続可能なまちづくりに関する調査実施

<その他の事業>

各種講演等

2.3 岩手県一関市

「継続的な話し合いの場」（円卓会議）として地域協働体を位置付け、地域と市の連携を強化。市のメインパートナーとなり、さらに地域の調整役及び推進役としての地域づくりを期待。

■ 自治体概要

岩手県の最南端に位置し、県内第二の人口・面積を擁す。総面積のうち56.7%が山林で占められ、次いで田が11.3%、畑が7.0%となっており、県内でみれば比較的農地の割合が高い地域。平成17年に1市4町2村と、平成23年に1町が合併。

■ 地域づくりの経緯

「行政主導から地域協働型の地域づくりへの転換」

市町村合併を契機とした地域の広域化や社会環境の変化に伴う行政の取り組み困難など行政主導のまちづくりの限界。

「地域を代表する地域協働体による自主的な地域づくり」

合併特例法に基づく地域自治区の設置期間終了により、旧市町村の特性が失われることを懸念。地域協働体が地域全体の調整、推進役となり、地域と行政の連携を強化。

■ 地域づくりの仕組み

- 概ね地区公民館区を単位とし、市内33地区に組織化される地域協働体（平成27年10月末時点、29地区設立）がそれぞれの地域特性を活かした地域づくりを開始。
- 地域協働体の役割として、「行政や基礎的コミュニティ機能の支援・補完」、「多様な住民参加を通じたコミュニティ機能の再生・創出」、「民主的（公平性、透明性等）な地域意見の調整や集約」、「新たなまちづくりや活性化の実現」。

■ コミュニティ政策

平成19年	総合計画の1方針に「協働のまちづくり」を位置づけ
平成22年	「協働推進アクションプラン」実施
平成26年	「地域協働推進計画」（アクションプランの後継）実施及び地域協働体設立開始。
平成27年	公民館の地区交流センター化及び指定管理者制度導入準備

＜支援内容＞

- 「ひと・まち応援基金（補助金）」（支給平均1,600千円/地区）※予定
- 地域担当職員の配置
- 協働体事務局職員（地域協働推進員）の給与補助（次年度以降は補助金に組み込む）

＜地域計画＞

策定中。地域ビジョンを示した地域づくり計画を策定。その計画をもとに自治会をはじめとする各構成団体が個別計画を策定し、事業を実施。

■ 中間支援組織との連携

NPO法人レスパイトハウス・ハンズに「市民活動支援事業」（いちのせき市民活動センター運営）を委託。

中間支援組織「いちのせき市民活動センター」

市民が地域コミュニティを負担なく運営してけるような仕組みの構築を支援。
自治体と地域コミュニティの協働の橋渡しを行いながら、地域づくりの条例化や制度構築を推進。

■ 概要

運営主体：NPO法人レスパイトハウス・ハンズ
運営費：約3,000万円（市からの受託金）
支援対象：一関市全域地域コミュニティおよびNPO団体
拠点：いちのせき市民活動センター、せんまやサテライト

■ 経緯

平成15年	一関市が全市で活動するNPO団体の調査を実施。その調査をきっかけにレスパイトハウス・ハンズがNPO間の連携ネットワークを構築。
平成17年	県の受託事業としてNPO中間支援の拠点を整備し、市民活動の支援を開始（NPO支援に特化）。
平成20年	自治体と市民の間に協働の機運が高まる。県委託事業から一関市委託事業に移行し、コミュニティ支援も行う「いちのせき市民活動センター」を開設。
平成22年	「一関市協働推進アクションプラン」の策定支援。各地域で協働の必要性を説き、WSを通じた合意形成を推進。
平成26年	「一関市地域協働推進計画」のもと、地域協働体を支援。

■ 体制

- 職員はいちのせき市民活動センター4名とせんまやサテライト3名で運営
- 支援体制は地域担当制を採用し、各地域協働体にスタッフ1名を配置。支援の段階や内容に応じて担当スタッフのほか1～2名で対応。

■ 支援内容

- <市民活動相談支援>
設立相談/組織運営相談/事業運営相談/照会・情報収集
- <情報発信・収集、啓発支援>
ホームページ/情報コーナー/情報誌idea/メーリングリスト/協働事例集
- <地域への参画支援>
ファシリテーション講座
- <話し合い支援>
- <他事業との連携>
上記4つの支援を効果的に実施するため、他の団体と連携し、支援事業と位置付けて一体的に実施
- <地域協働体の組織づくり支援>
 - ①市民組織の話し合いのためのファシリテーターの派遣
 - ②自治会連合会組織などとの連携

3 地域協議会の実践

3.1 山形県川西町の地域協議会

自治会を地域協議会に再編し、一体的な地域運営を行う。地域課題の解決に積極的に取り組み、経済活動も展開。また、学校教育と連携した地域づくり活動を推進。

	団体	構成	背景	地区計画	特徴	既存地縁組織との関係	基礎自治体との関係	地域内連携
地域協議会	東沢地区協働のまちづくり推進会議（東沢地区）	641名 /195世帯 /4自治会 (H26.3)	昭和62年に地区内の少子化に危機感を抱き、自ら課題解決に着手。その後、地域づくりを展開。平成17年、町の政策に呼応し、組織・会計の一元化及び会議の合同化を図る。	地域内で実現可能性の高い計画を策定。計画は全戸配布し、役員は会議出席の際に必ず携行。事業の取り組みを各年度毎に検証評価。	まず話し合い、必ず決め、必ず実行するという徹底した事業運営。住民が自らの力を最大限発揮できるよう身の丈にあった活動を推進。	自治会を組織に組み入れ。自治会を構成する隣組との合同会議を定期開催。	情報共有を図り、連携関係を構築。	推進会議の活動から派生した生産組織4法人と連携しながら農業振興や地域資源活用、交通機関の確保拡充など地域づくりを展開。小学校運営に参画。
	きらりよしじまネットワーク（吉島地区）	2,656名 /728世帯 /22自治会 (H26.3)	平成14年、地区公民館の公設民営化を契機に地区内組織を見直し、地域を共同体として再組織化。平成19年、全世帯加入のNPO設立。	町総合計画に対応する計画を策定し、計画的な地域づくりを実践。計画は住民WSの意見を反映。事業は各年度毎に評価。	合意形成のシステム、人づくりスキームなど、様々な仕組みを組織運営に活かす。	地域内組織を統合。自治公民館の人材発掘により若手人材を事務局登用。	対等な関係を構築しつつ、町内全地区と行政が「協働」できるよう積極的に提案。	お弁当・惣菜加工所や農業青年で構成されたグループなどの事業化を支援。地区内の幼稚園、小・中学校と連携体制を構築し、地域活動を推進。

3.2 岩手県北上市の地域協議会

自治会との役割を明確化し、地区計画に基づく地域づくり活動を展開。地域課題解決に伴う経済活動の実施のため、外部にNPOを組織化する。

	団体	構成	背景	地区計画	特徴	既存地縁組織との関係	基礎自治体との関係	地域内連携
地域協議会	黒岩自治振興会 (黒岩地区)	1,002名 /342世帯 /3行政区・9自治公民館 (H27.10)	昭和39年に設立し、話し合いの場として機能。平成18年、地区公民館の交流センター化に伴い運営体制を再構築。	計画には将来的な環境の変化に対応できるような事業を盛り込む。事業は継続案件が多い。	収益事業は実施しないため、当時の役員が経済活動の実施主体として「NPO法人あすの黒岩を築く会」を設立。	地域づくりの基本は自治公民館。大規模な事業は自治振が提案から企画、調整までを行い、活動部隊としてその都度各自治公民館から人員を動員。	市をサポート。中間支援組織から適宜支援を受ける。	地域づくりに関わる収益事業はNPOが実施。設立当時、NPOと自治振が理念を共有していたが、現在はお互いの意識に距離あり。
	岩崎地区自治振興協議会 (岩崎地区)	2,843名 /843世帯 /7自治会 (H27.7)	平成13年に市の政策による地区計画策定とともに組織化。もともと活動が活発であり、他地区に先駆けて地域づくりを展開。	地区計画を実行するために大きな力が必要。実行に伴い交付金の運用に労力を要す。	青年会を「虹の会『絆』」として再編。自治振から資金提供はあるが独立運営。取り組みは全国的な評価を受ける。	地域づくりの主体は自治会、自治振はその支援。自治振の委員会は各自治会から宛て職で構成。任期2年での業務習得は困難。	市から依頼業務が増加。中間支援組織は困ったときに相談できるような関係を構築。	
	口内町自治協議会 (口内地区)	1,645人 /583世帯 /9行政区・9公民館 (H27.10)	昭和の合併以前から様々な行事を積み重ね、昭和50年に協議会を設立。社会教育活動、環境整備活動など、さまざまな地域づくり活動を実践。	計画は地区の大まかな方向性を示し、実施可能性のある事業を盛り込む。	地域課題解決のため当時の役員が「NPO法人くちない」を設立。地区内の祭りを若者が中心となり自由度の高い運営を行う。	地域づくりは行政区単位で実施。自治協は取り組みを支援。各部や団体の事務局機能が低下し、自治協が補完、総合事務局を担う。	市から依頼業務が増加。中間支援組織とは良好な関係を構築。	NPOとの連携は不十分。自治協とNPOが両輪で地域づくりを行うことが理想。

3.3 岩手県一関市の地域協議会および基礎的コミュニティ

各地域協議会は自治会や地域内組織の機能を維持できるような自らの組織編成や役割、活動内容を模索。基礎的コミュニティの特徴ある取り組みを地域協議会の運営にいかにかかしていかかが鍵となる。

	団体	構成	背景	地区計画	特徴	既存地縁組織との関係	基礎自治体との関係	地域内連携
地域協議会	川崎まちづくり協議会 (川崎地区)	3,869名 /1,295世帯 /26自治会、地域内15団体及び個人 (H27.3)	平成23年、市の補助事業実施に伴い地域開催の懇談会と地域自治区制度廃止を契機に設立。地域づくりの話し合いの場として組織化。	地域の将来像と方向性を示す。個別の事業計画は構成団体が策定し、事業を運営(想定)。	緩やかな組織を形成し、若者が参加。住民意見集約のため「まちづくりポスト」設置。	地域づくりの主体は自治会。自治会や各団体がうまく機能するように支援したい。	市職員が事務局を担う。(いずれ地域雇用へ)中間支援組織が関与。	
	室根まちづくり協議会 (室根地区)	5,340名 /1,812世帯 /20行政区、地域内全40団体 (H27.3)	平成24年に市の政策をもとに組織化。	(策定中)構成団体の意思決定をもとに地区全体ビジョンとする。その具体化は構成団体が実践。	子どもや女性の意見を反映できるように組織に再編するとともに協議会の役割を示し、各団体の実践につなげたい。	地域づくりの主体は自治会、自治会がしっかり実働すれば課題解決は可能。自治会や各団体の情報共有や連携、調整、それらを補完していきたい。	中間支援組織が関与。	
	猿沢地区振興会 (猿沢地区)	1,824名 /589世帯 /10自治会・13行政区 (H27.6)	平成27年に市の政策を受けて、地域文化施設を運営する既存組織が規約変更し、地域協働体として登録。	(策定予定)	組織の必要性や役割を構成員が理解し、そして地域に示していかなければならない。	地域づくりは地域に密着する自治会が担う。自治会との情報共有が重要。	中間支援組織が関与。	

	団体	構成	背景	地区計画	特徴	既存地縁組織との関係	基礎自治体との関係	地域内連携
自治会	千厩町小梨第10区自治会 (小梨地区)	77世帯	平成9年、地域内の鉱泉を地域おこしの資源として検討。当初、地域住民からの賛同が得られず、自治会員の有志により鉱泉水の宅配を開始。その後、盛況となり、平成16年に共同浴場を運営。	—	住民が自発的に地域資源を活用し、持ち寄り温泉施設「たまご湯」を運営。運営手法や設備など、常に進化。	(小梨自治振興協議会との関係) 自治振は各区のネットワークづくりを目的としているが、現在のところ自治会として特に関係性はない。	特になし	
	室根町第12区自治会 (室根地区)	333名/93世帯 /3行政区	自治会(昭和57年結成)の取り組みが形骸化し、組織のあり方を見直すため地域づくり委員会を設置。委員会の取り組みを通じ、組織を再編。	—	委員会の取り組みを通じ、住民自らが地域課題解決に着手。実績が自信に結びつく。「森は海の恋人」植樹祭開催。地域外から1,500名の参加者が訪れ、特産品の販売など新たな収入を獲得。	(室根まちづくり協議会) 現時点では協議会への期待はあまりない。	特になし	

4 地域協議会が抱える課題

4.1 参加と話し合いの促進

住民が主体となった地域づくりへの参加意識の醸成と話し合いによる合意形成が不可欠。優先順位選定により効果的な地域づくり活動を実施するための意思決定が重要。

■一部の住民に偏った地域協議会への参加

新たに地域協議会を設立したにも関わらず、地域づくりに関わる顔ぶれが既存の自治会や地域内組織の役員と変わらない場合が多い。

地域課題解決に取り組む地域協議会はこれまでの地域づくり参加者だけでなく、子どもや女性、若者などの参加を促すことが必要不可欠。多様な住民の参加は地域協議会の基盤となる。

多様な住民の参加を前提として、「話し合いの場」づくりから、地域ビジョンの構築・共有、計画策定、事業実施にいたる一連の合意形成・意思決定のプロセスを丁寧に進めることで、地域の合議制による代表性が担保される。

【課題】

- 地域協議会の参加が地域内組織の代表者に限定されると建設的な意見は少なく、既存の活動にとらわれてしまう。
- まちづくりに子どもや女性の意見が反映されていない。
- 地域の各種委員など充て職につく住民が義務として参加。
- 各自治会の地域づくり活動に温度差がある。

■地域づくり活動の増加による負担増

既存の地域づくり活動の負担が大きく、新しい活動に取り組もうとしても手が回らないケースが見られる。

担い手が限られている中、優先順位を決めて活動を絞り込むことで負担軽減を図り、より効果的な活動を行うことが必要。そのためには、地域ビジョンに基づく活動の優先順位の決定、マンパワーや資金などの資源配分など合理的な選択を可能にする意思決定の話し合いが不可欠。

地域課題を把握し、地域ニーズを探り、必要に応じた地域づくり活動を展開するためには、話し合いに基づく合意形成・意思決定のスキル、ノウハウが必要である。

【課題】

- 住民が納得しないまま地域づくりを進めると不平不満が残る。
- 住民から様々な意見が出されるが、実際のアクションに結びつかない。地域計画と連動し、いかにアクションに結びつけるかが大切。
- 業務の増加に対して、ボランティアで地域づくりに参加する住民にさらなる負担は難しい。

※課題のコメントは巻末の事例の中から抽出し、掲載。

4.2 役割と位置づけの明確化

地域協議会や基礎的コミュニティ、さらに基礎自治体との協働のまちづくりに向けた役割分担の明確化が必要。

■ 基礎的コミュニティである自治会と地域協議会の関係性が不明瞭

自治会が主体となって活発に活動をしている地域においては、地域協議会と自治会との役割が不明確になっているケースが見られる。

自治の「二重構造」を避け、負担を軽減するためにも、明確な位置づけ、役割分担が求められる。

【課題】

- 自治会が積極的に活動しているのに、なぜ地域協議会が必要なのかがわからない。
- 自治会の他に会議が増えるという懸念がある。
- 自治会活動に協議会はあまり関係していない。
- 自治会と協議会の活動が連動せず、業務に重複が見られる。

■ 基礎自治体の地域協議会や「協働」に対する理解不足

基礎自治体の一部では、地域協議会を住民との「連絡調整窓口」として認識している傾向もある。

基礎自治体と地域協議会の対等な関係を構築し、協働で地域づくりを担うために、条例による関係性の明確化とともに、住民、行政職員双方の意識づくりが重要となる。

【課題】

- 市役所で本来行うべき業務も地域に任せられてしまう。
- 条例で定められているが、市職員全てに浸透している状況ではない。
- 「協働」に対して行政内部での認識の違いがある。
- 市及び職員に協働の理念を浸透させるため、研修会の必要性を感じている。
- 自治体運営の仕組みに住民との協働を定めるべくまちづくりの条例化を目指す。

■ 地域で策定したビジョン・計画の実現性が不明確

地域協議会では地域ビジョンを描き、地域計画を策定しているが、必ずしも実現に結びつかないこともある。地域協議会で話し合い共有されたビジョン・計画は市の総合計画にも反映され、その実現性が担保されることが重要である。

【課題】

- 地域計画は地域の合意を得たニーズとしてとらえているが、地域計画と総合計画の具体的な連動の仕組みはない。
- 地域計画に市主体分も位置付けているが、実現性は難しい状況である。

4.3 組織運営の安定化

増加する業務に対応するための組織運営の安定化と、そのための専門的スキル、ノウハウを提供する中間支援体制が重要。

■ 地域協議会の事務局業務の増加

地域協議会の専任スタッフは、コミュニティの担い手不足を補うために多くの業務を請け負わざるを得なくなっている。業務の整理、優先順位を決めるなどの負担の軽減を図るとともに、専任スタッフの員数の充実および報酬への配慮が必要。

【課題】

- 地域づくりの担い手は固定化しており、高齢化している。
- 自治協議会や他の地域団体の事務局業務も担っており、業務が集中している。
- 地域づくりに関して、住民はボランティアで職員は有給であることが、互いの意識の相異が見られ、地域内の団体から事務局職員への依存が高まっている。
- 地域の公民館が担ってきた生涯学習にさらに地域づくりが付加されたので、両方がおろそかにならないようにしなければならない。
- 自治協議会の役員はボランティアであるために常駐は難しく、どうしても専任の事務局が「専決」で進めることが多くなり、結果として、業務が増えてしまう。
- 市民センターの職員の基本給は安く、マネジメントクラスの雇用は難しい。

■ 専門的スキル、ノウハウの不足

地域協議会によっては住民の話し合いや活動が進まず、また地域と行政の2者間において関係構築が難しい問題がある。

「話し合いの場」づくり、計画策定、実施の各段階に応じてノウハウを提供し、活動を支援する恒常的で専門的な中間支援体制が必要。また、客観的なスタンスで地域協議会と行政の双方の意向を調整する役割が重要。

【課題】

- 行政職員は定期的な人事異動があり、地域づくり担当部署において地域づくりのノウハウやネットワークの継承が難しい。
- 市と地域では対立構造を生み出しやすい。
- 行政と地域の間でのクッション材の役目を果たす存在は必要。

4.4 課題解決力の向上

日常業務化している活動と地域課題の解決に向けた活動（課題解決型事業）を切り分けて、機動力のある組織体制と持続的な事業運営が必要。

■ 地域協議会活動のマンネリ化

地域協議会は合議制なので、意思決定に時間がかかり、思いきった事業展開が難しい。また、通常業務が多いため、新たな取り組みに挑戦する余裕がない。課題解決型事業に取り組むための機動力のある組織体制と資源配分が不可欠。

【課題】

- 交付金があると、どうしても行政におんぶにだっこになってしまう。
- 協議会で赤字を出すことができないので、思い切ったことはできない。
- 自治協議会だとみんなの合意を得られないと動けないので、どうしても動きが制限されてしまう。
- 交付金や助成金等の資金を事業運営に使うことが大きな負担。
- イノベーションが起きにくい体制が生れている。

■ 人口減少によるパワーの低下

人口減少により地域課題は増加するが、担い手不足のため対応はますます困難になっている。また、課題解決型事業も、人口減少により収益事業としては先細りの状況にある。パワーを集約するための自治会再編や支援体制の強化が必要。地域外と連携し、地域外の需要を掘り起こして事業展開することも重要。

【課題】

- これからは人口減少地区における自治会再編も含め、人口減少へ対策が必要である。
- 人口が少ないために、コミュニティビジネスを行うにあたっては、地域内だけでは、商売にならない。
- 積極的な地域づくりに反して人口減少は避けられない。地区だけでは限界があり、行政と協働で取り組むことが重要。

Ⅲ. 求められる地域協議会の役割と機能

地域協議会の役割や機能は各基礎自治体の政策・制度に謳われているが、地域協議会自らが果たすべき役割を意識して地域運営に取り組み、地域にその存在意義を示していくことが必要。

そこで前章で明らかとなった地域協議会の課題を整理し、課題への対策として地域協議会に求められる役割の定義付けを行う。さらに地域協議会がその役割を果たすことができ、地域運営の持続可能性を高められる力付けの方向性を示す。

1 地域協議会に求められる役割

1.1 地域の資源・ニーズを活かしたビジョン・プランの設定と共有

地域資源と地域ニーズを活かしたビジョンとプラン（地域計画）を策定、共有しながら、地域主体の活動を行う。

■ 地域ニーズや課題を探り、地域資源を効果的に活用した地域主体の活動を行う。

■ 地区内の少子化が顕在化し、その解決のために3年の準備・検討期間を設け住民主導で山村留学「東沢やんちゃ留学」を開始。山村留学では東京都町田市の子どもを受け入れ、平成3年度から20年以上継続。留学生が四季折々の環境の中で豊かな体験ができるように里親方式をはじめ住民が様々な体験を提供している。山村留学の取り組みから、地域一体となった様々な地域づくり活動を展開し、地域計画の策定や推進主体を設立。[東沢地区協働のまちづくり推進会議]

■ 住民有志が地域おこしとして地域の畑ノ沢鉱泉（通称、たまご水）を活用した共同浴場の運営を検討。しかし、住民からの賛同が得られず、平成11年、トラックで鉱泉水の宅配を開始。次第に盛況となり平成13年に共同浴場の建設に着手。資材提供、労力・技術は無償奉仕で、平成16年「たまご湯」をオープン。年間約12,000名が訪れる。現在も休憩室の増改築やバイオトイレの導入など、住民が創意工夫を重ね、地域主体で進化を続ける。[千厩町小梨第10区自治会]

■ 話し合いにより地域のビジョン、地域計画を共有し、各自治会、地域内組織が同じ方向性をもって活動を推進する。

■ 地区の人口は641人であり、活動に参加できる人数や会議の数は必然と限られている。まず話し合い、必ず決め、必ず実行するという徹底した事業運営を心がけ、地域づくりを実践。地域計画は実現可能性の高い計画を策定。計画は全戸配布し、役員は会議出席の際に必ず携行し、共有化を図る。「住民による事業継続が困難であれば地域づくりに効果は得られない」として、身の丈にあった活動を推進する。[東沢地区協働のまちづくり推進会議]

■ 地区計画は住民ワークショップ（以下、「WS」という）の意見を反映させる。合意形成のシステムとして「決めない会議」と「決める会議」の2層の仕組みを構築。「決めない会議」では住民WSにおいて地域の意見や要望、課題を集約。集約された意見や課題は事務局および各部門で検討され、事業化の可否と事業化の企画・立案がなされる。「決める会議」ではその事業化の精査や予算の配分・執行を最終的に決定。[きらりよしまネットワーク]

上記事例のほか、事例編より黒岩自治振興会（北上市黒岩地区）や室根町第12区自治会（一関市室根地区）の取り組みも参照。

1.2 地域内組織の調整と連携促進及び機能補完

基礎的コミュニティや各種組織が各々の力を発揮できるように、活動の調整や組織間の連携促進を行う。また、機能不全に陥っている組織に対してはその機能を補完する。

- 基礎的コミュニティ、地域内組織の活動内容の重複を解消し、役割分担することで、戦略的な資源分配を図る（負担軽減を図る）。

- 活動が形骸化し、様々な課題を抱えていた地域内の団体を統合化。そして地域づくりを統治する事業主体として地域内全世帯加入のNPO法人を設立。会計の一元化や団体をまとめて合意形成など、スピードのある課題解決に取り組む。[きらりよしじまネットワーク]

- 地域づくりの基本は自治公民館。大規模な事業は自治振が提案から企画、調整までを行い、活動部隊としてその都度各自治公民館から人員を召集し、地域づくり活動を効率的に実施する。[黒岩自治振興会]

- 地域内には3つの地区があり、それぞれが異なった活動行っていたが、「青年会」の活動を通じ、共通の行事が増加するなど一体感が生まれ始めた。[岩崎地区自治振興協議会]

- 地域内組織の事務局機能の低下を補完し、活動を支援する。

- 地域づくりは行政区単位で実施。自治協は取り組みを支援。各部や団体の事務局機能が低下し、自治協が補完、総合事務局を担う。[口内町自治協議会]

- 単一組織では困難な活動は地域内組織との連携を推進し、多様な資源を集めて効果的に実現する。

- 推進会議の活動から派生した生産組織4法人は推進会議と連携しながら農業振興や地域資源活用、交通機関の確保拡充など地区計画を実践する重要な役割も担っている。[東沢地区協働のまちづくり推進会議]

- 6次産業化を推進するため運営委員会を設置し、グリーンツーリズム、農家レストラン、加工班を構成し、地区調査研究所でそれぞれが加工品を研究。お弁当・惣菜加工所や農業青年で構成されたグループなどの事業化を支援。都市部と農村部の交流ビジネスを展開するべく農業青年で構成されたグループ「農道百笑一揆」がビジネスの運営を担う。[きらりよしじまネットワーク]

■ 地域外組織との連携を推進し、新しい情報・技術の獲得と交流を行う。

■ 山村留学から都市住民との交流が促進され、留学生保護者による「まちだ夢里の会」が設立と町田市での農産物の直販や同窓会の開催などさらなる交流につながった。そして、まちだ夢里の会会員の紹介により、(株)イワイ（おむすび権兵衛）との事業提携が開始されることとなった。現在では、おむすび権兵衛への米の販売だけでなく、社員の田植え、草取り、稲刈り研修を受け入れ、新たな交流が生まれている。[東沢地区協働のまちづくり推進会議]

■ 外部組織との連携を意識的に強化。企業、商工会、他地域などとのネットワークづくりを推進し、新たな連携や支援を獲得。交流センター内に中間支援組織「おきたまネットワークサポートセンター」の事務局が併設され、置賜地方の諸団体のネットワークを強化し、同地方全体における住民による地域運営の底上げを図るために活動している。[きらりよしじまネットワーク]

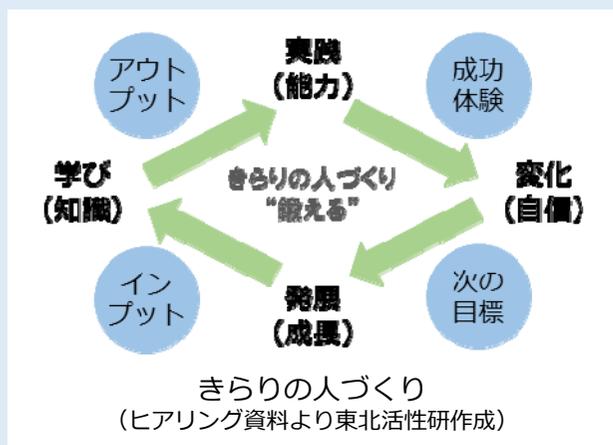
■ 外部NPO法人と連携した植樹祭の開催前日に、地域外の人と住民の交流会を実施。外部の人との交流により、住民は地域の魅力を再発見し、さらに新しい視点がひらけ、地域発展の活力に結びつく。[室根町第12区自治会]

1.3 持続的活動のための運営体制の構築

常に環境の変化に対応しながら持続的に活動を推進できる組織運営、人材育成の仕組みを構築する。

- 原点である地域ビジョンを再評価し、活動の継承と環境変化に対応した改善を行う。

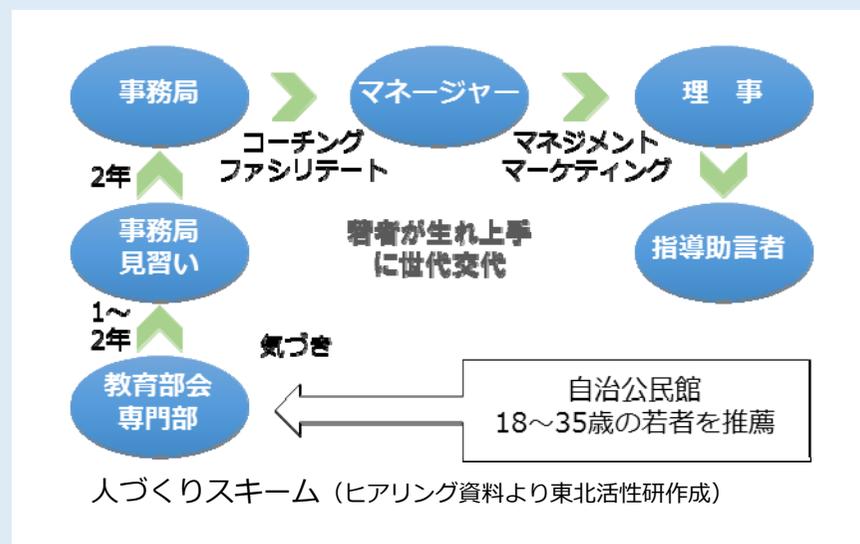
- 地域コミュニティをマネジメント（経営）していくという視点を取り入れ、地域運営を行う。地域ビジョン・計画に基づく活動にはヒト、モノ、カネ、情報が必要であり、それらを調達し、管理・運用（実施）、評価、改善していくプロセスを地域づくり活動にも活かしている。その具体的手段として改善ツール（PDCAサイクル）を活用し、戦略と戦術をもって組織及び活動の継続的な成長と変化を繰り返すことが出来る。地域を永続的に経営していくために、①「人づくり」を計画化すること、②人材育成の多面的な実施すること、③学びの先の実践と成功の繰り返すこと、が大切であり、持続可能な組織運営を支える仕組みを構築する。[きらりよしじまネットワーク]



成功の繰り返すこと、が大切であり、持続可能な組織運営を支える仕組みを構築する。[きらりよしじまネットワーク]

- 事務局体制の整備と地域づくりに関わる専門性を持ったスタッフの育成を図る。

- 「人づくりのシステム」。人材発掘は各自治公民館の館長が行い、地区の有望な若者をきらりに推薦。推薦された若者を教育部会の専門部に所属させ、OJTを実施。教育部会専門部からマネージャーという順に段階的にスキルアップ。事務局スタッフとしてはコーチングとファシリテーション、マネージャーとしてはマネジメントとマーケティングの技術を習得。[きらりよしじまネットワーク]



■ 女性、若者などの新しい担い手の参加を促し、人材を育成する。

■ 学校運営に参画。山村留学生を受け入れる東沢小学校は文部科学省と町教育委員会から 県内初「コミュニティ・スクール」の指定を受け、地域一体となった「あいさつ運動」や農業体験などを実施。〔東沢地区協働のまちづくり推進会議〕

■ 人材育成は若者に限らず、地域外の住民や女性など様々な人材を対象とし、多面的に行い、住民が相互補完できる関係を目指す。地区内の幼稚園、小・中学校と連携体制を構築し、子どもの地域活動への参加を促進。大人が積極的にコミュニケーションを図り、子どもの取り組みを褒めて、子ども自身が地域の役に立っていると実感させる。さらに、子どもが仲間を呼び込んで、地域活動に展開させるように促す。〔きらりよしじまネットワーク〕

■ 青年会を「虹の会『絆』」として再編し、自治振から活動資金の提供を受け、独立的な運営を行う。自治振から青年会への信頼や期待が高まり、青年会は地域の次世代を担う存在として自治振と協力関係にある。夫婦での参加を促すなど会員を増やし、「青年会」会員は200名超。夫婦で活動内容を共有できることから、家族の理解も進化。女性陣が参加すれば、自然に男性陣も参加。子どもには地区が好きになるような記憶を植えつけることが大切。〔岩崎地区自治振興協議会〕

1.4 基礎自治体とのパートナーシップ

行政との対等の関係の構築により、地域づくりの主体としてのガバナンスを確立し、政策への提案力や事業の実践力を養い育む。

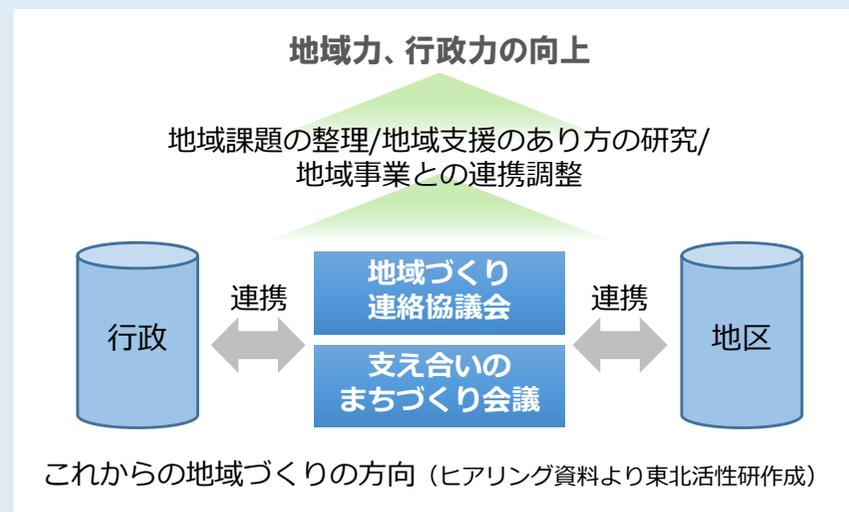
■ 行政施策と地域づくりを連動させることで、より効果的で実現性のある地域づくり活動にする。

■ 実施事業の予算確保をねらい、町総合計画に対応する計画を策定、戦略的な地域づくりを実践。行政と対等な関係を構築しつつ、町内全地区が「協働」できるよう積極的に提案。[きらりよしじまネットワーク]

■ 地域計画は総合計画に連動し、地域ビジョンと個別計画で構成。個別計画は地域主体分と市等主体分に分け、市が関わる事業については総合計画の実施計画に反映。地域計画策定や意見交換の中で市民の間に住民自治や協働の理念が浸透し。現在は地域づくりが定着し、市民の間に「自分たちの問題を自分たちで解決する」という意識が定着。[北上市]

■ 行政とともに地域づくりを担うために、地域協議会が政策提案を行い、協議のプロセスを共有する。

■ 行政と地域協議会の協議の場として「地域づくり連絡協議会」を設定。地区経営母体代表者や事務局長、副町長、担当課課長などが参加し、地区と町が効果的な連携を図り、共通する地域課題解決を図る。その他、連携組織として事務局長と各課主幹級職員による「支えあいのまちづくり会議」を組織、地域事業との連携調整を行う。[川西町]



1.5 新しい課題の解決

少子高齢化や人口減少、環境の変化等に対応するため、新しい視点での地域課題の掘り起こしと、解決するためのノウハウの獲得、情報等の収集、体制づくりを行う。

■ 課題解決を行うための知識、ノウハウ、情報の習得、ネットワークの構築を行う。

- 「まちづくりマイスター養成講座」を開校（委託事業）。ファシリテーションや話し方、PDCAサイクルと評価など10講座を提供。講師は大学教授やアナウンサーなどの各種専門家。[川西町]

- 「まちづくりコーディネーター養成講座」開講。コーディネーターの役割、ファシリテーション、規約と事業計画の作成、助成金申請などの講座を提供。地域協働推進員など多くが参加。地域を越えた情報交換の場としても活かされている。[いちのせき市民活動センター]

■ 新しい視点を獲得し、課題の掘り起こしとアイデアの創発により解決方法の検討を行う。

- 大学生が住民とのWSを通じて地域課題やニーズを検討し、ユニークなアイデアで地域づくりプロジェクトの立案を目指す。学生のアイデアは地区の事業としても活かされる。[きらりよしじまネットワーク]

- 市と中間支援組織の支援により工業高校と地域協議会、NPOが連携し、工業高校の技術を活かした地域づくりプロジェクトを実施。[北上市黒岩地区]

■ 課題解決型事業を行うための体制づくり、人的、資金的な経営資源を確保する。

■ 地域企業のCSR活動の取り組みを地域協議会が提案。ボーリング場や温泉旅館の閑散時間帯を活用した住民のレクリエーション活動や建設会社の資材や重機を利用した住民イベントの開催など、企業から提供される余剰労力を地域への寄付として金額換算し、CSR活動として評価。

■ 資金獲得のために国や県に積極的に働きかけ、国や県、町からの委託金（補助金等含む）を獲得。住民から寄せられた寄付金は基金運営委員会で管理し、各自治公民会単位のコミュニティ活動の推進に活用。[きらりよしじまネットワーク]

■ 当時の役員が経済活動の実施主体として「NPO法人あすの黒岩を築く会」を設立。独立的な運営を行い、ビジネスの幅を広げ、地域に新たな雇用を生み出す。市や中間支援組織の支援により、様々な団体との連携やビジネスを展開。他の団体から得られた情報や人脈が次のチャレンジに繋がる。[黒岩自治振興会]

■ 地域課題解決のため当時の役員が「NPO法人くちない」を設立。NPOは住民の合意が得られなくとも、地域を良くしたいという意思のもとで新しい事業にチャレンジすることが出来る。地域を支えていくためにはNPOのような機動力のある団体が必要。[口内町自治協議会・NPO法人くちない]

2 持続可能性を高める3つの力

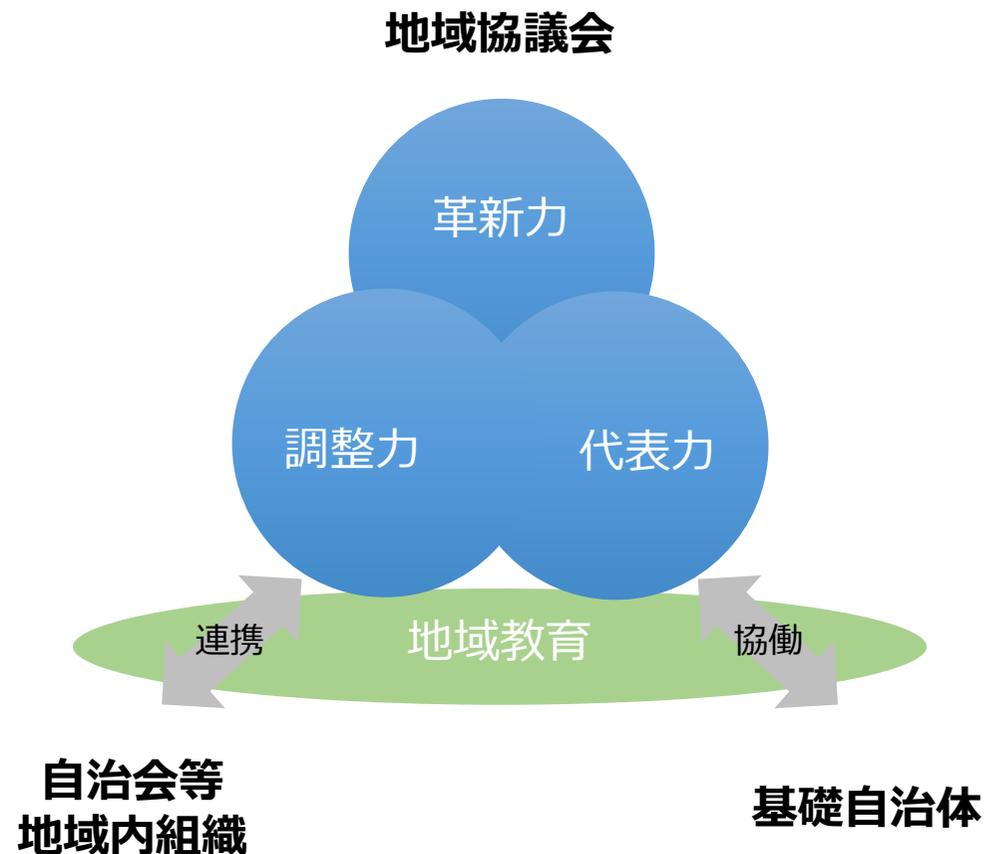
2.1 3つの力と地域教育

地域協議会の役割を果たし、持続可能な地域協議会を確立するためには、「代表力」「調整力」「革新力」の3つの力が求められる。また、その力は、継続的人材育成の基盤となる「地域教育」によって育まれる。

■ 地域協議会に求められる力

- 代表力 多様な主体の参加による合意形成でビジョンを設定し、地域内外の組織や行政との対等なパートナーシップを形成する力
- 調整力 地域内協働（連携）を推進し、共通のビジョンのもとに地域資源を効果的、戦略的に分配する力
- 革新力 社会的な変化に対応し、地域課題を解決するための担い手を育成し、活躍できる環境を構築する力

- 地域教育 継続的かつ世代に合わせた地域教育の実践によって、地域への愛着・誇り、住民自治（住民自ら考え、話し合い、意思決定し、実践していく）、地域づくりへの意識を育む基盤の形成



2.2 代表力に必要な機能と取組み

代表力は、地域協議会の運営の基本であり、住民主体の話し合いによる意思決定プロセスを経ることで、基礎自治体への提案力や対等な立場を保持することが必要となる。

代表力

多様な主体の参加による合意形成でビジョンを設定し、行政との対等なパートナーシップを形成する力

■必要とする機能

- 多様な主体の参加
- 話し合いによる合意形成と意思決定
- 地域ビジョンの策定・共有
- 自治体と対等なパートナーシップ

ヒント

●多様な主体の参加

- 地域協議会を各種団体の上部組織ではなく、「円卓会議」のような場として、個人での参加も推奨 [一関市]
- 「若者」「ばか者」「よそ者」「女性」を重んじ、また地域づくりの実働部隊は子どもから高齢者まで歳は問わない [きらりよしじまネットワーク]
地域づくりに参加できないことがあっても責めないルール。参加者には必ず何らかの役割（仕事）を与え、居場所を見つけられるように工夫する [岩崎地区自治振興協議会]

●話し合いによる合意形成と意思決定

- 「決めない会議」と「決める会議」で夢を語る場、合意を形成する場を整理して、新しいことが生まれやすい会議をつくる [きらりよしじまネットワーク]
- 住民の話し合いに第三者（中間支援組織）が関与することで、合意形成及び意思決定プロセスに安心感を与え、自信をもって意思決定が出来るように支援する [いちのせき市民活動センター]

●地域ビジョン策定・共有

- 地域全体の方向性を示す地域計画を策定し、ビジョンを共有した地域づくりを推進 [3市町]
- 地域計画の評価を行い、次年度の事業に活かす [川西町・北上市]
- 地域計画を冊子にし、全戸に配布することで地域ビジョンを共有。「会議は必ず何か決め、決めたものは必ず実行する」を合言葉に実行性を担保 [東沢地区協働のまちづくり推進会議]
- 地域全体で今後の方向性を決めるために地域協議会の役割は重要であり、「地域の現状を共有し、未来を話し合う場」を作っていく [室根町第12区自治会]

●自治体と対等なパートナーシップ

- 条例や協働推進計画等で協働のパートナーとしての行政と地域協議会の役割や連携等を明確化 [3市町]
- 地域担当職員を通じて町と地域協議会の情報共有を実施 [川西町]
- 協働の条件やまちづくりの仕組みなどを行政に対して積極的に提案し、いち早く地域経営を実践するなど協働のパートナーとしての姿勢を見せる [きらりよしじまネットワーク]

2.3 調整力に必要な機能と取組み

調整力は、地域内のパワーを集成し機能させるための基盤であり、地域内外の組織を連携させたり、効果的な活動を促進するための中間支援的機能（事務局的功能）の確立が必要となる。

調整力

地域内協働（連携）を推進し、共通のビジョンのもとに地域資源を効果的、戦略的に分配する力

- 必要とする機能
 - 中間支援的機能の確立
 - 地域内組織間の連携と機能補完
 - 地域内での戦略的な資源分配
 - 地域内外組織との協働の推進、ネットワーク構築

ヒント

● 中間支援的機能の確立

- 地域協議会が交流センターの指定管理者となり、地域づくりの専従職員を配置。交流センターが地域の事務局として機能する [川西町・北上市]
- 地域協議会に必要とされるのは中間支援機能であり、その支援によって自治会と地域内組織は地域づくりの実施主体として円滑に活動できる [川崎まちづくり協議会]
- 地域協議会に独立した事務局があることで地域づくりに専念することができ、住民の相談にも柔軟に対応できる [猿沢地区振興会]
- 地域協議会は自治会や地域内組織の活動を縛らず、それぞれが地域内の役割を果たしていくために支援していく [いちのせき市民活動センター]

● 地域内組織間の連携と機能補完

- 地域内の各組織から選出した策定委員による地域計画策定などの機会を通じ、地域内ネットワークの充実を図る [3市町]
- 地域協議会は、自治会や地域内組織が地域の中できなくなっていくことを補完していく [一関市]
- 地域に一番密接なのは「自治会」の役割であり、自治会と地域協議会が常に情報共有を図っていく [猿沢地区振興会]
- 自治会の中で活動の限界を感じることで、地域協議会の役割や他の地域内組織との連携など期待が生まれる [室根町第12区自治会]

● 地域内での戦略的な資源分配

- 地域計画に基づいた地域内の自治会や各組織への資金の戦略的分配 [3市町]
- 補助金を柔軟に使えるようにすることで、戦略的な地域づくりが可能になる [北上市]
- 地域協議会が住民が取り組むお弁当・惣菜加工所や農業青年で構成されたグループなどの事業化を支援 [きらりよしじまネットワーク]

● 地域内外組織との協働の推進、ネットワーク構築

- 外部組織との連携を意識的に強化。企業、商工会、他地域などとのネットワークづくりを推進し、新たな連携や支援を獲得 [きらりよしじまネットワーク]

2.4 革新力に必要な機能と取組み

革新力は、人口減少時代を乗り切るためにより良い地域に向けた変革、新たな価値を創出する源泉であり、担い手の育成とともに、発案し行動を起す機運の醸成と環境整備が必要となる。

革新力

ヒント

社会的な変化に対応し、新しい地域課題を解決するために、担い手を育成し、活躍できる環境を構築する力（イノベーションを生み出す力）

■ 必要とする機能

- 地域内の新しい課題への対応
- 担い手の発掘・育成
- 未来に向けたチャレンジの促進

● 地域内の新しい課題への対応

- 合意形成の主体（地域協議会）とは別に機動力のある組織として地域内にNPOを設立 [NPOあすの黒岩を築く会]
- ハードや仕組みをつくるのが地域協議会の役割であり、その後に自走していくのは別組織の役割である [口内町自治協議会]
- 採算性は厳しいが、長期的な視点で地域に必要な事業を実施するために地域内にNPOを設立 [NPOくちない]
- NPOは地域協議会とは異なり、住民の合意が得られなくとも、地域を良くしたいという意思のもとで新しい事業にチャレンジすることが出来る [NPOくちない]
- NPOはサービスの対価を得ることや事業に対する先行投資が可能。地域協議会ができない隙間を埋め、補完していくのがNPOの役割である。将来を見据え、投資的に地域づくりを行うことができる [NPOくちない]

● 担い手の発掘・育成

- 個人で地域協議会に参加できる仕組みをつくり新たな視点を取り入れる。参加した若者はFacebookを利用し、地域外に居住する出身者への情報提供と地域内の新たな参加者を募ることで、新しい担い手の呼び込みにつながる [川崎まちづくり協議会]
- 地区の有望な若者を地域協議会事務局に推薦し、見習いからマネージャーまでのステージを設け、段階的にまちづくりのノウハウを学び、スキルアップする場を提供する [きらりよしじまネットワーク]
青年部を新しく組織し、若者のネットワーク構築、活躍の場をつくる [岩崎地区自治振興協議会]
- 若者グループに事業を任せただけで、若者が伝統と折り合いをつけながら、自由な発想で企画・運営を行う [口内町自治協議会]

● 未来に向けたチャレンジの促進

- 置賜総合支庁の広報活動により、地区の活動が全国的に注目され多くの賞を受賞。外部評価を獲得することで、住民のモチベーションを高め、次の挑戦につなげる [東沢地区協働のまちづくり推進会議]
- 住民が学びたいことを学び、実践する場を提供。住民の失敗を許容し、成功に至るまで挑戦し続けられるように活動資金やノウハウ、情報提供などの支援を行う。 [きらりよしじまネットワーク]
- 前例にとらわれた地域づくり活動を行うのではなく、新しい活動を進めるためには既存の取り組みをやめることも大切であり、柔軟な発想が必要。同じ活動でも住民が楽しいと感じることが出来れば、参加者は集まり、新しい活動にもつながる [室根第12区自治会]

IV. 持続可能な地域協議会の確立に向けて

1. 地域協議会と3つの力の推進

3つの力は地域づくり活動の実践を通じて、徐々に身に付き、向上していくことが出来る。地域協議会は自らが活動の場を作り出し、実践を積み重ねていくことが必要。

代表力を高めるためには

■ 地域内の役割の整理と共有

地域づくりの基本単位である自治会と協議会の関係を整理し、地域における協議会の役割への理解を促進する。

- 多様な住民の参加と地域内組織を組み入れた組織構築
- 地域ビジョンの実現に適した組織体制の構築

■ 地域の魅力と地域ビジョンの共有推進

様々な地域づくり活動がどのような目的を達成するために行われているかを明確にし、地域内でより多くの賛同者を得るための仕組みを構築する。

- 客観的なデータを用いた地域課題の明確化と地域資源の点検と活用
- 地域のビジョン（方向性）を地域内で共有するための各種広報

調整力を高めるためには

■ 地域内コミュニケーションの推進

各自治会や地域内組織の強みや弱みを把握し活動を支えるために、積極的なコミュニケーションを行う。

- 自治会、地域内組織との継続的なコミュニケーションと活動促進のための支援
- 合意形成に向けたルールの確立
- 要望型ではなく、提案型コミュニケーションの浸透

■ 地域外への魅力の発信

地域外への魅力の発信により外部支援者（関与人口）を獲得し、地域課題解決に向けた地域外ネットワークを構築する。

- 地域外への積極的な情報発信と他地域、他組織との関係構築

■ 協議会事務局の位置づけの共有

地域協議会の職員が地域内の調整機能を担う力量の獲得と、そのための環境整備をする。

- 地域コーディネーター役となる事務局の配置と「窓口（事務局）」の明確化

革新力を高めるためには

■ チャレンジの推進

地域づくり活動のマンネリ化を予防し、将来起こり得る課題に対応するために、地域内でチャレンジが促進される環境整備と、若者が活躍できる場をつくる。

- 合目的なNPOの立ち上げ（課題対応型新組織）や育成等による新しい担い手づくり
- 革新的な取り組みへの積極的なチャレンジ

■ 社会教育による「人づくり」

地域づくり活動と社会教育（生涯学習）の両輪により、自ら考え実践するための人づくりを恒常的に行う。

- 組織にしばられない個人での参加機会の創出など、新しい参加のチャンネルづくり
- 住民のモチベーション向上のため、活動とその成果を評価する仕組みの構築

2. 基礎自治体による支援

各地域協議会を画一的に支援するのではなく、地域の多様性を受容し、それぞれに寄り添う支援を提供。「協働」の実質化には、意識的に協働の場を提供し、協働を積み重ねることにより実現。

代表力を高めるためには

■ 対等のパートナーシップによる政策形成、事業実施

地域協議会と自治体のパートナーシップを促進するための政策を展開する。

- 自治基本条例・関連条例等による地域協議会と自治体のパートナーシップの明確化

■ 協働のまちづくりの制度確立

地域からの提案を政策に位置づけるよう制度化する。

- 協議会が合意形成により策定した地域ビジョン・計画の政策上の位置づけを明確化

■ 地域の話し合いの場づくり

地域の話し合い促進に向けた情報支援、人的支援を行う。

- 話し合いのテーマに即した各種情報の提供
- 地域内の話し合いスキル（ファシリテーション）獲得のための研修機会の創出

調整力を高めるためには

■ 活動基盤の構築支援

活動拠点整備や人材確保、育成のための資金的・人的な支援を行う。

- 公民館のコミュニティセンター化などによる地域づくりの核となる活動基盤の整備
- 有能な地域コーディネーター配置のための制度構築
- 地域コーディネーターの人材育成の場づくり

■ 基礎的コミュニティ（自治会）・地域協議会の自立的運営の促進

自立的な運営のために組織基盤形成を支援する。

- 地域ビジョンの実現に向けた資金的・人的な支援
- 地域内での戦略的な資源配分に向けた、柔軟で使いやすい資金支援体制の構築
- 小さい組織をより大きな組織が補完するといった重層的な補完機能を発揮・強化させための支援

■ 協働理念の共有

地域協議会の位置づけや機能・役割を、住民および自治体職員と共有する。

- 協働についての庁内研修会等の開催

■ 中間支援機能の向上

地域内合意形成、外部資源とのマッチング等の中間支援機能を向上するための支援を行う。

- 中間支援組織による支援体制の構築

革新力を高めるためには

■ チャレンジの促進

これまでの枠組みを超えた活動に対する理解と柔軟な支援を行う。

- 地域のチャレンジを後押しするための規制緩和や、関連する部署、組織と連携した支援体制の構築
- コミュニティビジネス等、地域課題解決に向けた経済活動の支援
- 地域で課題解決するための専門性を高める学びの場の支援
- 地域協議会間の情報交換、情報共有の場づくり

■ 人材育成の支援

地域内で継続的な担い手の育成と確保のための支援を行う。

- 中間支援組織等と連携した地域づくりの人材育成推進に向けた体制づくり
- 地域外人材受け入れのバックアップ

3. 中間支援組織による支援

経験と実践に裏付けられた専門性に基づき、基礎自治体と役割を分担し、地域協議会を支援。地域協議会の変遷を見守り、ニーズに応じた適切な支援を提供し、向上的な変容を促していく。

代表力を高めるためには

■ 知識・技術・情報の提供

地域協議会事務局・役員等を対象に地域づくりに関する知識、技術、情報を提供する。

- 研修会や協議会間の情報交換会等の開催
- 地域ビジョン策定に向けた地域課題把握の方法と情報の提供

■ 協働のまちづくりの制度づくり

地域からの提案を政策に位置づけるための支援をする。

- 地域協議会と行政のパートナーシップづくりに向けた制度づくり支援

■ 地域の話し合いの場づくり

地域内の様々な立場の住民が参加し、民主的に話し合いができるように支援する。

- 地域内の合意形成に向けた第3者の立場での話し合い支援
- 地域内の話し合いスキル（ファシリテーション）向上のための各種研修会の開催

調整力を高めるためには

■ 新しいネットワーク構築

地域課題解決のための新しいネットワークを支援する。

- 地域に足りない資源の把握と、課題解決に向けた外部資源とのマッチング支援
- 年代別の地域間ネットワーク構築など、新しいつながりづくり

■ 協議会の活動促進に向けた情報共有

協議会を連携させ、相互に切磋琢磨する機会を創出する。

- 地域協議会間のノウハウや資源の共有に向けた情報の収集・発信と交流の場づくりの支援

■ 地域協議会と行政との利害調整

自治体と地域協議会、協議会役員と行政職員等における関係性構築の支援をする。

- 第3者的に調整役を果たし両者の関係性構築を支援
- 地域協議会と行政の協働を推進するための下地づくり

革新力を高めるためには

■ チャレンジの促進

地域のチャレンジ事業にあわせた資金獲得を支援する。

- 補助金や助成金等の情報提供、申請手続き、効果的な運用を支援。

■ 人材の育成

地域協議会が新しい課題に対応し、チャレンジし続けられるような人材の育成を支援する。

- 地域コーディネーター（協議会事務局）の人材育成の場づくり

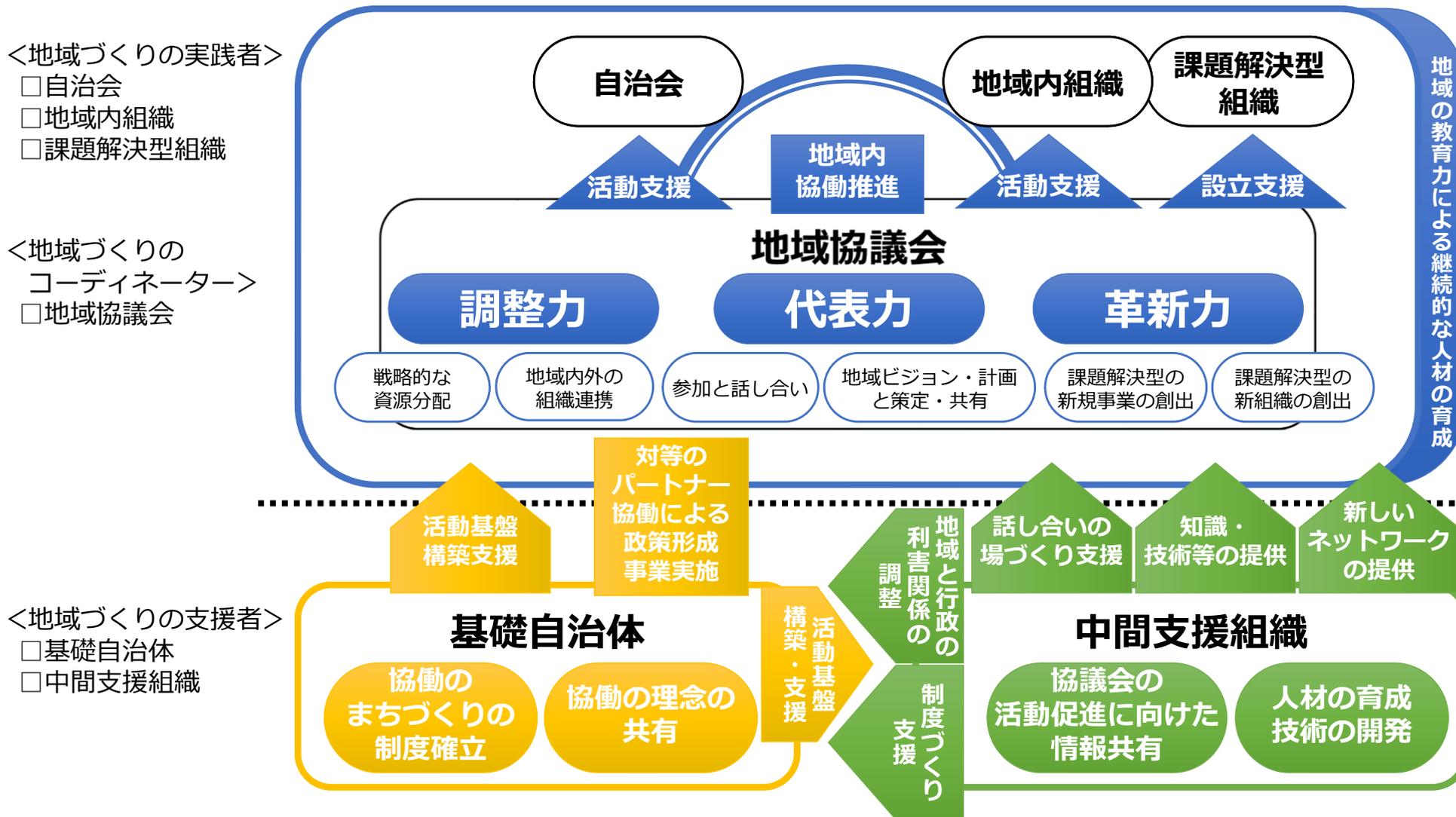
■ 技術の開発と提供

課題解決や人材育成の技術を開発し、それらの獲得を支援する。

- 中間支援組織間や各種専門家との連携により新たな課題解決方法や人材育成プログラムなどを研究開発
- 新しい地域課題解決方法などの情報提供や技術獲得の研修機会の創出

4. 持続可能な地域協議会と支援体制

持続可能な組織運営には、地域協議会の自助努力に加えて、基礎自治体、中間支援組織による支援体制の確立が鍵となる。



V. 持続可能な地域協議会へのステップチェックシート

住民主体の地域づくり活動と住民自治の基盤となる地域協議会が、より持続的に運営され、地域課題解決に力を発揮できるように、チェックシートで現状の見直しを行い、ステップアップを図ることが必要。

「3つの力」チェックシート【地域協議会編】

	設問	回答	○の数
代表力	a. 協議会の体制が明確であり、意思決定に関するルールが決まっている	協議会と自治会、地域内組織の機能・役割が明文化されている 自治会など地域内の主だった組織が協議会の役員・構成メンバーとなっている 協議会の決定が地域の意思決定として尊重されている	
	b. 計画策定時に多様な住民が参加する体制がつけられている	計画策定のプロセスに子ども、女性、若者、高齢者等、様々な住民が参加している 地域内各組織から策定委員を選出するなど、多様な意見を取り入れて話し合う場を作っている アンケートや地域点検等で地域の課題やニーズを把握している	
	c. 計画推進に関して、途中および終了時に評価を行う仕組みがある	計画期間の途中で、進捗状況の確認と見直しの検討をしている 計画期間の終了時に、成果を検証・評価し、改善を翌年度の計画に反映させている 地域計画を協議会内や地域内各組織が意識し、事業の推進にあたっている	
	d. 地域の代表する組織として基礎自治体とコミュニケーションがとれる	地域で策定した地域計画が基礎自治体の政策に反映されている 基礎自治体と対等な立場で話し合いができる 基礎自治体と協議会が情報交換・協議するための場がある	
調整力	e. 協議会が地域内組織の状況を把握している	地域の課題、ニーズが協議会（事務局）に集まる仕組みがある 地域内組織同士（協議会構成組織）が情報交換・協議するための場がある 地域内組織の活動情報を広報誌等で発信している	
	f. 資源分配や協働推進に関するコーディネート機能がある	地域内組織の事業や補助金の情報を集約・発信し、地域内での情報共有を図っている 地域内組織等の事業調整や、補助金等の資源分配を適切に行っている 地域内組織が連携・協働する事業を提案し、コーディネートしている	
	g. 地域外の組織と積極的なネットワークを構築している	地域外の資源（資金・技術・知識など）情報を収集し、積極的に活用している 地域外の専門家、応援団等とのネットワークを持っている 地域外組織との連携事業を実施している	
	h. 協議会内に独立した事務局機能をもっている	常勤事務局員のみでも事務局としての意思決定が可能な体制にある 常勤事務局員のほか役員等のボランティアスタッフも稼働している 常設窓口があり、常勤事務局員が配置されている	
革新力	i. 新しいチャレンジが行われる仕組みがある	協議会内に新しい取り組みにチャレンジする気運がある 協議会内に新しい取り組みに対して積極的に応援し、失敗も許容する気運がある 協議会に新しい取り組みを支援する仕組みがある	
	j. 人材育成に向けた取り組みを行っている	人材育成の仕組みがあり、計画的に担い手づくりをしている 地域づくりに関わる研修や勉強会を定期的実施している 子どもたちが地域に関わる機会を意識的につくっている	
	k. 若者の参加に向けた具体的な取り組みがある	若者の参加を計画的に推進している 若者主体の取り組みがいくつか行われている 若者主体の取り組みに活動資金等を支援している	
	l. 自主財源確保と課題解決に向けた積極的な事業を実施している	地域内でコミュニティビジネスを立ち上げ、推進する仕組みがある 地域内で地域課題解決に向けたコミュニティビジネスがいくつか生まれている 協議会独自もしくはNPOなどと連携し、協議会も主体的に収益事業を行っている	

3つの力 レーダーチャート



チェックシートの判断基準

	○の数が多い（おおむね9個以上）	○の数が少ない（おおむね8個以下）
代表力	協議会の位置づけが明確であり、自治体等とのパートナーシップも確立している。住民参加による計画策定に高いマネジメント力を持つ。	基礎自治体、自治会と協議会の機能や役割の違いを明確にすることが前提。計画策定では、住民参加のプロセス、実態に合わせて実現性のある計画に改善することが重要。
調整力	事務局が効果的に資源分配を行うなどして、地域づくりをサポートしている。事務局機能が高く、協議会として安定的な運営をしている。	地域内のさまざまな組織の事業を一体的に評価し、整理することによって、より効果のある事業を推進することが必要。事務局機能を強化し、情報収集、発信を行い、住民・組織の参画と連携を促すことが重要。
革新力	若者を含む多くの住民が主体的に参加し、革新的な取り組みを継続して実施できる。	新しい担い手の発掘、人材育成に着手し、活動のマンネリ化や参加者の固定化を防ぐことが必要。新しいことにチャレンジする気運の醸成が重要。

[参考] 地域協議会「3つの力」チェックシート【基礎自治体編】

	設問	回答	○の数	
代表力	地域協議会と基礎自治体で明確なパートナーシップに関する条例、協定等を策定している	自治基本条例等最高規範性のある条例に協議会の役割が明文化されている		
		協議会と基礎自治体のパートナーシップを明確化する条例・協定がある		
		協議会等との協働の理念を、全職員が理解している		
	地域協議会の意思決定の内容を自治体施策に反映する明確な仕組みがある	協議会で策定した計画等を、自治体の施策に反映させる仕組みがある		
		協議会との意見交換など協議の場を設定している		
		協議会の情報等が庁内で共有されている		
調整力	地域協議会が独立した事務局機能を有するための施策がある	協議会に事務局長級の人員を配置する仕組みがある（行政職員以外）		
		協議会の事務局運営資金を支援する仕組みがある（指定管理を含む）		
		協議会の活動資金を支援する仕組みがある（補助金等）		
	地域協議会の活動を支援するための中間支援機能がある	協議会担当の専任職員が配置されている		
		協議会との窓口になる部署がある		
		協議会の事務局、役員等を対象にした研修を実施している		
革新力	若者等の新しい担い手の育成に向けた仕組みがある	地域づくりの人材育成が自治体政策に位置付けられている		
		計画的に人材育成の取り組みを行っている		
		住民、協議会等を対象に地域づくり研修や勉強会などを実施している		
	地域課題解決に向けた事業（コミュニティビジネス等）への支援施策がある	コミュニティビジネス等の立ち上げを積極的に推進している		
		コミュニティビジネス等への具体的な支援の仕組みがある		
		地域提案型で協議会などとの協働事業を推進している		

事例

目次

● 地域協議会	東沢地区協働のまちづくり推進会議（山形県川西町東沢地区）	66
	特定非営利活動法人 きらりよしじまネットワーク（山形県川西町吉島地区）	68
	黒岩自治振興会（岩手県北上市黒岩地区）	70
	岩崎地区自治振興協議会（岩手県北上市岩崎地区）	72
	口内町自治協議会（岩手県北上市口内地区）	74
	川崎まちづくり協議会（岩手県一関市川崎地区）	76
	室根まちづくり協議会（岩手県一関市室根地区）	78
	猿沢地区振興会（岩手県一関市猿沢地区）	80
● 自治会	千厩町小梨第10区自治会（岩手県一関市小梨地区）	82
	室根町第12区自治会（岩手県一関市室根地区）	84
● 地域内NPO	特定非営利活動法人 あすの黒岩を築く会（岩手県北上市黒岩地区）	86
	特定非営利活動法人 くちない（岩手県北上市口内地区）	88
● 基礎自治体	山形県川西町まちづくり課	90
	岩手県北上市まちづくり部地域づくり課	92
	岩手県一関市まちづくり推進部まちづくり推進課	94
● 中間支援組織	特定非営利活動法人 いわてNPO-NETサポート（岩手県北上市）	96
	いちのせき市民活動センター（岩手県一関市）	98

※以下、「特定非営利活動法人」をNPO法人という

Key Message

東沢地区協働のまちづくり推進会議

「地域の存続に大きな危機感を抱き、自らが課題解決に着手」
「多額の事業資金は不必要、住民による事業継続が困難であれば地域づくりに効果は得られない」
「外部から評価され、住民のモチベーションが向上。活動の継続に結び付く」

NPO法人 きらりよしじまネットワーク

「開かれた地域づくりを心がけ、変化を常にイメージすることが大事」
「学び（知識）、実践（能力）、変化（自信）、発展（成長）のサイクルを通じ住民を“鍛える”」
「住民は事業運営の主体、きらりはその事業化に伴う資金を確実に調達」

黒岩自治振興会

「交流センターと自治振は住民にとっては一緒」
「地域計画は、将来、実施する可能性があるものをいれておく」
「収益事業を行う場合は、組織を切り離す必要がある」

岩崎地区自治振興協議会

「自治協は事業の支援を行うが、その後に自立的に事業を進められることが前提」
「参加できないことを責めないルール。来る人は全員何らかの仕事を担うように工夫」
「ボランティアの役員には「知恵」と「経験」を活かせる取り組みを」

口内町自治協議会

「まずは好きにやってみるというスタンスで実施し、若い人たちが自由に動いている」
「地域計画は大きな方向性を示す。あとは実施の可能性があるものを盛り込んでいく」
「ハードや仕組みをつくるのが自治協。その後に自走していくのは別組織（NPO）」

川崎まちづくり協議会

「協議会は中間支援機能。地域づくりは26の自治会と地域内組織が実施主体」
「協議会に個人で参加でき、これによって若い人が入ってきた」
「アクションプランは網羅的にゆるやかに。各組織の活動によって地域がどのようになればよいかを示す」

室根まちづくり協議会

「協議会は「地域の現状を共有し、未来を話し合う場」※実働部隊ではない」
「「住民自治」であるので、自分たちでまちをよくするためには負担しなければならない」
「地区全体での今後の方向性を決めるうえで、協議会の役割は重要である」

猿沢地区振興会

「地域に一番密接なのは「自治会」。自治会と振興会がなんでも共有できる状況をつくっておく」
「振興会の解決方法として、「地域内の広域的連携」「市との対等的な議論」」
「振興会の独立した事務局があることで地域づくりに専念し、地域づくりの柔軟な相談に対応できる」

千厩町小梨第10区自治会

「小梨地区振興会は、各区のネットワークづくりが目的」
「たまごの湯は独立して実施→補助金をもらわないことが活動の制限を受けないで自由にできる」
「先輩たちがいなくなった時に「継続する」か「継続しないか」を判断してもらう」

室根町第12区自治会

「自治会のモットーは、前例にとらわれるな。新しいことを進めるためには既存の取り組みをやめることも大切」
「結局、おもしろければ、人は集まる」
「協議会は「自分たちでできないこと」があると、はじめて期待が生まれる」

NPO法人 あすの黒岩を築く会

「NPOであるメリットは『自由』になったこと→リスクを負え、また外とネットワークも広げやすい」
「自治振は安心感があり人を巻き込みやすい。夢を語り合えるだけでよい」
「補助金なしでもやっていける根拠がなければそもそも行わないほうがよい。」

NPO法人 くちない

「自治協はみんなの合意を得られないと動けない。NPOはまずは動けることが大切」
「NPOは赤字でも動ける団体。だからこそ将来を見据え、投資的に地域づくりを行うことができる」
「やりがいだけでは解決できない問題も多くなっているため、経営的な責任も必要」

山形県川西町まちづくり課

「若者に対して手厚い事業を実施し、若者の流出抑制に一定の効果あり」
「各種交付金を採択する企画提案力があり、日ごろの取り組みから地区の自治力が高まっている」
「それぞれの活動を住民はもちろんのこと、自治体職員も誇ることができる」

岩手県北上市まちづくり部地域づくり課

「地域間の活動の質・量の違いは『格差』ではなく『個性』」
「補助金を柔軟に使えるようにすることで、戦略的な地域づくりが可能に」
「地域づくり組織条例は、市と地域づくり組織のパートナーシップを明確化」

岩手県一関市まちづくり推進部まちづくり推進課

「継続的な話し合いこそが地域協働体の核」
「地域協働体の機能として、地域の中でできなくなっていくことを補完していく」
「協働は市全体での理解と取り組みが大切」

NPO法人 いわてNPO-NETサポート（北上市）

「地域が主体的に計画を策定するので、その地域にあわせたサポートを実施する」

「行政は機会の均等、NPOはニーズへの均等化によって、お互いの力を高める」

「さまざまな協働事業を実施することで、政策の一体的な推進が可能になる」

いちのせき市民活動センター（一関市）

「中間支援機能の役割は、「交通整理」「クッション材」「翻訳」」

「第3者をおくことによって、会議自体の安心・安全な担保を行う」

「ゆるやかな協議会だからこそ既存組織を残す→ただし機能維持のための「自治会再編」は必要」

東沢地区協働のまちづくり推進会議（山形県川西町東沢地区）

Key Message

「地域の存続に大きな危機感を抱き、自らが課題解決に着手」
「多額の事業資金は不必要、住民による事業継続が困難であれば地域づくりに効果は得られない」
「外部から評価され、住民のモチベーションが向上。活動の継続に結び付く」

ヒアリング日時：平成27年6月2日（月）

ヒアリング場所：東沢地区交流センター

ヒアリング対象者：佐々木和憲氏（センター長）、小方啓一氏（事務局長）、佐々木賢一氏（株東沢米翔代表取締役）

■ 地域概要

- 東沢地区は人口641名、195戸、4自治会で構成される。（平成26年3月末住民基本台帳）。
- 古くから住民間に連携・共同の意識と郷土愛が生まれ自主自立の気風。

■ 東沢地区協働のまちづくり推進会議の概要

- 地区運営の意思決定機関として地域自治活動を実践。
- 東沢地区交流センターと東沢活性化センターの指定管理者として運営。事務局スタッフとして、常勤職員2名と非常勤職員1名を雇用。人件費は交流センター指定管理料を充当。
- 運営委員会（5部会）、自治会、山村留学協力会、農業振興対策協議会、農地管理組合、広域協定運営委員会、夢里創造研究所、その他有識者等の23名で構成。
- 法人格は取得せず任意団体として活動。
→NPO法人格の取得を検討したが、法人格取得によって得られるメリットは少ないと判断。
- 推進会議の事業規模は約1,800万円（うち、事業運営費は約600万円（平成26年度）。置賜総合支庁（県）や町からの助成金などと住民からの会費をもとに運営。
- 国のモデル事業採択など事業実施の打診はあるが、一時的に多額の事業資金を確保しても住民による事業継続が困難であれば地域づくりに効果は得られない。

協働のまちづくり推進会議



組織体制
（東沢地区協働のまちづくり推進会議HPより転載）

■ これまでの経緯

- 昭和62年、地区内の少子化が顕在化。課題解決の方策として住民自らが山村留学に着手。3年間の検討・準備期間を経て、全戸加入の東沢山村留学協力会を設立。
- 平成3年度から「東沢やんちゃ留学」を地域主導で開始。住民の間に「自らが地域づくりに取り組まなければならない」という機運が生まれ、地域一体となった様々な地域づくり活動を展開。
- 平成9年に「東沢地区整備計画」（現・地区計画の前身）を策定。推進母体として「東沢地域づくり推進協議会」を設立。
- 平成17年、地区経営母体として現在の組織に改組。諸団体を統合し役職の負担軽減を図るべく、組織・会計の一元管理及び会議の合同化。平成18年に東沢地区計画第1期策定（28年より第3期）。

■主な活動

●東沢やんちゃ留学

- 東京都町田市に地域を限定し、短期と長期の留学生を受け入れる。留学生の総数は短期留学が700名、長期留学が40名を超える。
→山村留学から町田市の住民との交流が促進され、そこから経済活動（「㈱イワイ（おむすび権兵衛）」と特別栽培米を契約栽培）に発展。

●地区計画

- 話し合い、決定し、実行するために地区計画が必要。実行できないことは地区計画に載せない。地区計画は冊子にし全戸に配布。
- 事業の取り組みを各年度毎に検証。推進会議運営委員がA～Eの5段階の自己評価を実施し、評価は翌年の計画に反映。常にPDCAサイクルを意識し、地域づくりに取り組む。
- 活動の成果として、交流人口が約3倍、農事法人等の農産物の販売が約77倍に拡大。（平成17～22年度までの第1期地区計画期間）
- 広報誌を毎月発行。住民の暮らしに必要な地域の情報は簡単には得られないため、推進会議が地域の情報を提供することが重要。

●夢里創造研究所

- 農業振興を目的とするシンクタンクとして平成18年に設立、話し合いの場として機能。10名前後のメンバーが情報対策班、ヤング班、地域対策班として活動。2ヶ月に1回研究会を開催（以前は1ヶ月に1回、開催回数は100回以上）。そこで検討された内容を議案として推進会議に進言する企画委員会（5名）を設置。

●コミュニティスクール

- 学校運営に参画。留学生を受け入れる東沢小学校は文部科学省と町教育委員会から県内初「コミュニティ・スクール」の指定を受け、地域一体となった「あいさつ運動」や農業体験などを実施。

●経済活動を実践する組織への発展

- 研究所の活動を契機に生産組織4法人が事業展開。経済的利益の獲得だけでなく、推進会議と連携しながら農業振興や地域資源活用、交通機関の確保拡充など地区計画を実行。

■自治会との関係

- 自治会は19の隣組によって構成され、推進会議と隣組長との合同会議を年2回開催。

■行政との関係

- 町職員（地区担当職員）を通じて町との情報共有を図り、連携関係を構築。
- 事業展開は職員の手は借りずに住民が自らの力を最大限発揮できるよう身の丈にあった活動を推進。
- 置賜総合支庁の広報活動により、地区の活動が全国的に注目され多くの賞を受賞。外部評価を獲得することで、住民のモチベーションが向上し、活動の継続に結び付く。

■課題と展望

- 人口減少が進展する中で具体的な人材確保・育成の取り組みの必要性を認識。
- 積極的な地域づくりに反して人口減少は避けられない。雇用充実など対策は必要だが、地区だけでは限界があり、行政と協働で取り組むことが重要。



東沢地区活性化センター



東沢やんちゃ留学

（東沢地区協働のまちづくり推進会議HPより転載）

特定非営利活動法人 きらりよしじまネットワーク（山形県川西町吉島地区）

Key Message

「開かれた地域づくりを心がけ、変化を常にイメージすることが大事」
 「学び（知識）、実践（能力）、変化（自信）、発展（成長）のサイクルを通じ住民を“鍛える”」
 「住民は事業運営の主体、きらりはその事業化に伴う資金を確実に調達」

ヒアリング日時：平成27年4月3日（金）
 ヒアリング場所：東沢地区交流センター
 ヒアリング対象者：高橋由和氏（事務局長）

■ 地域概要

- 吉島地区は人口2,656名、728戸、22自治会で構成される。（平成26年3月末住民基本台帳）。

■ きらりよしじまネットワークの概要

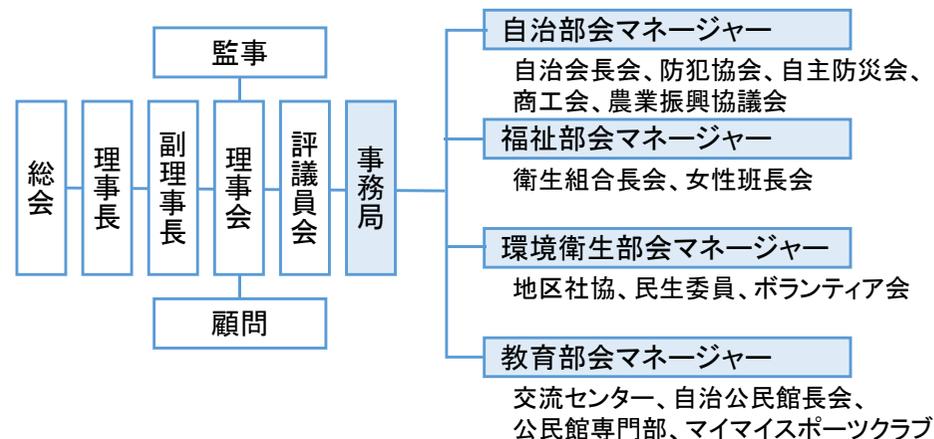
- 行政に依存することなく住民の愛郷心を拠り所とし、地域づくりを統治する優良な事業主体を創造。自己完結の地域経営を目指す。
- 指定管理者として吉島地区交流センターを運営。事務局スタッフは常勤4名（給与20～24万円、賞与1ヶ月）、非常勤24名（平均34歳）で構成。自分たちの孫世代の地域づくりまで見据えていくために若者を積極的に登用。組織体制は4部会制（自治、環境衛生、福祉、教育）を採用し、各部門にマネージャーを配置。
- 任意団体ではなくNPO法人として活動
 →①経営の視点と知識、②明確なビジョンと住民参加、③財源の確保、④（行政と）対等の協働を実践
- 中間支援組織「おきたまネットワークホ-ルセンター」（通称：おきさぼ）の運営委員、事務局として、置賜地方全域（山形県南部）の諸団体のネットワークを強化し、地域と行政・企業等との協働をサポート。

吉島地区交流センター
 （ヒアリング資料より転載）



組織体制

（HPを参考に東北活性研作成）



■ これまでの経緯

- 平成14年、町の行財政改革に伴う公民館の公設民営化を契機とし、様々な課題が見られた地域を再生させるために、当時の公民館事務局の6人のメンバーを主に新たな組織の立ち上げに着手。
- 地域経営母体として新たな組織を住民に提案したが、設立に対して住民から多くの反対意見が寄せられた。
- 住民説明と住民ワークショップを丁寧に繰り返し、少しずつ合意形成を図り、設立までに3年の準備期間を設け、平成19年に全世帯加入のNPO法人を設立。

■主な活動

●マネジメント

- 事業規模は約6,000万円（平成25年度）。国や県、町からの委託金などと住民からの会費や寄付をもとに運営。資金獲得のために国や県に積極的に働きかけ、国や県、町からの委託金（補助金等含む）が収入の約8割を占める。
- 住民から寄せられた寄付金は基金運営委員会で管理し、各自治公民会単位のコミュニティ活動の推進に活用。
- 地域企業のCSR活動の取り組みを地域コミュニティが提案。ボーリング場や温泉旅館の閑散時間帯を活用した住民のレクリエーション活動や建設会社の資材や重機を利用した住民イベントの開催など、企業から提供される余剰労力を地域への寄付として金額換算し、CSR活動として評価している。
- NPO法人でありながら、民間企業の経営手法（本格的なマーケティング教育など）を積極的に取り入れる。

●資金づくり

- 6次産業化を推進するため運営委員会を設置し、グリーンツーリズム、農家レストラン、加工班を構成し、地区調査研究所（総務省補助事業で建設）でそれぞれが加工品を研究。女性の起業支援としてお弁当・惣菜加工所2ヶ所の事業化を支援。都市部と農村部の交流ビジネスを展開。農業青年で構成されたグループ農道百笑一揆がビジネスの運営を担う。

●合意形成のシステム

- 「決めない会議」と「決める会議」の2層の仕組みを構築。「決めない会議」では住民WSにおいて地域の意見や要望、課題を集約する。集約された意見や課題は事務局および各部門で検討され、事業化の可否と事業化の企画・立案がなされる。「決める会議」ではその事業化の精査や予算の配分・執行を最終的に決定。決定事項は各部会で事業化され、一年経過後に事前の評価基準によって活動を評価（PDCAサイクル）。評価結果は全住民に開示。

●地域教育

- 地区内の幼稚園、小・中学校と連携体制を構築し、学校支援活動や地域福祉の学習提供など学校教育に積極的に関与。学校教育だけでなく幼少期からの地域活動を促進し、子どもの健全な育成を図る。

●人づくりスキーム

- 人材発掘は各自治公民館（19ヶ所）の館長が行い、地区の有望な若者（18～35歳）をきらりに推薦。推薦された若者を教育部会の専門部に所属させ、OJTを実施。
- 教育部会（1～2年）、事務局見習い（2年）、事務局、マネジャーという順に段階的にスキルアップ。事務局スタッフとしてはコーチングとファシリテーション、マネジャーとしてはマネジメントとマーケティングの技術（専門的研修を実施）を習得。
- 若者は事務局の運営や住民WS、住民ニーズの事業化プロセスなどで学びと実践を繰り返し、地域コーディネーター（指導者）として活躍が可能。地域コーディネーターには6つの力が必要（コミュニケーション、ファシリテーション、企画力、PR力、ネットワーク、組織経営力）。
- 人材育成は若者に限らず、地域外の住民や女性など様々な人材を対象とし多面的に行い、住民が相互補完できる関係を目指す。



人づくりスキーム
（ヒアリングをもとに東北活性研作成）

■行政との関係

- 行政との対等な関係を構築。「協働」に対して行政内部で認識の違いがあるなどの課題があったので、行政が地域の協働提案を受け入れる体制を整備するために積極的に関与。

黒岩自治振興会（岩手県北上市黒岩地区）

Key Message

「交流センターと自治振は住民にとっては一緒」
「地域計画は、将来、実施する可能性があるものをいれておく」
「収益事業を行う場合は、組織を切り離す必要がある」

■ 地域概要

- 黒岩地区は人口1,002名、342戸、3行政区内9つの自治公民館で構成される。（平成27年10月末住民基本台帳）
- 一次産業が中心。兼業農家が住民の大半を占め、稲作が主力。住宅団地の整備により若者の定住が図られ、人口減少の進行を緩和。

■ 黒岩自治振興会の概要

- 黒岩自治振興会は認可地縁団体。法人化の際、会員に「世帯」の概念がないため、会員を「個人」単位とする。
- 組織体制として会長1名、副会長4名、役員・監事、事務局（地区交流センター職員）で構成。
- 活動拠点の黒沢地区交流センターでは、センター長、事務長、生涯学習指導員2名、地域づくり指導員1名の計5名がおり、生涯学習・社会教育事業、地域づくり事業を行う。5人がどの業務でも対応が可能。住民にとって自治振と交流センターは明確な区別はない。
- 部会は設けず、事務局が事業の提案から企画・運営を行う。事業の実施部隊はその都度各自治公民館から地域づくり1名、生涯学習1名が選出される。
- 交付金は1,300千円程度。指定管理料15,000千円、一般会計が7,000千円。その他、まんなか広場の会計。基本的には収益事業は行わない。予算的には厳しくない。

ヒアリング日時：平成27年11月11日（水）

ヒアリング場所：黒岩地区交流センター

ヒアリング対象者：副会長兼黒岩地区交流センター長 菅原敬夫氏

■ これまでの経緯

- 昭和39年に設立、当時は活動資金もなく話し合いの場として機能。
- 平成16年に公民館の地域による管理運営化移行のための準備会議が開催され、地域から自治振役員などが参加。公民館の交流センター化によって市職員が担っていた生涯学習・社会教育事業だけでなく、地域づくりは地域が主体的に取り組むべきとされ、地域づくり事業も実施することとなる。
- 平成17年、自治振の規約改正、管理運営規定を立案。交流センターの組織体制の構築や職員採用を行い運営体制を整備。平成18年から交流センターの指定管理業務を開始。
- 平成20年、農協の跡地を取得するため自治振を「認可地縁団体」として法人化。取得費用の約15,000千円は住民からの寄付と農協からの借り入れで充当し、平成21年「黒岩まんなか広場」をオープン。
→借り入れは今年度に繰り上げて償還
- 組織体制として、元々副会長は地域内のテーマ型の各種団体（農業委員、社協など）代表者で構成していたが、話し合いの内容が組織全体に伝わらず、組織の動きが悪い状況にあった。そこで副会長を地区交流センター会長と3行政区長に変更し、組織体制を簡素化したところ、機動力のある運営を実現。
→その一方で福祉、農業など各テーマ毎の活動については調整機能は難しく、異なったチャンネルで別途調整が必要。

■主な活動

●交流センター事業

- 交流センター指定管理の利点は、地域の課題解決に向けた自らの取り組みができる。委託料や交付金などを有効に地域づくりに活用可能。
- 難点として、民間企業と同様の業務（雇用、税務、会計、業務報告）が必要。

●地域計画

- 地域計画は、60名程度の委員で構成する地域計画策定委員会で検討。検討内容は事務局がコーディネートし、中間支援NPOが支援。
- 地域計画には将来的な環境の変化に対応できるように可能性を含む事案を盛り込む（小学校統廃合に伴う廃校の活用など）。

●黒岩まんなか広場

- 産直直売所と「わくわく夢工房」（食堂）を開設。学童保育施設も併設。
- 地域活性化のために「湧湧ランドくろいわ芸・農・まつり」（今年で17回目）を開催し、伝承芸能発表や農産物販売を行う。
- 「あすの黒岩を築く会」産直の運営や施設管理を行っている。
→収益事業を行う上では、組織を切り離す必要がある

●親水公園「お滝さん」活用イベント

- 平成13年から水車復元に着手し、平成16年に完成。水車まつりを実施し、水車実演や蕎麦打ち体験を提供。

●その他

- 地域づくり事業として生活環境の整備を実施。県道の草刈作業（県の事業の請負）や下線清掃など。
- 生涯学習事業（社会教育事業）として公民館時代の継続事業を住民の変化に合わせたプログラムに調整し、提供。「伝承教室」は地域の伝統芸能を継承し、人材を育成するため徹底的に開催。
- 黒岩地区交流センターとしては生涯学習と地域づくりを分けて考えるのではなく、生涯学習と地域づくりが連携するように事業を推進。そうした事業が子どもの育成につながると考えられる。

●特定非営利活動法人あすの黒岩を築く会

- 平成24年に自治振役員OBが「黒岩まんなか広場」の管理を主事業として黒岩の地域おこしを図るために設立。産地直売所と「わくわく夢工房」を運営。
- 自治振は住民の会費で徴収で運営しているため事業を赤字にする可能性は避けなければならない。収益事業はNPO法人に委託。

■自治会との関係

- 自治公民館との関係として、日常の行事や支えあいなど基本的に自治公民館単位で活動が基本であり、そのつながりは重要。自治振は自治公民館単位では困難な活動に取り組む。
- 自治振活動を通して、住民同士話し合うことが出来、地域づくりに目覚めている。

■行政・中間支援組織との関係

- 市の職員は少ない様子で、自治振が市をサポートしている。
- 中間支援組織から適宜支援は得られている。

■課題及び展望

- 各自治公民館に地域づくりの温度差がある。
- 参加者が固定化して、高齢化している。
- イベントで若い人に参加してもらい人材を見つける。
- 職員は地域づくりと生涯学習事業だけでなく、交付金や指定管理委託料に係る会計処理など業務負担が大きい。



黒岩地区交流センター

岩崎地区自治振興協議会（岩手県北上市岩崎地区）

Key Message

「自治協は事業の支援を行うが、その後、自立的に事業を進められることが前提」
 「参加できないことを責めないルール。来る人には全員何らかの仕事を担えるように工夫する」
 「ボランティアの役員には「知恵」と「経験」を活かせる取り組みを」

ヒアリング日時：平成27年11月17日（火）
 ヒアリング場所：岩崎地区交流センター（北上市）
 ヒアリング対象者：事務局長兼岩崎地区交流センター事務長 居駒勉氏

■ 地域概要

- 岩崎地区は人口2,843名、843世帯、7自治会（岩崎3区、煤孫2区、新田2区）で構成される。（平成27年7月末住民基本台帳）
- 小学校及び学童保育所、認定子ども園、地区交流センターが併設。さらに児童だけでなく地区住民が体育文化活動に利用できる体育館も設置。子育てがしやすい環境が整っている。

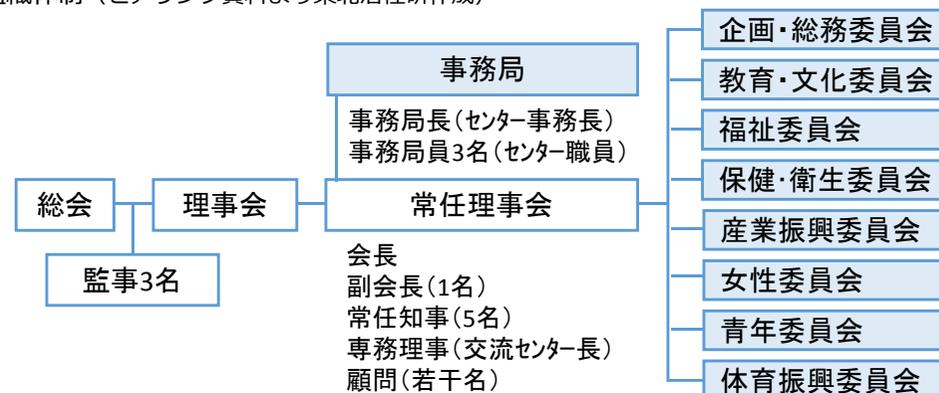
■ 岩崎地区自治振興協議会の概要

- 組織体制は常任理事会として会長1名、副会長1名、常任理事5名、専務理事、若干名の顧問、事務局と8委員会で構成。10年間組織体制の変更はなし。
- 理事は7名の自治会長、専務理事は交流センター長が兼任。
- 自治協事務局職員は交流センター職員を兼ね、センター長以下、正職員のセンター事務長（事務局長）、非常勤の職員（事務局員）が生涯学習担当2名と地域づくり担当1名が推進員として活動。事務局が8委員会に業務をふりわけている。
- 常任理事のうち専務理事が常勤のため、案件の多くを専務理事が「専決」することになり、事務局の役割が集中。
- 自治協の予算は、指定管理料1,546万円、補助金220万円、会費37万円。
- 自治協は事業主体ではないが、実行部隊になりつつある。
- 自治会や地域内組織の事業支援は行うが、その後、各主体が自立的に運営することが前提となる。

■ これまでの経緯

- 平成12年に緊急課題として地域イベント廃止と小学校廃校、公民館老朽化に対応する第一期地域計画を策定。
- 平成13年に地域計画策定とともに、自治協を設立。
- 平成17年度に他地区に先行して交流センター化の試行的運用を開始し、翌年に正式に指定管理者制度にもとづく事業受託。
- 平成20年に小学校統合による新たな小学校開校（学童保育所併設）と交流センター開所。平成22年、認定こども園を併設。
- 岩崎城址整備や平成13年から10年間実施した全国創作太鼓フェスティバル、現在は地域内での交流促進のための納涼祭等を実施。

組織体制（ヒアリング資料より東北活性研作成）



■ 主な活動

● 地域計画の推進

- 専門委員会は各自治会の充て職で構成。委員だけでなく役員も任期が2年。自治協の業務の理解するだけで1年を要し、継続性が課題。
- 委員会担う住民はボランティアであり、さらなる業務負担は難しい。
- 住民から様々な意見が出されるが、実際のアクションに結びつかない。地域計画と連動し、如何にアクションに結びつけるかが大切。
- 専門的かつ目的を達成するための組織体制の整備は必要。特化して行うべき取り組みについては「プロジェクトチーム」を結成予定。

● 交流センター指定管理

- 職員は地域内採用のため地域づくりへの思いは強い。地域のニーズを把握し、独自の強い事業を展開。
- 地域内各種団体の事務局機能の代替や市から自治会への連絡調整など様々な業務と情報が集中。
- 交付金や助成金等の資金を事業運営に使うことが大きな負担。新規事業を起こすことは大変。

● 青年会—虹色の会「絆」

- 平成23年に新たな青年会を設立。納涼祭と福豆鬼節分会を継続実施。
- 平成26年、全国地域青年「実践大賞」特別賞受賞。翌年、全国青年団教宣コンテストユニフォーム部門1位を獲得。
→活動がマンネリ化しない工夫として、外部評価を活用。
- 自治協は青年会の活動に対して、お金は出すが、口は出さず、互いに独立した関係性を構築。
→現在、自治協から青年会への信頼や期待が高まり、青年会として地域の次世代を担うため協力関係にある。
- 夫婦での参加を促すなど会員を増やし、会員は200名超。
→夫婦で活動内容を共有できることから、家族の理解も進化。女性陣が参加すれば、自然に男性陣も参加。
- 「自分の行える協力」が大切。当日、参加できなくても、どこかで協力できる場所を見つけてもらう。
→参加できないことを責めないルール。参加者には全員が何らかの仕事を担えるように工夫。

■ 自治会との関係

- もともと岩崎地区は3つの地域（統合前の小学校単位）が異なった活動を行ってきたが、自治協を通じ共通の行事が増加。自治協として各地域を尊重し、それぞれの活動に配慮。

■ 行政・中間支援組織との関係

- 市担当課とは連携し事業を推進するが、その他の課から依頼される業務が多い。
- 中間支援組織は困ったときに相談できるような関係を構築。

■ 課題及び展望

- 青年会の存在によって、地域間のギャップを縮小。地域を担う次の世代が見えてきた。
- 住民には地域づくりに「知恵」「経験」を活かし、負担なく参加してほしい。
→そのためにプロジェクトの推進を可能な人材の確保が大切
- 市から様々な業務の依頼が多い。
→事務局の業務が3倍に増加、委員にも大きな負担。（なんでも地域が担うことには大きなパワーを要す）
- 交流センターとして本来の業務は、施設管理と生涯学習を行ってれば手一杯。現在、そのうち半分を地域づくり業務に充当。
→交流センターの本来のあり方かどうかも検証すべき。
- 事務局長は定年制（他地区は任期制）であるため、長期的なビジョンですすめることが可能。



岩崎地区交流センター

→これからの地域に伝えていくためには能力のある人材を採用していかなければならない。優秀な人材の確保には安定して長期で働ける環境や給与待遇など雇用体制の整備が必要。

口内町自治協議会（岩手県北上市口内地区）

Key Message

「まずは好きにやってみるというスタンスで実施し、若い人たちが自由に動いている」
 「地域計画では、大きな方向性を示す。あとは実施の可能性があるものを盛り込んでいく」
 「ハードや仕組みをつくるのが自治協。その後には自走していくのは別組織（NPO）」

ヒアリング日時：平成27年11月17日（火）
 ヒアリング場所：口内地区交流センター（北上市）
 ヒアリング対象者：事務局長兼口内地区交流センター事務長 菅野健志氏

■ 地域概要

- 口内地区は人口は1,645人、583世帯、9行政区9公民館で構成（平成27年10月末住民基本台帳）。人口は現在までの10年間で約15%減少。
- 平日は市内に勤務する兼業農家が多い。地域行事に参加できない住民も多い。一方、草刈りや泥上げなどの共同作業には参加する。

■ 口内町自治協議会の概要

- 組織体制は会長、副会長3名、区長9名、選出理事9名、専門部部長6名、その他充て職の計30名で構成。
- 専門部は5～20名で構成。専門部部長は自治協会長より選任され、各所で区長9名と選出理事9名が活動する他、関係団体も参加。
- 口内地区交流センター職員は自治協事務局を兼ね、センター長と事務長（事務局長）、事務局員・推進員4名（1名が常勤、推進員3名が非常勤）が勤務。推進員は各専門部の事務局を行う。
- その他、総合事務局として、町内の各種団体の事務局を担う。

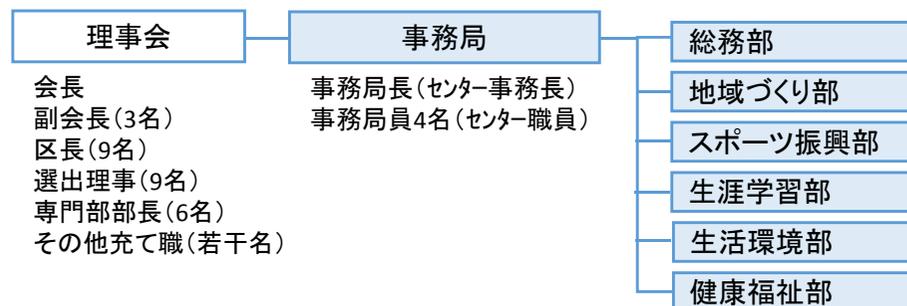


口内地区交流センター

■ これまでの経緯

- 口内町は、明治8年に水沢県による村落統合にともない、上口内村・下口内村・小池村・水押村・柵木田村が合併して福岡村となったエリアである。その後、昭和29年に周辺町村と合併し、北上市となり、現在の伊達藩最北の地の名称である「口内町」を地名として現在に至っている。昭和の合併以降も、この口内町でも様々な行事を積み重ねて来ていたが、昭和50年に口内町自治協議会を設立し、社会教育活動、環境整備活動など、さまざまな地域づくり活動を実践してきた。

組織体制（ヒアリングをもとに東北活性研作成）



■ 主な活動

● 地域計画

- 地域計画の策定には策定委員会を設置し、約70名が参加。毎回約50名の住民が参加し、ワークショップを実施。参加者の募集は行政区に依頼し、30～70代まで幅広いメンバーを招集。現在、前期計画の見直しを実施し、後期計画を市に提出。
- 地域計画は詳細な項目は明記せず、地域の大きな方向性を示す。そこに実施の可能性があるものは盛り込んでおく。
- 北上市総合交付金は浮牛城の整備や婚活事業などに活用。交付金は地域計画に基づき、どのような事業にどのように使うかを交流センターが考えなければならない。事務局職員の能力が求められる。（自治協議会専門部はどちらかといえば支援側）

● 浮牛城まつり

- 伊達藩最北の要害である浮牛城をテーマとしたまつりを開催。平成19年の第1回から5回目までは自治協が企画・運営を行っていたが、6回目以降は若者9名で構成する実行委員会が主体的に実施。「まずは好きにやってみる」というスタンスで、若者が伝統と折り合いをつけながら、自由な発想で企画・運営を行っている。

● 専門部の活動

- 地域のお宝めぐり、民俗芸能の記録作成、農地整備、グリーンツーリズムの企画など実施。専門部会が中心となり活動を展開しているが、交流センターで事務を担っているケースが多い。

● 交流センター

- 住民は自治協と交流センターが密接な関係にあると認識している。しかし、一部の住民は交流センターの業務を理解していない様子。役員や委員として自治協に参加すれば理解は促進される。
- センター業務のやりがいは、「目に見える人のためにがんばれること」「自分が知らなかった地域を知ること」「自分の地域の未来にかかわれること」。

● 地域課題解決に着手するNPO

- 平成21年、住民自らが過疎地有償運送サービスを行うために当時の自治協役員が中心となり、特定非営利活動法人くちないを設立。NPOの代表を事務局長が兼任。現在はNPOの独自性を出すため、役職の兼任を避けるように努める。
- 地域づくりでは自治協とNPOが両輪となり取り組むべきである。→しかし、まだまだ連携しきれていない。→広報発信や各種申し込みの共通窓口実施などで協働。
- 自治協と地域内組織との役割分担は必要。自治協は「ハード面や仕組みの構築」や「事業の立ち上げ」などを行い、その後、自走していくのは別組織（例えばNPO等）が適当だと考えられる。→基本的には、自治協が事業を担うことはない

■ 自治会との関係

- 地域の基本的な活動は行政区単位で実施。区内で対応できず、区長を通じ寄せられた相談は事務局が対応。

■ 行政・中間支援組織との関係

- 市との関係は悪くないが、市への提出物が多い。
- 中間支援組織とは長く良好な関係を構築。

■ 課題と展望

- 地域内組織の機能が弱体化しており、センター職員は地域づくりや自治協事務局だけでなく、その他の事務局機能を担うなど業務量は多い。
- 職員の基本報酬が低く、家族を養うことは難しい。職員を募集をしても人材がなかなか集まらない状況。
- 今後の地域を担う人材として浮牛城のまつりに参画する若者に期待。

川崎まちづくり協議会（岩手県一関市川崎地区）

Key Message

「協議会は中間支援機能。地域づくりは26の自治会と地域内組織が実施主体。」
 「協議会に個人で参加でき、これによって若い人が入ってきた。」
 「アクションプランは段階的にゆるやかに。各組織の活動によって地域がどのようになればよいかを示す。」

ヒアリング日時：平成27年9月16日（水）
 ヒアリング場所：川崎市民センター
 ヒアリング対象者：事務局担当 金今利樹氏（市民センター副所長）

■ 地域概要

- 人口3,869名、1,295世帯（平成27年3月末住民基本台帳）、26自治会・行政区で構成される。川崎村が平成17年に一関市等と合併し、一関市川崎町となった。

■ 川崎まちづくり協議会の概要

● 組織体制

- 設立時、15団体と個人を含む会員数34名で構成（現在、39名）。26自治会が組織する自治会連絡協議会や各自治会から選出され構成した各種団体代表者などが参加。地域代表制は付与されておらず、住民議会の性質を有する。構成団体の定義は特にない。
- 興味がある人は個人加入可能（年会費3,000円/個人、団体）
- 事務局は市民センター（旧公民館）職員が担当。
- 現状の予算は1,130万円。市の「元気な地域づくり事業」が中心事業。（昨年は、川崎村文化財調査報告書の復刻版を発行）

● 協議会の機能

- 協議会は川崎町の各種連絡調整を行うことが機能の1つ。
- 地域ビジョンを話し合い、課題を整理、各団体に課題解決の分担を振り分け、各団体がうまく機能できるように支援（エンパワメント）するコーディネート機能を重視。
- 地域と市の間を介するような中間支援組織（「川崎株式会社」構想）を目指す。
 → 「川崎株式会社」構想
 地域内での課題をなるべく近いところで解決
 住民が相談しやすく、解決に導く
 自分たちがやりたいと思ったこと（チャレンジ）を応援する
 コミュニティビジネスの支援も実施していきたい

■ これまでの経緯



川崎市民センター

- 平成21年に市の「元気な地域づくり事業」実施に向けて地域内の15団体を中心に懇談会を開催。さらに、地域自治区制度廃止を契機となり、平成23年に川崎まちづくり協議会を設立。
- 平成24年5月に地域協働体として登録し、平成25年3月に地域づくり計画を策定。

組織体制（ヒアリングをもとに東北活性研作成）



■主な活動

●新しい参画のかたち

- 協議会結成に伴い、個人参加が可能となったことから、これまで自治会活動に参加していなかった若者が新たに参加。協議会は若者の意見であっても否定せず受け止め、皆で取り組んでいくような緩やかな組織を形成。（自治会組織で構成してしまうと高齢者が意思決定のメインになる）
- 新たに加わった若者はFacebookを利用し、地域外に居住する出身者への情報提供と地域内の新たな参加者を募り、積極的に活動。
- 門崎小学校の閉校に関して、若いメンバーが中心となり皆で校舎内外を清掃するプロジェクトを実施。100人を超える参加があった。

●地域づくり計画「川崎まちづくりビジョン」

- 地域づくり計画を作成するために、毎月ワークショップを開催。地域づくり計画は網羅的にゆるやかに策定。
- 具体的な実施計画は短期（3年以内）と中期（5年程度）と長期（10年）に区分。地域づくり計画はまちづくりの方向性を示す。事業実施に関して、協議会は直接実施するのではなく、地域内の各組織が事業主体。



●まちづくりポスト

- 地区内5ヶ所に設置し、まちづくりへの意見を住民から広く集めている（平成26年5月～）。寄せられた要望・意見は2ヶ月に1回開箱し、協議会で対応を議論。投函者に議論の内容をお知らせするほか、市や団体など関係者に提案。また、会報「かわちゃんアンテナ」にて全戸に周知。市からは提案に対する回答が届くなど意見のキャッチボールが始まり、回答内容も「かわちゃんアンテナ」（不定期発行）で周知している。
- 「かわちゃんアンテナ」を通じて、地域の未来を考える過程を住民と協議会が共有する。

■自治会との関係

- 協議会は直接的に事業を行わず、通常のみちづくり活動は、基本的には26自治会が中心となっている。

■課題と展望

- 現在、事務局を市職員が担い、話し合いの準備や議事録の作成、会報の発行などの業務を行う。当面は現在の体制で運営を継続するが、いずれ事務局運営から市職員は引き上げる予定。
- 将来的には、市民センターの指定管理なども含め、協議会の独立した事務局を設置することは必要。
→事務局運営を協議会が担う場合、事務局職員は市とパートナーとして協働するためある程度の能力が必要。当面は現在の体制で運営を継続するが、自治会の中からリーダーが生れてほしい。
→事務局体制を整えるうえで、事務局長の雇用を優先的に考えており、現在適任者を探しているところである。
→川崎市民センターは川崎図書館との複合施設であり、事務局職員の雇用条件なども含め指定管理に向け検討すべき点は多い。



- 市内で指定管理の動きがまだ見られないことから、今のところ市民センターの指定管理を受託する考えには至っていない。
→まずは地域住民に信頼される組織作りと活動に取り組む。活動を進めていく中で中間支援機能を高めたい。

まちづくりポスト

室根まちづくり協議会（岩手県一関市室根地区）

Key Message

「協議会は「地域の現状を共有し、未来を話し合う場」 ※実働部隊ではない」
「住民自治」であるので、自分たちでまちをよくするためには負担しなければならない」
「地区全体での今後の方向性を決めるうえで、協議会の役割は重要である」

ヒアリング日時：平成27年9月17日（木）
ヒアリング場所：室根町第12区公民館
ヒアリング対象者：室根まちづくり協議会会長 三浦幹夫氏

■ 地域概要

- 室根町は人口5,340名、1,812世帯、（平成27年3月末住民基本台帳出所）、20の行政区で構成。
- 室根村が平成17年に一関市等と合併し、一関市室根町となった。

■ 室根まちづくり協議会の概要

- 協議会は室根地区の全組織（40団体）の代表者で構成される。
- 基本的に協議会は「地域の現状を共有し、未来を話し合う場」であり、実働部隊ではない。
→実際の活動はそれぞれの構成団体が実働部隊によって実現していく。
- 20の行政区それぞれが地域活動に取り組み、しっかり機能することによって、ほとんどの地域課題は解決される。
→そのために情報共有が大切であり、協議会はその機能を担う。
- 協議会の年会費は2千円/人。将来的に各世帯単位で会費を徴収し、室根全体をよくしていこうという活動につなげていきたいと考えている。
- 協議会の予算構成は、市からの補助金がほとんどを占める。協議会役員は補助金を当てにしているふしがあり、依存心を高める要因となる。
→やはり、まちづくりは「住民自治」であり、自分たちでまちをよくするためには相応の費用負担は必要という認識をもたなければならない。

■ これまでの経緯

- 一関市は地域協働の仕組みとして地域協働体の設立を進め、地域内の幅広い参画を得ることとしているが、そもそも市民総参加にはなりにくいのではないかという疑問もあった。
→地域内の各種組織の「長」による参加で本当に「まちづくり」の議論になるのかという疑問。
→地域協働体には生活者視点として、子どもや女性の意見が大切。
- 室根地域は地域内の各種組織に参加を募り、協議会を設立。その際、各組織の「長」ではなく、真剣にまちづくりを考えてくれる人に集まってほしいと依頼した。しかし、実際に集まったのは「長」が中心であり、建設的な意見が少なく、また、どうしても既存の活動にとらわれる。
→現在の構成では子どもや女性の声を反映していると言い難く、住民総参加となるよう組織再編が必要



室根市民センター
(市役所HPより転載)

■ 主な活動

● 現在の話し合い

- 協議会の話し合いの頻度は月1回。その他、事務局との話し合い等をおこなっている。
- 現在の話し合いでは、「室根の5年後のあるべき姿」と「行うべき3本柱」を検討している。このあと、自分たちで実施する部分と行政に依頼する部分を整理する。

■ 自治会との関係性

- 室根町第12区の自治会長の視点からは、現時点の協議会に対して補完機能はあまり期待できない。
→協議会の活動の方向性がしっかり決まっていないので、期待が難しい。
→各自治会が自分たちだけではできない活動を認識すると、協議会への期待が生まれる
- 一つの自治会（例えば、12区）のイベントを、室根地域全体のイベントとして取り組むことによって、様々な組織の主体的な参加が生まれる可能性がある。
- 活動を共有することによって、他の自治会がライバルと感じえて、新しいチャレンジが生まれる可能性もある。

■ 課題と展望

● 代表組織としての協議会の存在

- 市町村合併による法定合併協議会の廃止により、室根地域の方向性を決めることと決める組織の必然性はある。
→各自治会長の意識に変化がみられる。
- 母体となる自治会がしっかり活動をしかりして、その補完をまちづくり協議会が行っていくかたちがベストである。
- 室根地域全体でコミュニティを構成するのは難しいため、各自治会や各組織での意思決定をもとに、全体のビジョンを作成し、その実現のために連携調整する機能として協議会は必要と考える。
- 今後、まちづくりに取り組むにあたり、協議会の中でやりたい活動はたくさん提案されるが、構成する組織間で「誰が行うか」という実施主体と役割分担の検討段階で議論が止まっている。

地域ビジョン（ヒアリングをもとに東北活性研作成）

◇ 将来像（スローガン）

集い語らい力を合わせみんなでつくろう豊かな室根

◇ やるべきことの3本柱

- 安全で安心な暮らしができる町
- 産業振興、地域資源を活用した豊かな町
- 地域間、世代間の交流を通じ、人や文化を育む町

猿沢地区振興会（岩手県一関市猿沢地区）

Key Message

「地域に一番密接なのは「自治会」。自治会と振興会がなんでも共有できる状況をつくっておく」
 「振興会の解決方法として、「地域内の広域的連携」「市との対等的な議論」」
 「振興会の独立した事務局があることで地域づくりに専念し、地域づくりの柔軟な相談に対応できる」

ヒアリング日時：平成27年9月17日（木）
 ヒアリング場所：猿沢市民センター
 ヒアリング対象者：猿沢地区協働推進員 千田久美子氏

■ 地域概要

- 猿沢地区は人口1,824名、589世帯、10自治会（13行政区）で構成。（平成27年6月末住民基本台帳）
- 猿沢地区は平成17年に一関市等と合併した旧大東町を構成する1地区。

■ 猿沢地区振興会の概要

- 猿沢地区振興会は地域の文化施設「猿沢伝承交流館」（猿沢市民センター併設）の運営組織であり、協働体として登録するために、振興会規約改正を行い、組織体制は変更せず活動に取り組む。
- 構成員自体は大きな人員変更がないために、構成員間で協働体として「何がかわったのか」がなかなか見えてこない。また、振興会は地域の中で機能していなかったことから、地域住民の頭の切り替えもできていない。
- 振興会役員もまちづくりは1から始めなくてはならない。
 →実際にどのようなかたちで進めていくかは不明確。「協働」や「地域協働体」への理解を深めていく必要がある。
- 地域協働推進員の千田氏が事務局を担う。
- 現在、市民に猿沢地区振興会への意識と理解を促す段階。説明会開催時は参加者の多くが充て職などで義務として参加しているが、主体的に参加している人もおり、彼らの地域に対する責任感が感じられる。

■ これまでの経緯

- 猿沢地区振興会は中山間地域総合整備事業により整備された「猿沢伝承交流館」（平成22年4月完成）の企画から運営に携わり、地域全体に広く関係する事柄について話し合う組織として機能していた。
- 地域協働推進計画のもと各地域に地域協働体の設立が推進され、猿沢地区では振興会を地域協働体とし、平成27年4月に登録。
- 平成27年2月に猿沢地区公民館（現、猿沢市民センター）指導員を勤めていた千田氏が地域協働推進員に就く。



地域協議体の位置づけ（ヒアリング資料をもとに東北活性研作成）

■ 主な活動

● 地域協働推進員の役割

- 地域協働推進員は協働のまちづくり及び自主的な地域づくり活動の支援を目的に、1年を任期に各地域協働体単位に置かれる一関市の非常勤職員。2年目以降は協働体の事務局職員（給与は交付金から充当）として活動。
- 千田氏の主な業務は協働体や地域づくりに関する情報発信。市ではなく、市民視点での情報発信によって理解を促進。協働体の説明は4会場で各2回実施。毎月、振興会だよりを発行し、子ども達の情報を積極的に発信していきたい。
- 平成27年4月から公民館が市民センターに移行し、位置づけが変化した。明確な定義がなく、どのように変化したのか職員にも市民にも共有がなされていない。千田氏は公民館の指導員を経て市の非常勤職員として勤務する中で市民センターの業務を含め、協働推進員がどのような役割を担うべきなのか不明慮。
- 次年度以降、地域雇用として振興会の事務局を担う。現在、市職員として、市民センター長の権限で仕事をしているが、来年からは振興会の会長の権限で仕事することになる。市も振興会も明確な方針がないので、自分の役割や体制も含め、どのように地域づくりを推進していけばよいか戸惑いがある。
- 将来的に地域協働推進員（事務局職員）は地域内の各種団体の困りごと（例えば、各組織の事務局機能）を支援する役割になってくる。

→直接的に事務局を担うものではない

猿沢市民センター



■ 自治会との関係

- 地域に一番密接なのは自治会。
- 自治会と振興会は何でも情報共有できる状況をつくっておくことが必要。
- 振興会は自治会単独で活動ができないときは、より大きなネットワークでサポート。
→振興会の解決方法として、「地域内の広域的連携」「市との対等な議論」
- 振興会は課題やアクションをおこすときに話し合える場、情報共有できる場としても必要。

■ 課題及び展望

- 現在、市民センターの事務的な仕事に追われている。地域づくりだけでなく生涯学習の窓口もあり、地域づくり業務に専念しにくい環境である。市民に対しても分かり辛い。
→振興会事務局の併設は生涯学習と地域づくりが連携した様々な取り組みに発展することが可能。
- 振興会の役員から積極的に要望や提案が出されない。規約にこだわらず柔軟に考え、話し合いの中で活発な意見を交わしてほしい。
- 振興会の理事会は2ヶ月に1回開催されるが、その様子は議会のような形式的なものである。しかし、役員は協働体に関する理解は少しずつ深まりつつあり、今後の活動には期待している。

住民ワークショップで得られたアイデアの掲示（市民センターホール）



千厩町小梨第10区自治会（岩手県一関市小梨地区）

Key Message

「小梨地区振興会は、各区のネットワークづくりが目的。」
「たまごの湯は独立して実施→補助金をもらわないことが活動の制限を受けないで自由にできる。
「先輩たちがいなくなった時に「継続する」か「継続しないか」を判断してもらおう。」

ヒアリング日時：平成27年9月16日（水）

ヒアリング場所：たまご湯

ヒアリング対象者：遠藤孝志氏（たまご湯運営委員長）、海田茂氏

■ 地域概要

- 小梨第10区は、千厩町小梨地区の1自治会。現在、77世帯で構成されている。高齢者がいる世帯は約6割、高齢化率は37%。
- （地域協働体）小梨自治振興協議会に属す。

■ 千厩町小梨第10区自治会（鉱泉部「たまご湯」）の概要

- 自治会は6部会、17名で構成される。運動会などの地域全体のイベントはマンネリ化。
- 自治会を構成する小梨芸能保存会では、長年部会長を務めていた高齢者が引退し、30代の若物に交代。
→若い人達の新しい集まりを期待している
- 老人クラブも70代が若手。なかなか新しいメンバーが入ってこない。
- 部会の1つである鉱泉部が「たまご湯」を運営。たまご湯の役員16名のうち、5~6名が自治会役員。役員は70代がメインであり、適宜50代~60代の若者が携わっている。運営に関し法人化を検討したが、デメリットが多いと判断。自治会の会計とは別にみなし法人として独立採算制で運営。70~80代の高齢者9名（老人クラブ）が8-19時と8-17時の2名体制で勤務。給与として謝金を支給、賞与2回あり。

■ これまでの経緯（「たまご湯」）

- 平成9年、畑ノ沢鉱泉（明治20年発見。通称、たまご水）を地域おこしの資源として活用するための検討を開始。湯場の建設を構想したが、地域住民からの賛同が得られず。
- 平成11年、自治会会員の有志により鉱泉水の宅配を開始。宅配料は500円、3年間で200軒ほど提供。
- その後、盛況となり、資材提供、労力・技術は自治会会員の無償奉仕により平成13年共同浴場の建設に着手。
- 平成16年に湯場と休憩所が完成、たまご湯運営を開始。
- 平成26年には風呂場の改修を実施。改修に関しては自治会、農事法人等の3団体で300万円を捻出し、200万円は自己資金を活用。



たまご湯



源泉

■ 主な活動（「たまご湯」）

● 運営状況

- たまご湯の設備として、リサイクル材料を利用した建物に男女別浴槽（各5人程度同時入浴可能）、更衣室、休憩室12畳、トイレ（バイオトイレも採用）、駐車場20台など。
- 入浴料は大人500円、小人100円。
- 年間の売り上げは約600万円。予算ではなく実績ベースでの運用を実施。現在、収支はトントンだが、設備交換や税負担など運営は楽ではない。簡単に赤字になってしまう。
- 年間の利用者の平均は約12,000名。リピーターが多く、9割が他地域からの入浴者で若者から高齢者まで訪れる。
- 地域の有償ボランティアが運営を担い、産直等も併設したコミュニティビジネスの核となっている。最初、スタッフは無償だったが、現在は謝金を支払い、モチベーションの向上につながっている。
- 2年毎に役員を改選しているが、基本的には運営に慣れたメンバーが継続して就任。
→若者が運営に参加しても業務内容がわからない。
→現在の運営形式を継続するために、組織体制は現状維持が好ましい。
※意識的に若い人をいれるようなことは今はしていない



たまご湯

■ 振興会との関係

- 自治会長が振興会に参与している。
- 振興会の取り組みは地区民祭「千厩祭」、運動会など地区イベントの開催。
→振興会は主に各区のネットワークづくりを目的としている。
※全体で共通して実施するような事業はまだない。

■ 行政との関係

- 市とのコミュニケーションに関しては、自治会が窓口となる。市からはたまご湯へは自治会を通じて文書などが届く程度の関係。市への相談がある場合は区長から行政窓口へ要望を行う流れとなる。
- たまご湯の準備期間中、事業化に向けた研修費用として70万円の補助が支給された。建設や運営、税負担などへの支援はない。
- 現在、運営に関して補助金は必要としていない。
→市からの補助金を受給しないことで、制限を受けず自由な運営が可能

■ 課題と展望

- 課題は後継者の育成。たまご湯まつりや慰労会といったイベントで若者の参加を促している。しかし、現在運営を行っているメンバーの代が終わらない限り、引き継げないと考えている。
- 若者の多くが地域外で働いており、地域内の活動には積極的ではない。
→引き継ぐものと、引き継がなくてもよいものを整理していくことが必要。
※先代が活動できなくなったときに、次世代が「（たまご湯の運営）実施するか」「実施しないか」を決断すればよい。それまで、若者に自分達の背中を見ておいてもらえれば、たまご湯が続くのではないかと期待。

室根町第12区自治会（岩手県一関市室根地区）

Key Message

「モットーは前例にとられるな。新しいことを進めるためには既存の取り組みをやめることも大切」
「結局、おもしろければ、人は集まる」
「協議会は「自分たちでできないこと」があると、はじめて期待が生まれる」

ヒアリング日時：平成27年9月17日（木）
ヒアリング場所：室根町第12区公民館「ひこばえの森交流センター」
ヒアリング対象者：室根町第12区自治会長 三浦幹夫氏

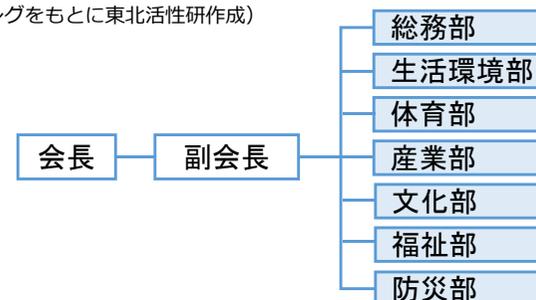
■ 地域概要

- 室根第12区は人口333人、93世帯。高齢化率は約30%。
- 兼業農家が多い。専業農家はごくわずか。
- 3つの行政区（昭和の合併以前の旧区割）で構成され、弥栄サークル、いちまる会、むつみ会が地域性を活かした活動を展開。必ずしも自治会に活動を集約する必要はない。
→部落間の対抗戦やもちまわり事業等もあり、活動が活発化。
- （地域協働体）室根まちづくり協議会に属す。

■ 室根町12区自治会の概要

- 自治会の会員は「世帯主」ではなく「住民全員」が参加。
- 組織体制は会長、副会長（行政区長3名）などの役員の下に7部会で構成。
- 地域づくりの各取り組みは部会で事前協議を行い、役員会に案を提出。役員会で方向性を確認し、事業化を決定。
→自治会長のトップダウンでは住民に自治意識が浸透しない
- 進め方は「前例踏襲にとられるな」
→新しい取り組みのために、既存の事業を廃止することも大切。
- 年間予算は約400万円。会費分の45万円では足りないため、体験学習や県道の草刈業務を受託。その他、イベントでの特産品販売など収益事業を実施。
- 拠点施設「ひこばえの森交流センター」は、指定管理ではなく、市から施設の利用と施設利用に伴う収益活動の実施許可を得る。

組織体制
(ヒアリングをもとに東北活性研作成)



■ これまでの経緯

- 昭和57年に結成された自治会の取り組みは次第に形骸化し、組織のあり方を見直すため地域づくり委員会を設置。世帯単位ではなく高校生以上の住民にアンケート調査を実施したところ、子育て中の女性から「夜間に近隣を歩くと暗くて怖い、こんなところに嫁に来てしまった」という不安と嘆きの声が寄せられた。解決策として防犯灯の増設に取り組む。自分たちの足で地域を回り、設置場所の優先順位をつけ、行政の補助金と住民が持ち寄った資材で1年間に2基ずつ防犯灯を整備（現在15～16基設置済）。
- そうした取り組みによって住民の間に自分たちの力で物事を成し遂げられるという実感が沸き、行政への依存体質を見直すきっかけを得る。さらに自治会の取り組みに対して住民の理解が得られ、会費の増額や部会の再編、個人単位での活動参加など、自治会の新たな体制を構築。

■主な活動

●ひこばえ食工房

- 地域のお母さん方の要望で設立した食工房（独立経営）では地域特産「矢越かぶ」の特産品開発や水車小屋を利用したそばの提供、学生向け体験学習の食事の提供を行う。
- スタッフは5～6人。臨時的な応援部隊がいる。
→去年から時給700円。経営的にも安定している。
- 農協の青年部とタイアップし、B-1グルメ「いちのせきハラミ焼」の玉ねぎの栽培など食材準備を担当。

●植樹祭「森は海の恋人」

- 「NPO法人 森は海の恋人」と協働で年1回植樹祭を開催。地域外から約1,500名の参加者が訪れ、特産品の販売など新たな収入が得られる。
- 植樹祭の前日の交流会を実施。住民とゲストとの交流機会となり、住民は新しい視点を得られ、またゲストを通じ地域の魅力に気づくことができ、地域発展の活力に結びついている。
- 植樹祭の開催は若者の参加を促す大きなきっかけになっている。ある世帯が代替わりし、植樹祭に息子が参加。さらにその息子が近所の仲間に声掛けを行い、参加の輪が広がった。今年度の植樹祭は若者の参加によって画期的に変化した。
→親世代も子ども世代のやり方に文句を言わず、皆で参加して楽しむことが大切。

●ひこばえの森マイスター制度

- 住民のスキルアップのため「ひこばえの森マイスター制度」を設け、植物だけでなく地域の歴史や地理の知識を深めてもらう。5回の講座とテストを実施し、地域を案内できる人材を養成。

●人材育成

- 地区行事への子ども達の積極的な参加を促す。子ども行事にも自治会が関与。
- 各部門の裁量を任せ、人を育ててもらえばよい。

■行政・室根まちづくり協議会との関係

- 室根町第12区の自治会長の視点からは、現時点の協議会に対して補完機能はあまり期待できない。（再掲）

■課題と展望

- 高齢独居や高齢者世帯が多い中、高齢者が地域で人生を謳歌するため、自治会は日常生活のサポート機能を強化しなければならない。
→自治会にできる生活支援として、各種文書配布の際にしっかりと声をかけるなど見守りからスタート
- 他地域にくらべ、第12区自治会の活動は飛びぬけて活発。しかし、必ずしも暮らしが豊かだとは限らない。地域の人口減少を食い止めるには地域活動だけでなく、地域資源を活用した新たな資金の確保が必要。食工房を中心に開発をすすめてはいるが、住民の危機感の薄く、今後も地域資源の活用方策を検討。



ひこばえの森交流センター



住民が復元した水車小屋

特定非営利活動法人 あすの黒岩を築く会（岩手県北上市黒岩地区）

Key Message

「NPOであるメリットは『自由』になったこと→リスクを負え、また外とネットワークも広げやすい」
「自治振は安心感があり人を巻き込みやすい。夢を語り合えるだけでよい」
「補助金なしでもやっていける根拠がなければそもそも行わないほうがよい。」

ヒアリング日時：平成27年11月11日（水）
ヒアリング場所：黒岩わくわく夢工房（北上市）
ヒアリング対象者：理事・事務局長 小田島光安氏

■ 団体概要

- 平成24年に設立。「黒岩まんなか広場」の維持管理を主たる目的とする。地域の農産物を販売する「くろいわ産地直売所」、食堂経営などを行う「黒岩わくわく夢工房」を運営。学童保育所併設（運営は別）。
- NPOの理事は主に自治振役員OBで構成される12名（自治振理事1名参加）。職員は2名、他に産直担当が3名。
- 施設管理費として黒岩自治振興会から年間12万円が支払われるが、運営は厳しい。さまざまな補助金や支援を活用し少しずつ運営基盤を整備。

■ これまでの経緯

- 平成20年、黒岩自治振興会は遊休地となったJA跡地が民間によって無秩序に開発されることを懸念し、その取得を検討。住民から反対意見が寄せられたが、「地域の高齢者の生活支援」の拠点とし活用することとし、当時の自治振役員が住民を説得。寄付金や借り入れによって資金を調達。
- 平成21年、1,200万円で土地を取得し、総経費1,500万円を掛け、「黒岩まんなか広場」をオープンする。地区の現状から広場を活用した経済活動の展開が必要とされたが、自治振は経済活動を行える体制ではなかった。そこで、当時の自治振役員が広場の運営主体として「NPO法人あすの黒岩を築く会」の立ち上げに着手。
- 平成24年2月に法人を設立し、5月にNPO認証。地域で開催したワークショップを契機に、食堂や産直等の事業を展開。

■ 主な活動

- くろいわ産地直売所
 - 産地直売所事業の管理は産直運営委員会が行い、売り上げはあすの黒の利益として計上。
→売り上げは伸びているが、黒字にはなりにくい。
 - 出前産直などの取り組みPRとなり、地域外の顧客も増加。
 - 産直は地域の農業を守るために必要であり、地域の資源を守るために行っている
- ふれあいデイサービス
 - 社会福祉協議会から「ふれあいデイサービス」事業を受託。食堂を利用し、月1回の高齢者サロンを開催。利用者が伸びており、現在約20名が参加。
- その他
 - 高齢者への配達サービスを実施。
 - 高齢化により農作業が困難になった農家の支援ニーズに対応（りんご収穫作業など）。
 - 里山保全のため森林資源をとして販売。冬季間の薪割りが高齢者の引きこもり予防にもつながっている。
 - 市と中間支援組織の支援により黒岩尻工業高校と連携し、「黒岩地区再生可能エネルギープロジェクト」を実施（3年目）。学生が遊びにきてくれるなど、つながりが生れている。

● NPOとしての活動する価値

- 設立当初は、自治振と両輪で事業を推進する予定であった。しかし、現実には自治振の役員変更に伴い意識が変わり、NPOは単体で運営しなければならない状況。
- NPOが自活していく道として、地域外にネットワークを広げて、営業活動を推進。出前産直などの新しいサービスが生まれる
→地域内ばかりではなく、社会福祉協議会との連携により地域外のふれあいデイサービスへも出店が実現。
→市の支援により北上市産地直売所連絡協議会に参加し、地域外のイベント等でも出店している
- 自治振ではなくNPOとして活動するメリットは、活動が「自由」になったこと。その一方で自分たちで行った活動の結果が良くも悪くても自分達に返ってくる。
- 法人格を取得したことにより、ふるさと納税寄附者への返礼品の取り扱いなど、ビジネスの幅がひろがっている。
- 地域の中だけでビジネスを行うのは、立地と人口の規模を考えると難しい。
→地域外からの顧客をいかにつかんでいくか重要。



黒岩わくわく夢工房



くろいわ産地直売所

■ 黒岩自治振興会との連携

- 自治振は地域の代表組織として、地域を巻き込み、人を集わせる機能は必要。NPO単独では認知度が低いため、自治振の「安心感」があれば、NPOの活動に住民を巻き込むことが出来る。しかし、役員がころころ変わるので、NPOの意志は引き継ぐことは難しい。
- 自治振は自治公民館や地域内組織が集まる場。
→組織間の円滑なコミュニケーションを図り、地域をよりよくするために夢を語り合うことが必要。そして、そこで話し合った内容を自治振が形にしていくことも大切。

■ 行政・中間支援組織との関係

- 市や中間支援組織の支援は様々な団体との連携や新たなビジネスに展開している。他のNPO団体から得られた情報と人脈は、次の新しいチャレンジに繋がる。

■ 課題と展望

- NPOとして地域で活動するためには、補助金に頼らず運営していけるという根拠が必要。適宜に補助金を利用することは大切だが、根拠がなければ活動しないほうがよい。
- 運営は厳しく、常に新たなビジネスを模索しているが、産直やりんごの出荷作業など新たな雇用を生み出していることに自負がある。
- 自治振と連携し、ともに地域を良くしていきたい。

特定非営利活動法人 くちない（岩手県北上市口内地区）

Key Message

「自治協はみんなの合意を得られないと動けない。NPOはまずは動けることが大切」
「NPOは赤字でも動ける団体。だからこそ将来を見据え、投資的に地域づくりを行うことができる」
「やりがいだけでは解決できない問題も多くなってきているので、経営的な責任も必要」

ヒアリング日時：平成27年11月17日（火）
ヒアリング場所：店っこくちない（北上市）
ヒアリング対象者：理事・事務局長 今野信男氏

■ 団体概要

- 平成21年3月設立。「何が地域のためになるか」「町民のために何ができるか」を行動指針とし、口内町自治協議会と両輪で地域の活性化を図る。
- 組織体制は理事長、副理事長、理事4名（事務局長含む）、監事2名、職員2名で構成。正会員は27名（町外2名）。NPOの活動に参加しているメンバーの志は高い。
- 活動拠点として、コミュニティストア「店っこくちない」にNPOの機能を集約化。
- 自主事業のほか、受託事業や補助金事業（北上市「支線交通運行事業」など）を継続的に実施し、経営を安定化。単年度の補助は活動の制限につながるため積極的な活用はしない。

■ これまでの経緯

- 平成20年、地域の交通手段の縮小が契機となり、口内町自治協議会が自家用自動車有償旅客運送の社会実験を実施。事業実施には法人格が必要とされ、当時の自治協役員が運営主体となる「NPO法人くちない」の設立に着手。
- 平成21年、当時の自治協会長がNPO理事長、交流センター長が事務局長を兼任し「くちない」を設立。翌年自家用自動車有償旅客運送事業を開始。同時にJAストアの撤退に伴い、コミュニティストアの社会実験に取り組み、平成23年「店っこくちない」オープン。

■ 主な活動

● 自家用自動車有償旅客運送

（交通空白地運送と福祉有償運送）

- 交通空白地運送は、高齢化とバス路線の減便という課題解決へのニーズが高まり、サービスを実施。平成20年に全戸調査を実施し、地域内の支え合いの仕組みの弱体化と高齢独居世帯の増加が明確になった。有償運送の開始に関しては、地域内に運営協議会の設立や民間事業者との話し合いなどの困難があり、実現には1年の時間を要した。平日は町内、土日（バス運休）は町外へも運送。年会費1,000円、利用料は100円/回。昨年度の利用者数は53世帯、伸べ917人。
- 福祉有償運送は、公共交通の利用が困難な町民が対象。昨年度は41人、280回の利用実績。利用者は前年度2割増となっている。利用料は1回あたり10キロ未満1,000円、10キロ以上は1,200円
- ボランティアドライバーは9名。報酬は多いドライバーで3ヶ月で4万円程度。
- 輸送事業は収益性が低く、損益は自助努力で埋めていかなければならない。

● 店っこくちない

- 食品や惣菜、日用品雑貨等の販売だけでなく、交通機関の待合所やお茶飲み場所として機能。
- 年間売り上げは約200万円。昨年度は5,291名が利用。厨房増設に伴う惣菜販売や品揃えの拡大などの営業努力に努める。
- 特産品開発及びイベント事業では特産品「ごしょいも」の加工品を販売。ふるさと納税寄附者への返礼品としても提供するなど、年間の売り上げは300万円程度。
- 学童へのお惣菜提供など、地域のニーズに合わせた惣菜提供も実施している。
- 店っこくちないがバス停の隣にあり、公共交通の結節点（待合場）として機能。交通手段の乏しい高齢者が待ち時間を利用し、自分で好きなものを選び買う楽しみをつくっている。
- その他の取り組み
- 生活支援機能として、高齢者宅の草刈りや除雪などを実施。1時間当たり1,200円を利用者からいただき、サポーター10名で実施。昨年度は27件対応。
- 小学校スクールバス運行事業や口内町内組織より事務局業務も受託。



店っこくちない

■ 口内町自治協議会との連携

- 地域全体を巻き込み、NPOの活動への理解を図り、協力を得ていくため、自治協との連携が必要。
- 自治協は事業を赤字にすること、またその赤字を他の事業で補うことが難しい。NPOはサービスの対価を得ることや事業に対する先行投資が可能。自治協ができない隙間を埋め、補完していくのがNPOの役割である。
- その一方でNPOが出来ない部分に関しては、同じ目的を共有し、活動を支援してほしい。支援して欲しいことは様々だが、現状では話し合う機会を得られていないので、まずは話し合う場が必要。
- NPOは地域ニーズを把握しているため、自治協に提案型でよびかけ、支援を促して行きたい。

■ 行政との関係

- 新たな連携や特産品の商品開発強化・新規販路開拓など使途の協働を推進したい。

■ 課題と展望

- 課題として慢性的な財政難や人材の確保など。その解決にはNPOの活動に対する住民への周知と理解協力を求め、NPO自身の意識の変革が必要。
- 5年後の未来に向け、地域に暮らす安心感を作りたい。
- NPOは自治協とは異なり、住民の合意が得られなくとも、地域を良くしたいという意思のもとで新しい事業にチャレンジすることが出来る。これからはビジネスの展開がより困難になってくるため、NPOのように機動力のある団体が必要。しかし、やりがいだけで解決できる問題は少ないので経営的な責任を強く意識し取り組むことが大切。
- 取り組みの賛同者を地域内だけでなく、全国から募ることが必要。

山形県川西町まちづくり課

Key Message

「若者に対して手厚い事業を実施し、若者の流出抑制に一定の効果あり」
「各種交付金を採択する企画提案力があり、日ごろの取り組みから地区の自治力が高まっている」
「それぞれの活動を住民はもちろんのこと、自治体職員も誇ることが出来る」

ヒアリング日時：平成27年7月10日（金）

ヒアリング場所：東沢地区交流センター

ヒアリング対象者：まちづくり課地域づくり推進室 地域づくり推進主査 小形崇洋 氏、田宮悠佑 氏

■ 地域づくりの経緯

● 川西町の現状

- ①人口の減少、②高齢化の進行、③財政状況の悪化、④地域の衰退により町民生活に与える影響が危惧された。

● 行財政を取り巻く環境の変化

- 行財政改革の推進に伴い、経費・人員の削減や事務事業の見直しなどを実施。これまで行政が担ってきた『公共』の領域を担い得る範囲が縮小。その一方で人口減少や高齢化などに伴うニーズ拡大により『公共』の領域は拡大。

→ズレの生じた『公共』の領域の新たな担い手として、地域や町民、NPO、ボランティアなどに期待

- 市町村合併の動向に鑑み、将来的に合併した場合、行政と住民相互による連帯の弱体化や周辺部の衰退など、町民生活に大きな影響を与える可能性を懸念。

→備えとして町民自らによる自主自立の地域づくりが必要

● 地域づくりの経過

- 平成14年度、町職員による地区公民館運営を公設民営化し、地区の社会教育団体に管理等を委託
- 平成18年度、指定管理者制度導入。庁内に協働のまちづくり課設置し、地区担当職員制導入及び交付金制度創設し地区経営母体設置及び地区計画策定を支援。
- 平成21年度地区交流センター運営開始。管理者を新地区経営母体に指定。

■ コミュニティ政策

● 川西町まちづくり基本条例（平成16年6月制定）

- 行政と町民の役割分担やまちづくりの原則などを定め、地方分権の流れの中でどう地域づくりするか明示。

● 地域計画の推進

- 平成18年より各地区が策定。地区毎に策定年度や計画期間が異なる。計画の進行管理にPDCAサイクルが活用されている。
- 地域づくり推進のため、協働のまちづくり地域支援事業交付金（一括交付金）を支給。平均1,600千円/地区（1事業あたり400千円）、地区の人口や世帯などに照らして若干の差あり。

● 地区担当職員の配置

- 経営母体立ち上げ・育成支援、地区計画策定支援、各種助成事業活用支援、町と地区双方向の窓口機能（パイプ調整役）。

● 交流センター化

- 公民館をコミュニティセンター（地区交流センター）に移行し、首長部局の管理の下、地区経営母体を指定管理者とする。
- 地区交流センター指定管理料及び運営費として約10,000千円を支給。運営費内訳として、センター長、事務局長、局員、職員（臨時10ヶ月分）、それぞれ1名分を積算。

■ 地域づくりの仕組み

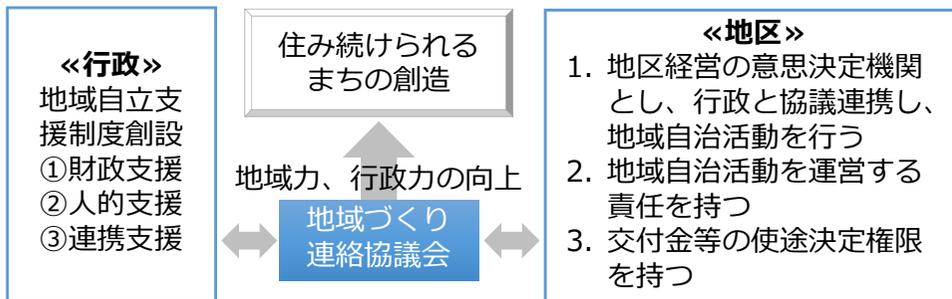
● 地区経営母体の現状

- 町内7地区に地区経営を行う組織（地区経営母体）があり、それぞれの地域特性や旧来の体制などを活かした組織体制を構築。切磋琢磨し合い、地域主導で地域に根ざした豊かな活動に取り組む。
- 行政の若者に対する手厚い事業が各地区の取り組みとしても派生することにより、若者の流出抑制に一定の効果が見られる。
- 各地区の行事では小学生や中学生の地域活動への積極的な参加を促し、運営に巻き込んでいる。
- 総務省の交付金について、県内では川西町の4地区が応募し、吉島と小松の2地区が採択される。各地区が短い募集期間の中で事業の企画提案ができることから、地区の自治力が高まっているといえる。

● 地区経営母体の役割

- 町民が自らの手で課題を解決し、地区・地域で暮らし続けられる町を創るために、町民と行政それぞれが自働し、パートナーとして協働できるよう住民自治組織を再構築し、責任と役割を明確化
- それぞれの役割として、行政は地区経営の支援、地区は自主自立による地区経営。
- 地区の具体的役割、①地区課題の集約と地区計画の策定、②地区経営母体の運営・強化、③交付金等の使途決定、④センターを核とした地域自治活動の実施。

行政と地区の役割（ヒアリングをもとに東北活性研作成）



● 地域づくり連絡協議会

- 地区経営母体代表者や事務局長、副町長、担当課課長などが参加し、交流センターと町が効果的な連携を図り、共通する地域課題解決を図る。その他、連携組織として事務局長と各課主幹級職員による「支えあいのまちづくり会議」を組織、地域事業との連携調整を行う。
- まちづくりマイスター養成講座
 - 連絡協議会において地域の担い手不足という課題が提起され、平成23年から地域づくり人材育成「まちづくりマイスター養成講座」開校（委託事業）。各地区経営母体からの推薦者及び20～40代の若者を対象にファシリテーションや話し方など10講座を提供。10講座のうち6講座以上の受講でマイスター認定。
 - 4年間の開催で40数名が認定された。講座に対して地区の支持が厚く、推薦により多くの若者が参加。
 - その他、若者未来塾（若者団体向け）や青年海外研修などの事業補助金を交付し、若者に対して手厚い事業を実施。

■ 中間支援組織その他機関との連携

- 地区経営母体からの提案などを取り入れ、地域づくりを推進。
- 中間支援組織「おきたまネットワークサポートセンター」（山形県置賜地方3市5町の地域や市民活動団体を支援）に上記養成講座を委託。

■ 課題と展望

- 職員は地区経営母体の組織化や計画策定などに常に丁寧な対応を心がけてきた。それが地区経営のさらなる広がり発展していると考えられる。
- 職員の地域づくりへの理解と意識は深まっており、地区の自治力の高まりとともに、職員はそれぞれの立場で地域に関わることが出来ている。
- 今後、世代交代を迎える地区経営母体の動向に注視する必要あり。

北上市まちづくり部地域づくり課

Key Message

「地域間の活動の質・量の違いは『格差』ではなく『個性』」
「補助金を柔軟に使えるようにすることで、戦略的な地域づくりが可能に」
「地域づくり組織条例は、市と地域づくり組織のパートナーシップを明確化」

ヒアリング日時：平成27年10月27日（火）
ヒアリング場所：北上市生涯学習センター
ヒアリング対象者：地域づくり課 課長補佐 高橋恵氏

■ 地域づくりの経緯

- 平成3年の市町村合併から行財政改革を推進。改革の姿勢の一つである「新しい地域経営の確立」のため、市民や地域との新たな関係の構築に取り組む。また「住民自治」を実現するために『協働』に注目し、平成12年に市民参加による総合計画検討を開始。
- 平成13年、総合計画基本計画に地域計画の策定が位置づけられ、各地区に地域計画を策定する自治協議会の組織化が推進される。自治協は、既存の組織と新設の組織がある。構成は行政区（125）単位や自治公民館（250）単位など様々。
- 平成18年、「北上市まちづくり協働推進条例」（平成18年制定、平成24年12月改正）。各自治協議会が地域計画を策定。行政改革の影響により公民館を交流センター化し、指定管理者制度を導入。地域づくりの活動拠点とする。
- 平成25年に自治基本条例、地域づくり組織条例を施行。
- 地域づくりに取り組み始めた当初、地域の一部ではやらされ感があった。しかし、地域計画策定や意見交換の中で、市民の間に住民自治や協働の理念が浸透。現在は地域づくりが定着し、市民の間に「自分たちの問題を自分たちで解決する」という意識が定着。

■ コミュニティ政策

- 自治基本条例（平成25年1月施行）
 - 協働のまちづくりに向けた理念・定義・役割分担を定めるまちづくりの規範。
- まちづくり協働推進条例（平成18年制定、平成24年12月改正）
 - 市民活動の推進、協働の推進に向けた仕組み・体制を定め、まちづくり活動・参加を定義。
- 地域づくり組織条例（平成25年1月施行）
 - 自治・地域組織の定義とコミュニティ活動の推進の取り組みを定める。自治協議会（地域づくり組織）を対象とし、市と自治協の位置付けを明確にし、パートナーシップを明文化。
- 地域計画
 - 地域計画は総合計画に呼应し10年間のビジョンを設定、前期分と後期分それぞれ5年の計画と個別の事業計画を策定。
 - 事業計画は地域主体分と市主体分、協働でおこなう部分に分けられる。市の主体分として提案された事業全てに市が対応出来るわけではなく、地域へ実施の能否を回答。（地域の優先順位も考慮しながら推進）
 - 地域計画は各自治協で策定委員会を設置し、委員会は自治協内の部門単位や自治協全体など、人数も構成も異なり、自治協それぞれのやり方に任せている。
 - 市としては、勉強会や情報交換会の実施するほか、中間支援組織と連携し、地域のニーズにあわせた支援を実施。

地域ビジョン10年間

地域計画 前期5年間

後期5年間

事業計画3年

見直し

事業計画3年

見直し

地域計画の構成

（ヒアリングをもとに東北活性研作成）

●地域づくり総合交付金（平成26年～）

- 旧交付金をより使いやすくし、金額を増額。主な変更点として対象事業の拡大や事業費の予算編成の権限拡大、繰越的取扱、使途制限の緩和など。

→地域でより戦略的に地域づくりができる状況となっている。

●交流センター

- 交流センターでは、各自治協が事務長などの職員を配置し、地域づくりと生涯学習事業を展開。有給の職員に対して、地域内の団体からの依存が強まり、業務負担は大きい。
- 交流センターの指定管理料は平均約1,500万円（人件費1,000万円、センター長、事務長、生涯学習推進員2名、地域づくり推進員1名分を積算。配置や配分は地域に委任）。

■地域づくりの仕組み

●自治協議会の現状

- 市内に16あるおおむね小学校区を単位とする自治協議会が地域計画に基づき地区事業の企画運営と予算化を行う。
- 財源は市からの総合交付金その他、世帯からの会費や企業からの協賛金などを充当。
- 役員が多くが定年退職者であり、現役世代は一部。構成員の固定化を懸念。
- 人口1,000～3,000人程度の地区の活動が活発な様子。
→人口減少地域は課題意識が強く、積極的に活動を推進。
- 通常の活動はお祭り、文化祭、運動会、敬老会など。交通空白地帯の自治協が立ち上げ支援を行ったNPOが乗合タクシーを運営するなど、地域の特性が出ている。
- 事業を実施しているところは、別組織を法人化して進めている。
- 定期的な情報発信として「交流センターだより。その他、動画配信やF B、ブログ等で行っている自治協もある（基本的には交流センター業務として）
- 自治協間の活動の質・量の違いは格差ではなく、個性と捉える。

●自治協議会と自治公民館の役割

- 自治協は自治公民館単位では解決できない広域的な地域課題の解決に取り組む。
- 市民の認識として、自治協の位置づけが分かりづらく、暮らしに近い自治公民館になじみがある。ちなみに交流センターへの市民の認識は高い。
- 公民館と自治協の活動は連動していない。
- 自治組織連絡協議会
●自治協間の連携として自治組織連絡協議会が組織され、市と共同の研修会や事例発表会などを開催。自治協間に競争意識は少なく、隣接する自治協同士の連携事業もみられる。

■中間支援組織との連携

- 市と地域では対立構造を生みやすいため、第3者として機動力のある中間支援組織が介在し、両者のコミュニケーションを図ることは重要。
- 地域コミュニティへの支援事業だけでなく、総合計画や都市計画の策定など、様々な場面で事業を委託。

■課題と展望

●行政

- 市職員の間で「協働」の意識を高めていく。
- 各課から自治協へ業務依頼が多く、自治協の雑務が年々増加。自治協が運営に専念できるように負担軽減が必要。
- 自治協議会
●組織が硬直化しているため人材確保や人材育成が必要。
→一部の事務局職員は若いので、地域計画などで若い人の意見を組み入れている
- 法人化して運営力をもつ自治協が現れることに期待。

岩手県一関市まちづくり推進部まちづくり推進課

Key Message

「継続的な話し合いこそが地域協働体の核」
「地域協働体の機能として、地域の中でできなくなっていくことを補完していく」
「協働は市全体での理解と取り組みが大切」

ヒアリング日時：平成27年10月27日（火）

ヒアリング場所：一関市市民活動センター

ヒアリング対象者：まちづくり推進課長補佐兼地域づくり係長 佐々木修路氏

■ 地域づくりの経緯

- 平成17年の合併を契機に地域の広域化に加えて、合併前の各市町村の特性が失われることが懸念されていたことなどから、平成19年に総合計画の基本的な考え方の一つに「協働のまちづくり」が位置づけられた。
- 平成22年に「一関市協働推進アクションプラン」を策定。協働の考え方・定義を「協働の主体である市民組織、企業、行政が互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動すること」とし、「継続的な話し合い」を協働の行動基準の一つとし、まちづくりの基本的な方向性を示す。そして、公民館のエリアで地域協働を進めるための組織体「地域協働体」の組織化と育成を明記。
- 計画への理解を求め、公民館単位での住民説明会を実施。
- その後、より具体的な実行計画の必要性が認識され、アクションプランの実施計画となる一関市地域協働推進計画の策定に着手。平成24年に市民委員による検討を行う地域協働の仕組みづくり検討会議を設け、平成26年に推進計画を策定。
- 当初、計画の推進に対して市民から否定的な意見が寄せられた。市は地域協働体が自治会といった単体では出来ない取り組みを補完していくこと、地域を構成する全ての組織に地域について話し合う場が必要であることを説明。中間支援組織である市民活動センターとともに地域協働の仕組みづくりを支援。
- 各地域が地域協働体設立の準備を開始。順次、組織の設立、事務局員の確保、地域づくり計画の策定に着手。
→進捗に応じて補助金や人的サポートなどを開始。

■ コミュニティ政策

- 一関市地域協働推進計画（平成26年度～30年度）
 - 地域協働による地域づくりを推進するため、その担い手である地域協働体への支援に関する基本的事項を定める。計画期間の地域協働体の体制強化と活動支援など、制度の構築から実施までを詳細に明記。組織の活動拠点を市民センター（旧公民館）とすることや財政支援だけでなく人的支援などを示す。
- 地域づくり計画の推進
 - 地域協働体が策定する地域づくり計画に基づく活動に対し、「地域協働体活動費補助金（ひと・まち応援基金）」を交付。
※100%補助
 - 平成27年度は、1地区最低80万円（均等割30万円、人口割50万円+20万円/人口1千人）。なお、単年度で完結しない事業や隔年で行う事業等に充てることができるよう、補助金の限度額の50%は次年度に積み立てが可能（3年限度）。
 - 使途は地域づくり計画に掲載されている事業であれば、構成団体が行う事業にも適応。ただし、構成団体に既に支給されている補助金との重複活用は不可。
- 行政内での推進体制
 - まちづくり推進課は協働担当課として、各支所に配置される地域担当職員（各支所の地域振興課）を支援。
→地域担当職員が、各協働体の支援窓口としてさらに市役所の担当部署と協働体のコーディネートをを行う。

■ 地域づくりの仕組み

● 地域協働体の現状

- 地域協働体のエリアは市民の生活に密接な市民センター（旧公民館）の区域。構成員は自治会や各種団体、NPO、企業など。
- 地域協働体は、各種団体の上部組織ではなく、「円卓会議」のような組織。「継続的な話し合い」こそが地域協働体の核。
- 33市民センター（分館含む）区域のうち、平成27年10月末時点で29の地域協働体が組織化（地域づくり計画策定済み8組織）。

● 地域協働体と自治会の役割

- 自治会は、市内468の団体が市に登録。市の補助金等を有効に活用し活動している。しかし、自治会の現状は、高齢化や人口減少で担い手が少なく、役割が重複化。今後、地域協働体は自治会など地区の意見をどのように吸い上げていくかの議論が必要。
- 地域協働体は自治会も含めた「話し合い」、「横の連携を強化」し、地域の将来像（ビジョン）を示した地域づくり計画を策定。役割分担により、その計画に基づいた事業を実施。
- 地域協働体は構成団体が「地域の中でできなくなっていくこと」を補完。

● 地域協働推進員

- 市の非常勤職員（任期1年間）として、各地域における協働のまちづくり及び自主的な地域づくり活動を支援する。地域協働推進員の任期を終える2年目以降は、地域協働体が雇用する地域協働体の事務局職員に移行。市は、その人件費を補助。
- 地域協働推進員に対しては、市が研修を実施。しかし、任用時期が異なるため一括的な研修の開催は困難。その他、中間支援組織が地域づくりコーディネーター講座を提供（任意参加）。
- 各地域の地域協働推進員のキャリアは様々。

● 市民センターの指定管理について

- 地域協働体による市民センターの管理運営と活動拠点としての活用は、市民主体の地域づくり活動を促進するうえで、持続的な地域協働の取り組みを確保するための仕組み。
- 平成28年度以降、地域協働体の運営体制が整うなどの進捗状況に応じて、市民センターの指定管理を希望するところから委託を開始。
※地域協働体は先ず地域づくりの推進が先決。

行政と地域の役割（ヒアリング資料より転載）



● 代表制の担保

- 地域協働体の代表制を担保するため、地域協働体の登録基準として地縁組織の参加を必須とする。その他の各種団体は地域の実情に応じて参加。

■ 中間支援組織との連携

- 中間支援組織は専門性があり、地域に入り込み、細やかな支援を提供することができる。市と中間支援組織が推進チームとなって地域協働体を支援していくことが大切。

■ 課題と展望

- 地域協働体は個人としても参画が可能であり、新しい人材をどう取り込めるかに大きな期待。
- 市民はもとより、行政内部においても「協働」の理解を深め、市全体で取り組んでいくことが大切
- 地域づくりの推進には多くの市民が地域協働体の話し合いに参加することが必要。そのために行政は「意識づくり」の支援が必要。

特定非営利活動法人 いわてNPO-NETサポート（岩手県北上市）

Key Message

「地域が主体的に計画を策定するので、その地域にあわせたサポートを実施する」
「行政は機会の均等、NPOはニーズへの均等化によって、お互いの力を高める」
「さまざまな協働事業を実施することで、政策の一体的な推進が可能になる」

ヒアリング日時：平成27年9月16日（水）
ヒアリング場所：一関市市民活動センター
ヒアリング対象者：事務局長 菊池広人氏

■ 団体概要

- 特定非営利活動法人いわてNPO-NETサポートは「北上市市民活動情報センター事業」を受託運営。
- 北上市全域の地域コミュニティおよびNPO団体を対象に情報発信、補助金情報の提供、各種相談対応を実施。
- 委託費は年間約240万円。
- 団体として8名（非常勤）のスタッフが所属。それぞれに専門分野があり、各地区のニーズに応じて各々が支援を提供。

■ これまでの経緯

- 平成12年、いわてNPO-NETサポート設立。平成13年から北上市の中間支援組織として、総合計画策定や地域計画、条例、都市計画などの策定支援を実施。
- 平成18年、委託事業として市民活動情報センターの運営を開始（毎年企画提案コンペがあり、それに基づき市より委託）。公民館の交流センター化にあたっては、人材育成支援等も実施。
- 現在は、北上市と協働で、景観計画推進、総合計画策定ワークショップ、シティプロモーション、まちづくり協働フォーラム、職員向け研修事業等、多様な事業を実施している。
- 復興支援活動においても、大船渡市、大槌町の仮設住宅におけるコミュニティ支援、大船渡市の市民活動支援センター設立支援、岩泉町の地域づくり支援協議会設立支援等を実施。北上市での協働推進、コミュニティ形成のノウハウをもとに、被災自治体の復興まちづくりの仕組みづくりのサポートを継続的に実施。

■ 主な支援内容

● 地域計画の推進

- 北上市では総合計画基本計画に地域計画を位置付け、具体的な実施計画では市と地域の双方が取り組むべき内容に優先順位をつけ、計画を実行する。
 - 平成28年からの第4期地域計画の策定においては、市の地域づくり課とNETサポートが協働で、地域のニーズに合わせ、情報提供からワークショップの運営まで、地域の状況に応じた支援を実施。
- #### ● 北上市が目指すべき都市像『あじさい都市』
- 都市計画マスタープランに示される市のまちづくりのビジョン。
 - コンパクトシティの考え方の1つであり、人口を一カ所にまとめる政策ではなく、16地区がそれぞれの「花」ととらえ、都市機能はそれを支える茎となって、地域を支える構想。それぞれの地域づくり組織が持続可能な地域づくりを推進する中で、ハード面とソフト面双方で行政側も支援し、多様な魅力のある持続可能な地方都市を構築する。
 - 都市計画マスタープラン地域別構想には地域計画が反映され、土地利用（ハード面）も含めた、地域ビジョンの実現に向けた体制づくりを行っている。それら計画を一体的に検討し、それぞれが活かされるサポートを実施。

■ 中間支援組織の役割と位置づけ

- 北上市市民活動情報センター事業は、相談窓口の設置と情報提供を行う「情報のハブ」としての機能を果たす。
- 地域づくり活動のさらなる推進にむけた事業費の獲得など、さまざまな組織との協働事業により実施している。
- 固定的な事業ではなく、ニーズにあわせて、柔軟に対応ができる体制となっているとともに、様々な部署や組織とつながりやすくなっていることがメリット。

■ 課題と展望

● 今後の協働推進について

- 現在、市民活動情報センター事業および地域における交流センターがスタートして10年度目となっている。当初は時代にあっていた事業も10年が経た中では、改善が必要となっている。
- 特に各地区に安定的な運営基盤が構築できたことは成果であるが、一方でイノベーションが起きにくい体制も生まれている。
- 今後、若者を対象とした人材育成プログラムの実施、特に高校生との連携など、新しい取り組みを行っていききたい。

コミュニティ政策への関わり

	北上市	いわてNPO-NETサポート
平成3年	市町村合併	
平成11年	北上市行政改革大綱	
平成12年		設立
平成13年	総合計画に初の地域計画	自治組織へ地域計画策定支援
平成15年	行財政改革緊急プログラム	協働まちづくり市民会議設置
平成18年	まちづくり協働推進条例制定 市民活動情報センター設置 地区交流センター指定管理制度 きらめく地域づくり交付金制度	市民活動情報センター運営支援（～現在） 地区交流センター人材育成支援 地域づくり事業企画支援
平成20年	きたかみ未来創造会議設置	きたかみ未来創造会議運営支援（～現在） 元気な地域創造ワークショップ実施
平成23年	総合計画始動・外部評価開始	きたかみ震災復興ステーション運営 自治基本条例策定支援
平成24年	自治基本条例制定 まちづくり協働推進条例改正	まちづくり協働推進条例改正支援
平成25年	地域づくり組織条例制定	
平成26年	都市計画マスタープラン全体構想策定	都市計画マスタープラン地域別構想策定支援 次期地域計画策定支援

いちのせき市民活動センター（岩手県一関市）

Key Message

「中間支援機能の役割は、「交通整理」「クッション材」「翻訳」
「第三者をおくことによって、会議自体の安心・安全な担保を行う」
「ゆるやかな協議会だからこそ既存組織を残す→ただし機能維持のための「自治会再編」は必要」

ヒアリング日時：平成27年9月16日（水）
ヒアリング場所：いちのせき市民活動センター
ヒアリング対象者：センター長 小野寺浩樹氏

■ 団体概要

- 特定非営利活動法人レスパイトハウス・ハンズが「市民活動支援事業」（いちのせき市民活動センター運営）を受託。市全域の地域コミュニティ及びNPO団体を支援。
- 活動拠点はいちのせき市民活動センター、せんまやサテライトの2ヶ所。それぞれ4名と3名の職員で運営。
- 運営資金は市の受託金2,980万円。

■ これまでの経緯

- 平成15年、市が全市で活動するNPO団体の調査を実施。障がい者支援を行っていたハンズはNPO間の連携ネットワークを構築し、年4回の情報交換会を開催。
→障がい者の社会参加・理解促進のためにはまちづくりが重要であり、その手段として中間支援を実施することになった。
- 平成17年、県振興局事業として支援センター事業がスタートし、事業を受託。NPO支援に特化したサポートを提供。同時期に一関市が合併し、旧7市町村単位に地域自治区を設定。
- 平成20年、県から市委託事業に移行し、コミュニティ支援も行う「いちのせき市民活動センター」を開設。地域自治区が廃止され、行政と市民の間に協働の機運が高まり、コミュニティ支援も強化。
- 平成22年、アクションプランの策定に伴い、地域住民向けの懇談会や説明会を開催。→東日本大震災の影響により認知度が低い。
- 平成26年にアクションプランを実現するために地域協働推進計画を策定。地域づくり支援をスタート。

■ 主な支援内容

- 地域協働体設立及び地域づくり計画策定支援
 - 市役所内の地域協働体設立支援チームに参画。
 - 地域協働推進計画の推進のため、説明会を実施。説明会后、センターが各地のWS開催を支援。
 - 現在、各地域で地域協働体が設立され（33地域中26地域）、支援内容は随時、組織化から地域づくり計画の策定に移行。
 - 地域づくり計画策定の支援期間は約1年半に及び、15～16回の住民WS開催。WSでは場づくりなどのコーディネートや議論の進め方にアドバイスを行う。
- コミュニティ支援の多様性
 - 人口が多い地域は、つながりの構築からスタート。
→コミュニティ由来の組織がないことなどから住民間のつながりが弱い
 - 中山間地は仕組みを整理し、つながりを再構築。
→人口減少等によりつながりにひずみが生じ、機能低下が進展。
 - 支援体制は地域担当制を採用し、旧町村単位にスタッフ1名を配置。支援の段階や内容に応じて、組織内で内部調整し、担当スタッフのほか1～2名で対応
 - 組織のライフサイクルに応じた段階的な支援内容を準備。人材育成では「まちづくりコーディネーター養成講座」開講し、地域協働推進員など多くが参加し、信頼は厚い。

■ 中間支援組織の役割と位置づけ

- 市およびセンター、地域に配置される地域協働推進員というそれぞれのポジションが明確にされていることが一関市の地域づくりの強み。
- 市の姿勢として、これまでは行政側が政策の原案を作成し、住民の意向を汲んでいたが、協働に関する政策についてはゼロベースで住民に投げかけ、住民が政策策定に加わることとした。また、協働体やその運営のあり方、地域づくり計画の内容など多様な選択肢を提示し、住民が合意形成を図りながらよりよい形でまちづくりに取り組めるよう政策を推進。
- センターは市と地域コミュニティの交通整理・クッション材・翻訳を行い、協働の実現に向けた橋渡しを行う。
- 基本的に全ての地域に関わり、地域づくりの進捗に関して住民が安心感を得られる状況をつくっていく。
→中間組織という第三者の存在を置くことによって、地域の会議自体も安心・安全を担保する。
- 地域コミュニティと市民活動団体の支援比率は、現在は9:1。市民活動支援は、法人設立よりも継続的な活動推進を実施。
- その他取り組みとして県内13の中間支援組織とネットワークを構築し、代表者レベルで情報交換を実施（中間支援ネットワーク）。
- 地域の課題と資源によって、コミュニティビジネス等の展開も行っていく
- 協働体はゆるやかな組織だからこそ、既存の組織（自治会や各種団体）は残していく。
→ただし、人口減少があるので、「自治会の再編」は進めていく。
- 地域協働推進員といった現場レベルのスタッフを通じた情報交換の場は必要。地域協働体連合体といったさらなる組織化は必要ない。

■ 課題と展望

● 地域協働体としての今後

- 市の現状として、地域協働を推進しなければ地域コミュニティの存続は難しい。
→地域コミュニティの仕組みの再整理が必要。住民が地域コミュニティを負担なく運営していけるような体制をつくっていく。
- 地域協働体が地域を冷静に判断できるような中間支援機能を発揮することに期待。そうした協働体の支援のもと自治会など各組織も活発に機能することが可能。
→協働体の機能が高まるに従い、センターの存在は少しずつ薄めていく。中間支援をセンターが行うのが最終ステップ。
- 住民が納得できないままに地域づくりを進めてしまうと、不平不満しか残らないので、じっくり進めていく。
→そのために、まずは地域を見つめなおすワークショップを実施。

● 中間支援組織としての課題

- 自主財源の確保が課題。市からの受託金その他、収入として講座参加費やファシリテーション謝金などが得られるが、スタッフの継続的な雇用を視野に入れば、自主財源の確保が必須。
- 市および職員に協働の理念を浸透させるため、研修会の必要性を感じている。
- 自治体運営の仕組みに住民との協働を定めるべくまちづくりの条例化を目指す。